

参議院法務委員会會議録第八号

平成八年六月十三日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月七日

辞任

菅野 久光君

補欠選任

一井 淳治君

五月十五日

辞任

本岡 昭次君

補欠選任

武田邦太郎君

五月十六日

辞任

武田邦太郎君

補欠選任

本岡 昭次君

五月二十一日

辞任

千葉 景子君

補欠選任

青木 新次君

五月二十二日

辞任

中原 爽君

補欠選任

井上 孝君

青木 新次君

千葉 景子君

五月二十三日

辞任

井上 孝君

補欠選任

中原 爽君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

及川 順郎君

志村 哲良君

野村 五男君

平野 貞夫君

橋本 敦君

遠藤 要君

下稲葉耕吉君

鈴木 省吾君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

説明員

法務大臣官房参事官

外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長

柳田 幸三君

川田 司君

本日、の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事執行法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(及川順郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、来る十七日に参考人として、駿河台大学法学部教授竹下守夫君、日本弁護士連合会副会長中務嗣治郎君、読売新聞社編集局解説部長長嶋憲一君及び弁護士坂本修君の出席を求め、その意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰ぶ者あり。

○委員長(及川順郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(及川順郎君) 民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。長

尾法務大臣。

○國務大臣(長尾立子君) 民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の民事訴訟法におきましては、その第一編から第六編までにおいて民事訴訟手続に関する規定が設けられております。現行の民事訴訟法は明治二十三年に制定されたものであり、民事訴訟手続に関する部分については大正十五年に全面的に改正されましたが、その後はその全般にわたる見直しが行われておらず、今日に至るまで、基本的には大正十五年改正当時の民事訴訟手続の構造が維持されております。しかし、この間の社会の変化や経済の発展等には著しいものがあり、これに伴って民事紛争も複雑多様化しており、民事訴訟手続に関する現行法の規律については、現在の社会の状況に適合していない部分が生じております。また、裁判に時間と費用がかかる、訴訟手続が当事者にとってわかりにくいものとなっているなどの民事訴訟の現状に対するさまざまな問題点が指摘されている状況にあります。

そこで、民事訴訟法案は、これらの問題点に対処する見地から、民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものとし、訴訟手続を現在の社会の要請にかなった適切なものとするために、新たな民事訴訟法を制定し、民事訴訟手続の改善を図ろうとするものであります。

以下、この法律案の要点を申し上げますと、第一は、争点及び証拠の整理手続を整備することであり、

適正かつ迅速な裁判を実現するためには、事件の争点は何であるかを早期に明確にし、これに焦点を当てた集中的な証拠調べを行う必要がありますが、現行法においては争点及び証拠の整理の手

続についての規定が不十分であり、利用しにくいものとなっております。そこで、これを改め、争点及び証拠の整理のための手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続の各手続を設け、手続の種類を多様化するとともに、その内容を充実する等の整備を図り、もって争点の早期の明確化に資することとしております。

第二は、証拠収集手続を拡充することでありまして、

早期に争点を明確にして、充実した審理ができるようにするためには、当事者が十分な準備を尽くすことができるようにする必要がありますが、現行法においては、証拠収集の手段として文書提出命令等の制度が設けられているものの、これらは当事者が充実した審理に向けて準備をするために証拠を収集する手続としては十分なものとは言えない状況にあります。そこで、文書提出命令の対象となる文書を拡張するとともに、その手続を整備するほか、当事者が主張または立証を準備するために必要な情報を直接相手方から取得することができるようにする制度を設けるなど、弊害が生じないように配慮しながら証拠収集手続を充実することとしております。

第三は、少額訴訟手続を創設することでありまして、

現行法は、訴額が比較的少額である民事事件については簡易裁判所の訴訟手続の特則を設けておりますが、この特則は、少額事件を訴額に見合った経済的負担で迅速に解決するための手続としては十分なものとは言えない状況にあります。そこで、請求額が三十万円以下の金銭の支払い請求事件について、原則として一回の期日で審理を遂げ、即日判決の言い渡しをするほか、被告による任意の履行がされるよう、被告の資力等を考慮して分割払い等の判決をすることができるようになるなど、一般市民がより利用しやすい特別の訴訟手続を創設することとしております。

第四は、最高裁判所に対する上訴制度を整備することでありまして、

最高裁判所は、憲法判断及び法令解釈の統一という重大な責務を担っておりますが、現在は、実質的に上告の理由がない上告事件が極めて多数に及んでいるため、最高裁判所がその処理に追われており、また、決定手続で処理される事件については、憲法違反を理由とする場合のほかに最高裁判所に抗告をすることができないものとされているため、最高裁判所がその本来の責務を十分に果たすことが困難な状況にあります。そこで、最高裁判所に対する上告については、上告受理の制度を導入し、最高裁判所は、法令の解釈に関する重要な事項を含まない事件は、決定で、上告を受理しないことができるようにするとともに、決定手続で処理される事件のうち法令の解釈に関する重要な事項を含むものについては、法令の解釈の統一を図る見地から、高等裁判所の許可により最高裁判所に抗告をすることができるようになるなど、最高裁判所がその機能を十分に果たすことができるように最高裁判所に対する上訴制度を整備することとしております。

なお、この法律の制定に伴い、最高裁判所規則の制定等所要の手続を必要といたしますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、また、現行の民事訴訟法につき所要の整理をし、必要な経過措置を定めております。

次に、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、ただいま申し上げました民事訴訟法案が可決されました場合、その施行に当たり、民法外四十三の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がありまして、これらの改正を一括して行おうとするものであります。

以上が、民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ

さいますようお願いいたします。

○委員長(及川順郎君) この際、両案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員太田誠一君から説明を聴取いたします。太田誠一君。

○衆議院議員(太田誠一君) 民事訴訟法案及び民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する衆議院における修正部分について、その趣旨を御説明いたします。

まず、民事訴訟法案に対する修正の趣旨について御説明いたします。

政府提出案は、公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出について監督官庁が承認をしないものは文書提出義務がなく、当該監督官庁の承認は、公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができないこととなっておりますが、その判断は行政庁の裁量にゆだねられ、司法審査が及ばないこととなっております。さらに、情報公開に対する国民の要請及び裁判所の審理促進に不可欠な証拠文書の拡大という本法案の趣旨を踏まえ、情報公開制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加える必要がありま

す。

そこで、文書提出命令に関する規定について、法案第二百二十条第四号を削除し、同号柱書きの「文書」を「文書(公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を除く)」に改めた上、法案第二百二十二条を削除することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うとともに、附則において、法案第二百二十条第四号に規定する公務員または公務員であった者がその職務に関し保管し、または所持する文書を対象とする文書提出命令の制度について、行政機関の保有する情報を公開するための制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとし、その措置は、本法律の公布後二年を目途として講ずるものとするものであります。

次に、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正の趣旨について、民事訴訟法案の修正に伴い所要の規定の整備を行うこととするものであります。

以上が政府提出の両法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨であります。

何とぞ修正に御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(及川順郎君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野村五男君 ただいま法務大臣として修正案提出者から御説明がございましたが、これまでの審議においては文書提出命令に関する質疑が中心であつたように思われます。しかし、今回の改正においては、最高裁判所に対する上訴制度の整備も一つの柱とされており、複雑多様化する社会状況から見まして今後司法の役割がますます重要になってくると考えられるところでありまして、その意味におきまして最高裁判所に対する上訴制度の整備が重要な事項であると思ひます。

そこで、最高裁判所に対する上訴制度の改正についてお尋ねいたします。

○政府委員(濱崎泰生君) お答え申し上げます。

最高裁判所は、憲法判断及び法令の解釈の統一という大変重大な責務を負っているわけでございまして、現行法上、上告と特別上告について裁判権を有しているものであります。

その問題点といたしまして、まず上告につきましては、一つに、最高裁判所におきましては、近時、民事訴訟等の上告事件数が増加しておりまして、刑事上告事件等をも考えますといわば負担過重の状況にあります上、今後も最高裁判所が憲法裁判所及び終審裁判所としての判断を求められる事件が一段と増加することが予想されます。

二つに、現行法では広く原判決に影響を及ぼす

ことが明らかな法令違反というものが上告理由として規定されておりますが、形式的には法令違反を主張しているものの、その実質は原審の事実認定に不服を言う者が多いという問題がございます。そういう問題のため、最高裁判所が憲法判断及び法令の解釈の統一という責務を十分に果たすことが困難な状況にございます。

一方で、抗告につきましては、現行法上、憲法違背を理由とする特別抗告を除きまして最高裁判所に対しては抗告を提起することができないというところになっておりますが、民事執行法や民事保全法等の制定に伴いまして、決定によって判断される事項の中に重要なものがふえてきております。一方で、重要な法律問題について高等裁判所の判断が区々に分かれている状況が生じているという問題がございますので、決定事件についても最高裁判所が法令の解釈の統一という責務を果たすという必要性が強いわけでございます。

そういうことから、今後、最高裁判所が憲法問題や重要な意義を有する法令解釈の問題について適切な判断を示し、その本来の責務を十分に果たすことができるようにするためには、適正な範囲で上告理由について整理をする、一方で、法令の解釈の統一を図る必要がある決定事件につきましても、法律審としての判断をすることができるようになる必要がある。こういう理由から、最高裁判所に対する上訴制度について所要の改正をすることとしたものでございます。

○野村五男君 では、最高裁判所にお伺いします。今回の改正において最高裁判所に対する上訴制度について改正を行った理由を改めてお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄君) 改正の理由といたしますと、ただいま法務省の方からも御説明がありましたが、最高裁判所が負担過重の状況にあるというのはいささかなり長い間の歴史がございますが、その歴史の中で、どうしても上告事件として処理をすべき、本来の最高裁判所が果たすべき役割を果たせるような形の上告制度の

あり方にしてほしいという、こういう強い希望がかねてから持っておったわけでございます。まさにそのふさわしい事件をふさわしい手続において処理をさせていただきたい、これが私どもの念願でございます。

○野村五男君 今、法務省、最高裁判所にお伺いしたわけですが、最高裁判所は負担過重の状況にあるとのことでございます。

その現状を知りたくて伺っているわけですが、最高裁判所の年間処理件数はどの程度になるのか、また最高裁判所判事は年間一人当たりどの程度の件数を処理するのか、最高裁判所にお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄君) 具体的に事件数で申し上げたいと思いますが、最高裁判所における平成六年じゅうの上告審訴訟新受事件でいいますと、再審事件を除きますが、その数は、民事事件が二千五百十八件、行政事件が二百五十四件、刑事事件が千三百三十九件でございます。総数で四千百一十一件でございます。

最高裁判所の裁判官の人数は、御案内のとおり、十五名でございますので、単純計算では最高裁判所裁判官一人当たりの事件負担は二百七十四件ということになるわけでございますが、最高裁判所の裁判官は原則的に各小法廷に配てられた事件のすべてについてその審理に参与するということとなりますので、平成六年じゅうの民事訴訟の上告審新受事件の数は二千五百十八件でございますので、この場合は特別上告事件を含みますが、民事事件に関する最高裁判所裁判官の事件負担は、小法廷三つでございますので、その三分の一でございます。八百三十九・三件と、単純に申し上げますとそういうことになるわけでございます。

○野村五男君 ありがとうございました。形式的には上告理由を主張しているものの、実質的には上告理由がないものが多いとのことですが、最高裁判所が原判決を取り消すのは年間の程度なのか、改めて最高裁判所にお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄君) 平成六年じゅうの民事、行政事件の上告審の既済事件のうち、原判決が破棄された事件の数は六十八件でございます。判決の総数は二千四百八十一件でございますので、その占める破棄判決の割合は約二・七％と、こういう数字になっております。

○野村五男君 ただいま説明がありましたような状況にあるとしますと、そのような問題を解消するために今回最高裁判所に対する上告制度をどのように改めたのか、お伺いいたします。

○政府委員(濱崎泰生君) 最高裁判所に対する上告につきましましては、まず最高裁判所に対する上告の理由を、一つに憲法違反、二つに法令違反のうち重大な手続法違反ということといたしまして、この事由を理由とする場合に限り最高裁判所に對して上告をすることができるよういたしました。

一方で、法令違反につきましましては、当事者は、最高裁判所の判例と相反する判断がある事件、その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件につきましまして上告審として事件を受理するように申し立てることができる、いわゆる上告受理の申し立ての制度を採用することといたしまして、最高裁判所がその事由に該当すると認めるときは上告審として事件を受理する決定をすることができるようになっております。

最高裁判所は、今申しました憲法違反または重大な手続法違反という事由がある場合には原判決を破棄しなければならぬものとし、一方、そういう事由がない場合でございますけれども、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるときは原判決を破棄することができ、こういう制度とすることといたしております。

○野村五男君 それでは、現行の民事訴訟法のもとでは、第二審の判決の事実の認定について不満があることを理由として上告をすることができるとのことか、お伺いいたします。

○政府委員(山崎潮君) お答えを申し上げます。我が国の民事訴訟におきます上訴制度につきま

しては、第一審の判決に対する不服が控訴、その判決に対する不服が上告になるわけでございますが、そこには大きな質的な差異がございます。控訴につきましては、事実認定に関します不満、あるいは法令の解釈、適用に対する不満、すべてが対象になるわけでございます。その関係から、控訴については理由は不要であるという構造をとっております。

最高裁判所に対する上告につきましましては、これは法律判断、あるいは法令の解釈、憲法の解釈ということに原則として限定がされるわけでございます。事実認定に関する不満は取り上げられないということ、最高裁判所におきまして上告の関係につきましましては、高等裁判所までで行われた事実認定を前提にして判断をすること、こういう構造になっているわけでございます。

○野村五男君 上告審は専ら法律の適用について審理を行うとのことですが、現在は判決における事実の認定が著しく常識に反するような場合であっても上告をすることができないのか、またその点は今回の改正によってどのようなものか、御説明をお願いします。

○政府委員(山崎潮君) ただいま申し上げましたように、上告審におきましては事実認定に関する不満は言えないということになっております。しかしながら、事実認定に関するものであっても著しく常識に反するものもあるわけでございます。これは専門的には経験則違背ということでございますが、この具体的な内容は、経験から得られた物事あるいは事象に関する知識とか法則ということになるわけでございます。これにつきましましては、法令違反ということと上告理由となる場合があるというふうに解釈されているわけでございます。

この経験則、易しく言えば、例えば赤ちゃんが激しく泣いているという状況では、赤ちゃんは決して喜んではいない、要するに何かを要求しているかどこか悪いところがある、こういうようなことが導き出されるわけでございます。こういう点につきましまして、今回の改正

案でどういふふうに扱われるかということが問題になるわけでございます。

先ほど答弁がございましたように、今回の改正案につきましては上告受理制度というものを設けているわけでございます。これは三百八十八条に設けられているわけでございますけれども、ここでは法令解釈につきまして重要な事項を含んでいるかどうかということが受理されるかどうかの要件になっております。したがって、まずその法令解釈に入るかどうかということになるわけでございますが、私どもは経験則違背は法令解釈に関するものであるというふうに理解をしているところでございます。

この点につきましては、法律の専門家の一部からでございますけれども、ここに含まれないのではないかと御指摘がございまして、その御指摘のどうも内容は、経験則につきましてはそれを適用するかどうかの問題ではないかと、こういう御指摘がございまして、解釈に関するものではないんじゃないかと、こういうふうなことでございまして、この解釈という文言の中に含まれないというふうな御指摘かと考えられます。

しかしながら、経験則を適用する場合には、どういふ経験則があるのかということが前提として解釈が問われるわけでございます。経験則につきましては、したがって、解釈と適用と二つの場面があります。そういう関係から、この法令の解釈というところに含まれるというふうに理解しているところでございます。

○野村五男君 次に、許可抗告制度について伺います。今回の改正では、上告制度の改正と決定手続における許可抗告制度の導入は一体のものであると聞いておりますが、今回新たに導入される許可抗告制度とはどのようなものか、お伺いいたします。

○政府委員(山崎潤君) ただいま上告制度につきまして申し上げてきたわけでございますが、この抗告制度は判決手続ではなく決定手続に関するものでございます。

決定で判断される事件につきまして、例えば民事執行の関係、あるいは民事保全の関係、あるいは家事事件等、最近非常に複雑なものがふえているわけでございますが、このような事件は決定事件で処理されることが大部分でございます。このような事件にしましては、仮に不満がありまして最高裁判所で判断してもらうためには憲法違背、あるいは憲法の解釈に間違いがあるというところとでなければならぬわけでございます。このルーツは特別抗告というふうに言われているわけでございます。

しかしながら、憲法判断に至らない法令の解釈、適用の誤りというものもあるわけでございますが、現在ここににつきましてはルーツがないと、閉ざされているわけでございます。しかしながら、やはり決定事件といえながら、大変重要なものがふえているわけでございます。このようなものについて最高裁判所の判断を仰がないということになりますと、高等裁判所の判断が最終の判断になるわけでございますが、物によつては東京高等裁判所と大阪高等裁判所の判断が分かれてしましまして、結論が全く反対になるということも生じるわけでございます。現に生じたことが何回かございまして、こうなりますと、大変実務が混乱をするということになります。

これにつきまして、では立法改正したらいいじゃないかという御意見もあらうかと思ひますが、立法改正をやるには大変なエネルギーが要るわけでございます。今回の民事訴訟法もまさに大変なエネルギーが必要だったわけでございますが、一つ一つの個別の事象についてその都度法改正をするというのは大変困難でございます。そういう関係から、その辺の調整を最高裁判所に果たしていただきたいということになるわけでございます。

そういうことから、今回はやはり最高裁判所の法令解釈の統一という機能を十分に果たしていただくということから、高等裁判所の方で、これは重要な法令解釈の問題を含むということであ

ば、許可をいたしまして最高裁判所へのルーツを広げる、こういうふうにしたわけでございます。今回の改正につきましては、上訴制度について、これを制限するものであるというふうに御指摘されるところがございまして、決してそうではなく、この面におきましてはかえって広げているというところでございまして、私どももいたしましては上訴制度の整備であるという理解をしているところでございまして、この点を十分に御理解いただきたいと思ひます。

○野村五男君 最後にもう一点だけお伺いします。ただいま説明がありましたが、今回の最高裁判所への上訴制度の改正の趣旨、内容等については、憲法判断や法令解釈の統一という機能の充実に図るために適切なものと思ひますが、このように最高裁判所に対する上訴制度を改正したとしても、重要なのは実際の運用だと思ひます。

そこで、具体的に運用に当たる最高裁判所としてはこの改正をどのように考えているのか、お伺いします。

○最高裁判所長官代理者(石垣君雄君) 先ほど来、委員も御指摘になりましたが、今回の改正は、今後司法の果たすべき役割が高まり、事件がさらに増加するという状況が見込まれることから、最高裁判所が憲法問題や重要な意義を有する法令解釈の問題について速やかな判断を示し、その本来の責務を十分に果たすことができるようにするため、真に最高裁判所が判断するにふさわしい事件に精力を集中できる環境を整えることが必要である、こういった認識のもとに行われるものであるというふうに理解をしているものでございます。

このような改正案が提案されておりますのも、民事訴訟に対する社会的関心が非常に高くなつておりまして、司法に対する国民の期待が背景にあるものと考えられるわけでありまして、これにつきましては非常にありがたいことであるというふうに感じる反面、今後改正法のもとの民事訴訟

訟の運営に携わる者として、最高裁判所を初めとする裁判所の責任の重大さを改めて痛感しているところでございます。

改正後の最高裁判所への上訴制度の運用の具体的な方については、実際に事件を担当する最高裁判所の裁判官が判断すべき事項でございますが、事務当局として意見を述べる立場ではございませんが、民事訴訟を国民に利用しやすく、わかりやすいものとするという今回の改正の趣旨、目的に照らして、適切に運用されることになるものと考えているところでございます。

○志村哲良君 ただいまの同僚議員の質問にも裁判所関係の問題が大部分含まれておたうたわけでございますが、私も、民事裁判に時間がどうもかかり過ぎるというふうな、言うなれば庶民の声を聞くことが間々ございまして、そんなことに思ひをいたしながら、民事裁判の問題についてお伺いをしたいと思ひます。

私は、実は見てきたわけでもありませんし、聞いてきたわけでもありませんが、衆議院においては文書提出命令の問題に質疑時間の大半が費やされたようだというふうな話を耳にいたしておりました。民事訴訟法案はほかにも多くの改正を行おうとするものであります。その内容、意義を明らかにしておくことも国会として必要ではないかと考えておるものであります。

民事裁判につきましては、これに時間がかかり過ぎるという点が大きな問題であるとされておりますが、今回の法案はこの問題に対処する観点から改正を行っているものと承知をいたしておりました。

そこで、民事裁判に時間がかかり過ぎるという問題点を改善するために今回の法案がどのような改正を行っているのかという点を中心として質問をいたしたいと考えております。

まず第一に、民事裁判に時間がかかり過ぎるという印象は多くの国民が抱いているのではないかとと思ひます。ところで、平均審理期間は、法案の関係資料によると意外に時間がかかっていないよ

そこで、第一審である地方裁判所において審理期間が二年以上のもの、三年以上のもの、五年以上のものは何件あつて、それぞれ何%を占めてゐるのかという点について、まず裁判所にお伺いをいたしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(石垣君雄君) 第一審の典型的な審理機関でございます。地方裁判所の例で申し上げますが、地方裁判所における平成六年の民事通常訴訟既済事件の総数は十四万四千八百十四件でございます。

このうち、審理期間が二年を超えるものは七千八百三十七件で五・四％、三年を超えるものは四千五百五十件で三・一％、五年を超えるものは千七百六十一件で一・二％、こういうことになっております。

○志村哲良君　民事訴訟法案は、民事裁判に時間がかかり過ぎるという問題を解消して、民事訴訟を利用しやすくしようということも一つの大きな目的として理解しておりますが、具体的には民事裁判を迅速にするためにはどのように改正をしているのでしょうか。

○政府委員(濱崎森生君) 今回の民事訴訟法の改正の目的は、民事訴訟を国民に利用しやすくということでございますが、その最大の眼目は、民事訴訟が時代の要請に適合したスピードで処理される、もとより適正を確保しつつということであることは当然でございますが、適正を確保しつつ迅速に処理されるということの要請に対する対応が最も肝要なことであらうというふうに考えているところでございまして、今回の改正の主要な目的の一つに、適正かつ迅速な裁判の実現を可能とする手続法の実現ということがあるわけでございます。

そういう観点からの改正事項、細かい点を申し上げれば大変たくさんございますが、まず主要なものをご説明申し上げます。一つは争点及び証拠の整理手続の整備であり、一つは証拠収集手続の拡充

争点及び証拠の整理手続の整備という観点では、これは事案の種類に依じてその争点を整理するための手続を適切に選択することができるよう、三つの準備のための手続を設けるといふことにいたしております。

一つは、争点整理を集中的に行うことを目的とする口頭弁論である準備的口頭弁論の手続、それから一つは、現行の準備手続の規定がございます。この内容をより充実にせしめやすいものにするという改正を加えた弁論準備手続、もう一つは、遠隔地にある当事者が裁判所に出頭しないでも、書面の提出等によって争点等の整理をすること

とができる書面による準備手続。この三種類の手続を設けて、事案に応じて適宜に裁判所が選択をすることができるということとして、迅速かつ適正な裁判の実現に資しようとしているわけでございます。

二つ目の証拠収集手続の充実は、これは訴訟に必要な証拠の収集をしやすくすることによつて当事者が争点等の整理に向けた十分な準備をすることができるようになるという観点も含めまして、文書提出命令の対象となる文書の範囲を拡充いたしますほか、文書提出命令の手続の整備をすることとされているわけでございます。

少額訴訟手続の創設につきましては、三十万円以下の金銭の支払いを目的とする事件につきまして、原則として一回の期日で審理を遂げて即日判決をする。また、被告による任意の履行が期待されますように、被告の資力等を考慮して分割払いや支払い期限の猶予を命ずることもできるように、するという特別の訴訟手続を創設いたしました。そういう事件についても一般市民が訴額に見合った経済的あるいは物理的な負担をもって裁判を受けることができるような道を開こうということになります。

○志村哲良君 争点及び証拠の整理手続として、準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続という三種類の手続を整備したということであります。

このように三種類の手續を設けた理由は、どうい
うところにあるのかをひとつ御説明願います。

○政府委員（濱崎恭生君） 迅速な裁判の実現という観点からいいますと、訴訟の進行といたしましては、まずもって早期にその事件の争点為何であるかということを明確にし、その上で、その争点に焦点を絞った効率的な証拠調べを行うということが必要でございます。要するに、争点の整理と証拠調べとの間でめり張りをつけた審理をするということが肝要であろうと考えられるわけでございます。

現行法におきましては、その整理のための手続が十分なものではない、また使にくい面がある。そういうことから、ややもすれば五月雨式のもの。したがって、争点審理方式がとられがちである。あるいは、証人尋問等の証拠調べをしたところ、その後またまた別の争点というものが出てきて、前の証拠調べがいわばむだになったということもないではない。

そういうことから、この法律案におきましては、通常の訴訟においては、今申しましたような争点の整理の手続と証拠調べの手続とを基本的に区分してめり張りのついた審理をする、そういう手続を整備したい。そういうことから、事案の性質に依じていろいろなパターンの準備手続を利用することができるようにするのがいいのではないということから、幾つかの種類の準備手続を用意しようということで、先ほど申しましたような三つの種類の手続を整備することにしたわけでございます。

先ほどもちよつと申し上げましたが、一つは、公開の法廷で争点等の整理を行う手続としての準備的口頭弁論の手続、二つといたしまして、法廷

以外の準備室等を利用して行う、必ずしも公開を要しない形で争点の整理手続としての弁論準備手続、それから三つ目といたしまして、当事者が遠隔の地にいるというような場合などに、当事者が裁判所に出頭するについて障害がある事件につきまして、当事者の負担を軽減するとともに争点の整理を早期にすることができるようということから、当事者が裁判所に出頭しないで準備書面の交換とかあるいはいわゆる電話会議システムといった方法を利用する等によって争点等の整理をすることができるとしての書面による準備手続を設けたわけでございます。

事案の性質に依じて、また当事者の意向を聞きながら、いずれの手段を利用するのかということ
を裁判所において適切に判断して運用していただ
くということを期待しているわけでございます。

○志村哲良君 早期に争点を明確にすることができかどうかは、三種類の手続を適切に選択することができかどうかにかかっていると私も素人は考えますが、三種類の手続をそれぞれどのように活用することをお考えになっておられるのか、実際に裁判を担当している裁判所の見解をお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(石垣君雄君) 申し上げるまでもございませんですが、私ども裁判を経験した者として考えますと、事件といひますのはまさに千差万別でまた生き物であるという感じがいたします。

裁判所としては、事案の内容、争点の多寡などの具体的な事情を勘案して、その事件に最もふさわしい手続を選択するということが、委員御指摘のとおり、非常に大切なことであろうと思います。そういう意味で、それぞれの手続の利点、特徴を生かして活用していくことになるものと予想されます。

例えば、国民的な関心の高い事件や、当事者関係者が多数いる事件など、公開法廷での弁論によった方が円滑に争点等の整理を行うことができる事件では準備的口頭弁論が活用される。準備的

口頭弁論といひますのは、形としては今いろいろ話題になっておりますラウンド・テーブル法廷のようなものを念頭に進めていきたいと思っておりますが、そのような準備的口頭弁論が活用されることになるのだらうと思ひます。

また、その事案あるいは当事者の抱えている問題、あるいはその準備の程度等によりまして、公開法廷では率直な意見交換ができなくなるような事件などでは弁論準備手続、これは先ほど法務省からもお話がありましたように、和解室とか準備室が利用されることになると思ひますが、こういう弁論準備手続が活用されることになるのだらうと思ひます。

さらに、当事者が遠隔の地に居住しておたりあるいは病氣にかかっているなどの事情によつて裁判所への出頭が困難である場合には、当事者の出頭を求めずに行える書面による準備手続が活用されることになるであらう、一応こんなところが考えられるところでございます。

○志村哲良君 次に、少額訴訟手続の創設について伺ひます。

少額訴訟手続の創設は、三十万円以下の金銭の支払い請求事件について、原則として一回の期日で審理を遂げるということでありまして、この手続が迅速な手続であることは間違いないと思ひますが、この手続を利用することができるとする事件を三十万円以下の事件に限定したのはどういう理由でございませうか、これも伺ひたいと思ひます。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘の少額訴訟手続、これは先ほども申しましたように、一般市民がそういった事件の訴額に見合った経済的負担あるいは時間的負担でもって迅速かつ効果的な解決を求めることができる、そういう特別の手続を設けようとするものでございまして、そのために手続的には通常の手続とはかなり明確な区分を設けることとしております。

すなわち、原則として一回の期日で審理を終了してしまふ、そして原則として直ちに判決の言い

渡しをするということのほか、不服の申し立て方法といったしまでも通常の上訴という方法は認めない、同一審の中での異議の手続にとどめるといふ制約をするということにしております。また、裁判の内容といたしましても、先ほどちょっと申し上げましたように、本来即時に支払わなければならぬ、そういう義務がある場合でございしても、こういう事件につきましては判決をもらつても強制執行をするということは通常費用的にも合わないということでございまして、任意の履行が期待されるように裁判所の判断によつて一定の範囲内での分割払いあるいは支払い期限の猶予をする、そういう判決をすることもできる、こういうふうなかなり一般の手続とは明確な区分をすることとしていくわけでございします。

そういう観点から考えますと、この手続の対象となる事件の訴額の上限、これを余り高くしますと、そういう特別の取り扱いをするということについてのコンセンサスが得られにくくなるという問題がございします。そういう観点から、その上限の額は余り高くない方がいいのではないかというふうに考えられたわけでございします。

また、この問題につきましては、平成三年末に公表いたしました民事訴訟手続に関する検討事項、あるいは平成五年末に公表いたしました改正要綱草案、こういうものに対して各界の意見が寄せられました。それを見ましても訴額の上限は三十万円以下とするという意見が多かつたということもございします。外国の制度と比較してみましても、これと似たような手続を設けておりますアメリカの各州あるいはイギリスの例を見ましても、その対象となる事件の訴額の上限は三十万円あるいはそれより低いところが多いと、こういうことを総合考量いたしまして三十万円という金額をもつて上限を設定することにいたしました次第でございします。

○志村哲良君 時間が限られておりますから、あと一問だけ伺ひます。三十万円以下の訴訟事件では、弁護士を代理人

に選任するということは私は困難であらうと思ひます。当事者が自分で訴訟をすることが通常であらうと思ひますが、そこで、素人の当事者が自分が十分に主張・立証できないままに一回の期日で審理が終わつてしまふということにならないように運用上の配慮が必要になると思ひますが、その点について裁判所はどのような配慮をすることを考えになつておられるのか、伺ひたいと思ひます。

昨日の本会議におきまして、代表して質問に立たせていただきましたけれども、本会議で質問するのはどうかと思ふようなかなり細かいことございしましたけれども、法務大臣におかれては細かい点まで含めてコメントをいただきました、ありがとうございます。

○最高裁判所長官(石垣雄雄君) 少額訴訟の対象となつた事件は、簡易裁判所の事件の中でも金額が少額で争点も少ない、複雑な法律問題を含まない事件でありまして、証拠の量も限られてゐるものが多いというふうに予想をしております。

私の本会議での質問も、この公務員の証人義務、職務上の秘密あるいは証言の拒絶というか拒否というか、そういう点についても文書提出命令の再検討も含めて一緒に検討されるのかというふうな質問の趣旨だつたわけであります。

また、裁判所は、後見的な立場から、第一回期日前に当事者双方に対して書面及び電話等により少額訴訟の手続の内容を説明し、また、第一回期日においても裁判官が必要事項を説明するなど、当事者に対する手続指示といふものをできる限り丁寧に行うよう配慮することが考えられます。審理を進めるに当たつても、裁判所が後見的な役割を果たしていくことになるものと思ひられます。

きのうの御答弁は、そういうことではないというふうな趣旨だつたんですが、この公務員の証人義務、証言義務のところについては、今後の文書提出命令の再検討に当たつて、再度この部分についての改正なりも視野に含めた再検討が加えられるのかどうか、この点につきましては政府の側から質問をしたいと思ひます。

さらに、法案では、「少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならぬ」とされてゐるわけでございしますが、当事者が第一回期日までに準備ができなかつたような場合には、弁論を続行し、次回期日に証拠を提出させるような運用がされることになるものと考えられます。

○政府委員(濱崎泰生君) 証言拒絶の場合の取り扱いの問題と文書提出命令制度の場合の取り扱い、それぞれ別の場面において、公務員の職務上の秘密に関する事柄の裁判手続における開示というものをどうするかという観点から申しますと、証言にしろ文書にしろ、裁判資料として提供することによつて必然的にその情報が公開されることになるといふ面では共通の面を有するということございしますが、他方では、証拠方法としての違いという面もあるわけでございします。

いすれにしても、初めての制度でございしますので試行錯誤もあらうかと思ひますが、委員御指摘のとおり、配慮を加えながら育てていきたいというふうな思つておるところでございします。

○志村哲良君 ありがとうございます。以上で終わります。

○魚住裕一郎君 平成会の魚住裕一郎でございします。

今般の衆議院における修正それから衆議院法務委員会付された附帯決議で指摘されました再検討の対象は、いわば公務員等が保有する文書に関する文書提出命令の制度のあり方ということでございます。

しかしながら、その問題を考える上におきましては、先ほど申しましたような観点から、証言拒絶の場面との整合性というものも念頭に置きながら考えてまいらなければならないというふうにご意見を伺うところでございまして、その整合性を考えながら検討するという過程において、そちらの方についても手当てをする必要があるかどうかという観点も含めて検討をすることになるだろうというふうにご意見を伺います。

○魚住裕一郎君 それでは、ちょっと具体的にお願いします。

政府原案の百九十一条におきまして、「公務員の尋問」という項目で書いてありますが、その中で「職務上の秘密」という言葉がございまして、これについては、要するに監督官庁の承認を得なければいけませんよという規定になっておりますが、この「職務上の秘密」という部分、この秘密性の判断はだれが行うのか、この判断権はだれが持っているのかという点はいかがでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 現行法の解釈といたしましては、関連する規定でございまして、法案におきましては百九十九条、現行法では二百八十三条になりますが、公務員を証人として職務上の秘密について尋問する場合の証言拒絶の可否については、これは裁判所の判断の対象とならないということが間接的に規定されているところでございまして、そういう規定の文言。

それから、刑事訴訟法でも同じ公務員の証人尋問についての証言拒絶の規定がございまして、刑事訴訟法ではもう少し明確に「本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは」「承諾がなければ」というふうにご規定しております。

それらの対比等から考えまして、この職務上の秘密に属するかどうかという判断は、当該秘密についていけば管理する、これを秘密として守るべきかあるいは公開してよろしいかということについての判断の権限と責任を負っている行政庁が持っている、そういうふうにご一般に解されている

と承知しております。

○魚住裕一郎君 こういう手続の中では、監督官庁が判断するんだということだと思いますが、ただ、秘密漏えいとかいうような場合、守秘義務が問題になる場合、またそれが実質秘かどこというようなことは、これは裁判所が判断することになりますね。

ですから、必ずしも秘密を確定的に行政庁といえますが監督官庁に専属させておくという必要性はないんではないかと思うんですが、このお考えはいかがですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 原案を提出しました私どもの考え方として申し上げていただくわけがございまして、もとより、職務上の秘密に属するかどうかということ、あるいは当該秘密の管理に関する行政庁の処理の適法、違法ということが訴訟上問題になっているという場面、そういう場面におきましては、もとよりそれは司法の判断に属するというところになると思うわけでございまして。

ただ、この証人尋問における証言拒絶という問題、これは御案内のとおり、証人につきましては特段の事由がない限り証言しなければならぬというふうにご一般義務化されているわけでございまして、その関係は、民事訴訟を運営する裁判所と、それから国民一般あるいは行政機関、そういうものとの協力関係として、国民あるいは行政庁も含めてそういう一般的な協力義務があるということでご規定されているものと思われまして。

すなわち、当該秘密の管理ということの可否ということ自体が訴訟の目的となっているものではない。行政機関との関係でいえば、立法府と行政府との訴訟の場面における協力関係のあり方ということに関する規定であらうというふうにご考えているわけがございまして。

そういう観点から考えますと、現行法の三権のあり方といたしましては、公務上の秘密をあくまでも秘密として保持すべきものであるのか、あるいはこれを必要な場合に公表して差し支えないもの

のであるか、そういうことの判断というものは、これは当該行政について責任を持つており、かつその業務について最も承知している行政機関というものが判断をするというのが適当ではないか。もとより、その判断は法の趣旨に沿って適切に行われなければならないということは当然でございしますが、そういうことを前提として、当該行政庁が判断するのが適当ではないか。そういう考え方、現行の民事訴訟法におきましても刑事訴訟法におきましても、公務員の尋問についての証言拒絶に関する規定が置かれているものというふうにご理解しているところでありまして。

○魚住裕一郎君 もう少し短目によりしくお願いします。

今度は、百九十一条二項で新たに、承認の拒否をする場合ということが規定されております。現行民事訴訟法では、どういった場合に拒否できるかという規定がないわけですね。新たにこれを加えたという形になっております。

今まで、じゃ具体的にどういった場合に拒否できるのかというのは、通説あるいは実際の実務の扱いは、刑事訴訟法の国の重大な利益を害するやうな場合というふうな扱いになっていたわけでありまして、通説の見解でありましたけれども、この二項に規定する「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」というのは、今までの通説の考えと同じというふうな趣旨で入れたんでしょうか。あえて表現も変えてこのようにな形にするというのはどういうような意図なんですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 現行法上の証言拒絶の場面における職務上の秘密という概念、あるいはそれを拒絶することができる事由につきましては、いろいろな言い方がされておりますけれども、今回法案化したしまして、「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」ということであるというのが一般的な考え方であらうというふうにご思っております。そういうことを前提としてこの規定を用意したわけ

でございます。

この規定を置くことにした経過でございましてけれども、現行法の規定ではこの拒否に関する基準が明確でない。明確でないといいますが、何ら規定が置かれていない。したがって、いかなる場合に拒絶でき、いかなる場合に拒絶できないのかという基準が明確でないために拒絶が安易に行われるおそれがあるのではないかと。そういうことから、現行法の一般的な考え方というものを前提として、それを法文上明確化した方がいいのではないか、そういう議論でこの規定が置かれたわけがございまして。

なお、刑事訴訟法との比較の御指摘でございまして、国に重大な利益を害する」という表現が用いられておりまして、これはやはり今回用意いたしました法案とは範囲が違わないかどうかというふうな認識を持っております。この間と同じであるという認識は持っておりません。

こういう違いが設けられておりますのは、一方は、国家の刑罰権の発動をする前提としての真実の発見、探求という要請であり、他方は、私人間の紛争を解決して私的秩序の安定を図るという制度である民事訴訟制度における真実の発見、探求に対する要請であります。その両者の間には程度において差異があるという理由に基づくものであるというふうにご理解しております。

現に、現行法の規定におきましても、これは一般国民の証言拒絶の事由といたしまして、民事訴訟法では「恥辱ニ帰スヘキ事項」、今回の法案では「名誉を害すべき事項」というふうにご表現しておりますが、そういうもの、あるいは「技術又ハ職業ノ秘密ニ関スル事項」。こういうものは、民事訴訟法上は証言拒絶事由になっておりませんが、刑事訴訟法上は証言拒絶事由になっていないという違いがあるわけがございまして、それはおのずから刑事訴訟法と民事訴訟法ではやはり国民一般の協力義務のあり方に程度の違いがあるというこ

とを前提にしているものではないかというふうに認識しているところでございます。

○魚住裕一郎君 今、局長は、一般的考えをこの中に入れたんだという言い方をされましたけれども、実際のこの民事訴訟法界では、通説は違ふんじゃないか、やはり刑事訴訟法と同じような規定の仕方では解釈すべきだという発想ではなかったかと思うんですね。いろいろ調べたら、この文言の規定の仕方というのは、ドイツの連邦あるいはラントの公務員法の中に似たような文言があると。そこから引つ張ってきたのかなと思っております。

しかし、今、刑事あるいは民事の差異をもとにこういうような規定の仕方にしたんだというようなことでございましてけれども、大正十五年の、現行民事訴訟法の前の訴訟法、このときは文言は違ひますでしよう。「此許可ハ証言カ国家ノ安寧ヲ害スル恐アルトキニ限り之ヲ拒ムコトヲ得」。ある意味ではもつと、このやうな百九十一条二項のやうな規定の仕方ではなくして、逆に言えば、刑事訴訟法の規定ぶりといひますか、していただいであつて、あえて新規立法というか、この部分につけ加えてやるのはいかなものかなというふうに思うわけでありまして。

そこで、私は納得できませんけれども、このやうな事由があると承認を拒むことができるというふうになつておりますが、百九十八条では、「証言拒絶の理由は、疎明しなければならぬ。」というふうになつてゐるわけですが、これは監督官庁でももちろん疎明をするということになるわけですね。

これは、裁判所から見ても十分な疎明ではないかと思つても、これは判断できないことになるんでしようか。そしてまた、そんなことであれば疎明する必要もなくなつてくるんではないかというふうになつてくるんで、何かこの制度の立て方自体おかしくなつてくるんではないかと思つて思ふんですが、この点について御答弁願ひます。

○説明員(柳田幸三君) 御指摘の第九十八条

は、現行法の二百八十二条を現代語化したものでございまして、現行法の内容をそのまま引き継いでいるものでございまして。

現行法二百八十二条の解釈をいたしましては、公務員の職務上の秘密に関する証言拒絶について特に例外を設けておりませんので、御指摘のやうに疎明を要すると解するのが一般的な見解であると理解をしております。

判断権の所在、疎明をした後で裁判所がどのやうに判断するかということにつきましては、先ほど局長から御答弁申し上げたとおりでございまして。

○魚住裕一郎君 証人の一般義務化という形で、こういう手続的にも、あるいは疎明、それに対する可否の判断等についても、いわゆる民間人と公務員との間に大きな格差が出てゐるわけですね。

もちろん現行民事訴訟法、大正十五年ですから、明治憲法の時代につくつたわけでありましてけれども、もう日本国憲法になつて五十年、公務員の地位も天皇の官僚といひますか、そこから国民全体の奉仕者というやういふ立場に変わりましたし、余り大きな官民格差をつける必要はないんではないかというふうに考えておりますけれども、この点に関する法制審議会での議論というものはどのような展開だつたんでしようか、かいつまんでちよつと教えていただければと思ひます。

○政府委員(濱崎泰生君) 証言拒絶事由に関する法制審議会の審議の経過がどういふものであつたかというお尋ねでございまして、先ほど申し上げましたやうに、現行法上はいかなる場合に証言拒絶ができるかということに関する規定がないというところで、これをやはり明確にした方が行政の側の拒絶権の行使の適正を図るといふ観点から適当であつたやうなことでこの規定を置く方向で議論がされたわけでございます。

その議論の中におきまして、この拒絶事由の内容容、今御指摘がございましたやうな刑事訴訟法の規定との関係も含めて、議論の中ではさまざまな意見が闘わされたというふうな承知をいたしてお

ります。その議論を踏まえて、先ほど申しましたやうに、現在いろいろな考え方がありますけれども、一般的に考え方と思はれるやうな表現で明文化するということに落ちついた経緯がございまして。

この規定、再三申し上げますやうに、いろいろな考え方があるけれども一般的な考え方というところでございまして、加えて、この公務上の秘密といふものの中にはいろいろな種類のものがございまして、とりわけ個人のプライバシーに関するやうな問題もあるわけでございますが、刑事訴訟法の規定のやうな置き方をしますと、そういったものが必ずしも職務上の秘密として保持したいというところではないか、そういうことも考慮してこういう規定を置くことにされたという経緯があると承知しております。

○魚住裕一郎君 なかなか納得できませんが、この百九十一条二項の証言承認拒否要件、これはやはり公共の重大な利益を害するやうな私文書に於いていくべきであつたと思ひます。また、今局長がおっしゃられたやうな、これは個人のプライバシーとかさういふ守らなさいいけない場合ももちろんあるわけ、秘密だつていろいろ種類があります。それこそ証人申請する場合に尋問事項もつけてやるわけですから、尋問事項との対比の中でこれは秘密かどうかというのとはわかつてくるわけですから、やはりこれは裁判所で判断できるやうな何らかの制度に変えていくべきではないかなと私自身は考えております。

公務員については、どうしても文書提出命令にパラレルに考えようということでありましたので、今までもずっとお尋ねをしてきたわけでありまして、やはり今聞いている種々疑問も残ります。必ずしも私は、公文書の再検討に当たっては、公務員の証人義務のやり方とパラレルに考える必要はないというふうな考え次第であります。

さてそこで、文書提出義務についてお尋ねをしたいと思ひます。

ちよつと確認なんですけれども、この二百二十

条、一、二、三、四号とございまして、この一、二、三という文書提出義務を生ずる事由については、これは文書提出命令の申立人が立証責任を負ひ、四号については、イ、ロ、ハ、ニといひ、イ、ロ、ハといひ、除外事由を文書の所持者が立証していくといふやうな構図になつてゐるやうなふうに考えていいのでしようか、その点はちよつと確認です。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘のとおり、四号におきましては「次に掲げるもののいずれにも該当しないとき」といふ表現をしておりますので、文理上はその立証責任は申立人が負うということでございます。

ただ、各号の適用の場面において具体的な立証の必要性という問題は、また別個の問題であつたやうなふうに考えております。

○魚住裕一郎君 それでは今度は、修正案がこちらに來ているわけでありまして、公務秘密文書についてはこの四号から除外されました。

そうすると、公務員が、あるいはであつた者が職務に關して保管する、所持する、やういふ文書といふのは、一号、二号、三号に該当するかどうかという形で判断されるわけでありまして、今まで判例が積み重なつてまいりまして、努力し一生懸命やつてきたやうのが裁判実務だつたと思ひますが、この判例の今までの考え方、今回の修正案は影響がないといふやうに考えていいんでしようか。この点も確認でございまして、政府の方からお願ひします。

○政府委員(濱崎泰生君) 私どもは、今回修正を受けました政府原案のもとにおきまして、全く新たに四号を加えたものであるから、これまでの一号から三号までの解釈に影響を与えるものではないといふやうに理解しております。

今回、御指摘のやうな修正がされたわけでございますが、これも全く同様に、新たに四号を加えるものであるといふことでございまして、これまでの一号から三号までの範囲に影響を及ぼすものではございませんし、これらについて解釈上そ

の範囲を広げるという運用がされてきた、そういう解釈にも全く影響を与えるものではないというふうに受けとめております。

○魚住裕一郎君 それでは、衆議院の議論も踏まえてというふうに次からお尋ねをしたいんですが、せっかく太田先生、枝野先生、お見えでございませう。この二百二十条を中心にした修正が加えられたわけでございませう。

趣旨としては、いわゆる与党修正案というのは、公務秘密文書を中心にして今までの扱いをそのままにして、二年間をめどにして再検討を加えなさいよという、そういうような内容になっておりますが、そこで、衆議院の先生、どちらでも結構でございますが、再検討といいますが、これに加える機関としてどのような機関を考えておられるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(太田誠一君) 附則に書いてありますように、二年間で再検討をして整備をするというところでございませう。二年後までにその部分の成案を得たいというふうに思っております。

○魚住裕一郎君 附帯決議は、これは政府に対してしっかりと検討しろよということだと思ひますが、具体的に再検討の機関といいますが、長きの期間ではなくて、審議をする場所としての機関をどのようにお考えかということでありませう。

要するに、私がお聞きしたいのは、これがまた戻って法制審議会であるというふうになつてくると、政府原案をつくつたのは法制審議会ですから、委員のいろんな差しかえとかあるのかもしれないけれども、また同じ場所であるのかどうか、これだけマスコミも注目し、混乱というふうな表現もございませうけれども、もつともつと違つた機関で私は検討を加えるべきじゃないかとも思ふものですから、衆議院の先生のお考えをお聞きしたいということでございます。

○衆議院議員(太田誠一君) それは、昨日だか一日であったかちよつとあれなんですけれども、法務委員会に小委員会を設置をいたしまして、情

報開示の司法判断に関する小委員会というのを設置することを決めております。

そこで、もちろん法制審議会でも、この附則に盛り込まれたことに、あるいは附帯決議に関連をして再検討をされるという法務大臣からの答弁もございませう。そのような作業を早速されるんだと思ひますけれども、立法府は立法府としての考え方を打ち出していかねばならない。こういう表現がいいかどうかかわかりませうけれども、法制審議会の審議をチェックをしりードをするという考え方で臨みたいということでございます。

○魚住裕一郎君 再検討は速やかに開始をするということというふうになつております。もちろん、衆議院も解散もうわさされる中で大変忙しいというふうにも思ひますが、閉会になつてもその小委員会が機能するかどうかかわかりませうが、そういう決意で臨まれるということだと承りたいと思ひます。

さて、政府におかれましては、この二年間という期間を限られておられるわけですが、きのうもお聞きしましたら、公表の方法はいろいろ考へるけれども基本的には何か法制審議会の方でやるんだというふうなことでございませう。この二年間で本当にできるのかというふうなことを含めて、法制審議会じゃなくて、もつともつと工夫することがないのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(濱崎恭生君) 私どもといたしましては、昨日、本会議で大臣が答弁申し上げましたとおり、この問題は民事訴訟制度に関する基本的な問題でもございませう。これはやはり事柄の性質に照らして、法制審議会の民事訴訟法部会における審議を経て成案を得るべき問題であらうというふうな理解していただいております。さきさきながら、附則二十七条におきまして「二年を目途」という大変厳しい指摘をいただいております。ところでございませう。

したがいまして、この問題については、一方、いわゆる行政情報公開に関する議論をにらみながら、それと並行して速やかな検討、審議をし、お

願ひしていかねばならないというふうなことを考へておりまして、そのためにどういう方法、法制審議会にお諮りするということと同時に、その準備のための事務局としてのいろいろな作業といったようなものをどういうふうにしてやればこの附則の規定による要請にこたえられるか、私どもとしては早速に検討をいたしまして御要請に必ず最大限の努力をいたしたいというふうな考へておるところであります。

○魚住裕一郎君 いわゆる行政情報公開制度と並行してというふうなことでございませうが、もしこの情報公開法の結論がこの二年間で出なかつた場合、その場合はどうなるんでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 私どもといたしましては、行政改革委員会設置法の趣旨に照らしまして、行政改革委員会におかれては本年中に答申が出されるものと考えておりますし、それに基づく法律というものは速やかに成案を得るということになるのではないかとこのように思つておるわけでございます。

したがいまして、私どもが描いております一つの姿といたしましては、その法案の準備と並んで、私どもも準備をして、時期を失しない時期に私どもとしての成案をまとめさせていただくということを描いておりますけれども、しかしながら、この附則の規定はいわゆる行政情報公開法ができるという条件とするものではございませう。その点、それはそれとして、もしそれについて成案が得られないということであれば、私どもも民事訴訟法の立場からの独自の改正案というものを検討していかねばならないものというふうな受けとめております。

○魚住裕一郎君 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。この修正案は、あくまでも公務員が持つてゐる文書の扱いのある意味では暫定的な規定というところでございまして、二年間暫定期間があるというふうになるわけですね。法律の世界では、当分の間というふうなこともよく聞かれますけれども、法律によつては当分の間が五十年来ているという

ようなこともあるわけでございます。二年と云つたら百年になつちやうのかなみたいな、私は大変危惧を持つてゐるわけでございます。しつかりやつていただきたいと思ひます。

ここに日経新聞の六月八日付の社説を持つておるんですが、今の部分につきましてこういうふうな書いてゐるんですね。

確かに民事裁判への公文書提出要求も、情報公開請求も、役所の情報独占に風穴を開けるという意味では共通の問題を抱えてゐる。しかし情報公開の請求は単に知りたいたいというだけでも認められるのに対し、公文書提出は権利実現のため不可欠の証拠として訴訟当事者が切実に求めているものだ。必ずしも情報公開に足並みをそろえる必要はない。

というふうな書き方になつておりますけれども、まさにそうだなというふうな思ひます。今、局長の姿勢というのか、本当にしっかりとつていただきたいというふうな思ふ次第でございませう。

さて、この問題につきましては、本日に衆議院においては大変な努力というのか、審議をされてまいりました。その一つの結論というのか、それが今回の衆議院の法務委員会における附帯決議ではないかというふうに、私も敬意を持って拝見するわけでございます。

そこで、ちよつと細かいことになるかもしれませんが、確認の意味で若干教えていただきたいというふうに思ひます。

この附帯決議の二項の一号がございませう。「公務員の職務上の秘密に関する文書に関し、秘密の要件の在り方、提出義務の存否についての判断権の在り方及びインカメラ手続を含む審理方式について司法権を尊重する立場から再検討を加へること」といふ表現でございませう。三つありますね。再検討を加へるべき対象が、どういふふうな立場からというのか、「司法権を尊重する立場から」といふふうな書いてあります。こういうふうな理解でよろしいんですか。太田先生あるいは枝野先生、よろしくお願ひします。

○衆議院議員(枝野幸男君) お答えいたします。

今、魚住先生がおっしゃられましたとおり、衆議院の法務委員会の中で、この公務員の職務上の秘密に関する文書につきまして議論になりました。主な点が、この秘密の要件のあり方、提出義務の存否についての判断権のあり方、そしてインカメラなど審理方式についての考え方でありまして、また、議論を全体として通して見ますと、司法権の立場というものをきちんと尊重して問題点を指摘していくという姿勢であったという理解に基づきまして、こうした附帯決議案というものを組みまして、全会一致で了解をいただきました。したがって、今、委員から御指摘いただきましたような趣旨と御理解いただいたいて間違いないと思っております。

○魚住裕一郎君 それで、この「提出義務の存否」についての判断権の在り方、このあり方について司法権を尊重する立場から再検討を加えるということですね。要するに、三つありますから、三つがそれぞれ個別にこの司法権を尊重する立場から再検討を加える。そうすると、今の提出義務の存否の判断権、これを、司法権を尊重する立場からというのは具体的にどういうことになるんでしょうか。枝野先生、お願いします。

○衆議院議員(枝野幸男君) まさにその具体的な内容については、残念ながら現時点で、例えば衆議院の法務委員会におきましても幅広く一致をすることができなかった問題点でございます。したがって、その点を二年間の間にきちんと結論をつけていくという趣旨でございます。

例えば、実際に修正案として、私ども与党提出の修正案のほかに出されて結果的に否決をされました案の中には、全面的に裁判所に持たせてもいいではないかという御提案もございましたし、あるいは裁判所が判断をした上で、最終的に政治的な声明によって司法権の決定について部分的にはノーと言えろという余地を残した修正案もございました。この点についてはなかなか一致が得られなかったものですから、二年間の間にまとめてい

こうという趣旨でございます。したがって、明確にこういうことにすることだということを申し上げられないがゆえに、むしろ二年間の間先送りさせていただいたという趣旨と理解しております。

○魚住裕一郎君 ただ、修正案というのは、政府原案があったものが、これじゃだめだよというのが一つ意思表示がされていきますね。この点については再検討しましょうということになるわけですが、ただ再検討しましょうというだけではあれば、それはどちらの方向に行ってもいいわけですが、「司法権を尊重する立場」、そういう方向性というふうに書いてあるわけですね。一方で、この原案というのは、この秘密性の判断、これは行政庁で監督官庁でやるんじゃないですか。

あるいは、百九十一條が準用されておりますけれども、公共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障が生ずる場合、こういう要件ではだめなんだよということがまずきつと衆議院の法務委員会あるいは衆議院として出ているわけですね。その上で、司法を尊重する立場からの再検討ということになれば、私ども考えても秘密性の判断も裁判所が基本的に行うべきではないか。あるいは、拒絶する場合のこの要件も、あれはだめなんだからもう少し厳しくしないかというふうに、素直に意味しているんじゃないかなというふうに、素直に読んだらそう読めるんですが、こういう読み方でよろしいんでしょうか。枝野先生お願いします。

○衆議院議員(枝野幸男君) これは附帯決議でございますので、各党一致を出させていたたいで全会一致と。政府の答弁と違っています、私が個人的に思っていること、あるいはそういうことを申し上げてはかの人から違うということを言われる余地もないわけではございませんが、まさに今御指摘いただきましたとおり、従来の政府原案の四号口ではだめだということとは明白に衆議院の法務委員会の意思として示されているわけであり

したがって、あの従来の政府提出案の四号口よりも司法権の及ぶ範囲が広いという方向にならなければ論理的におかしいということは御指摘のとおりであると思ひますし、この点についての理解は衆議院の法務委員会として一致を思ひます。

○魚住裕一郎君 次に、今度は審理方式についても再検討を加えるんだと。政府原案は、公務秘密文書についてはいわゆるインカメラ手続、これは除外した、これはいかぬよという形で変わったわけですね。その上で、今度具体的にこの決議では、インカメラ手続を含む審理方式、しかも司法権を尊重する立場で再検討していく、またしてくださいよということになるわけですが、そういうふうな理解してよろしいんでしょうか。そういう方向性で再検討するんだというふうに私読めるんですけれども、その理解で正しいかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(枝野幸男君) この点につきまして、実は審理方式については、インカメラ手続が正しいのか、それともインカメラ手続よりもボーンインデックスの方式の方がより司法権の尊重になるのではないかと、実際に衆議院の法務委員会あるいはその周辺で修正案について議論をしている中で、党によつてあるいは人によつて若干意見が異なっております。そうした過程の中で、あえてここに「インカメラ手続を含む」という言い方をさせていただきましたのは、従来の政府原案の中でも民事秘密についてはインカメラという方式を採用している、したがってこれを排除した形で議論をすることはないであろうということと、「含む」という言い方をさせていただきました。

ここから先は若干個人的になりますが、例えば私どもの党としては、インカメラよりもボーンインデックスの方がより司法権の充実になるのではないかと、その点はこれから二年の間に十分な議論をして一番妥当な結論を導いていくべきじゃないか、このように考えております。

○魚住裕一郎君 ボーンインデックスという言葉が出ましたけれども、簡潔に説明していただけますか。

○衆議院議員(枝野幸男君) インカメラ手続の場合ですと、問題になっている文書を裁判所だけが見て秘密に当たるかどうかを判断するということになりまして、そうではなくて双方で、これが秘密に当たるのか当たらないのかということと、秘密自体の中身の外側の例えは文書の客観的な状況等いろいろなことを相互に主張・立証し合うことによつて、中身のものが表に出してはいけなものであるのかいものであるのかということとを明らかにしていくこと。アメリカの判例法などで実際に使われているというふう聞いております。また実際に現状の例えはいわゆる従来の三号文書についての秘密の判断について、事実上、ボーンインデックス的な審理がなされているというふうな見解もございまして。

公文書につきましては、特に裁判所も、広い意味では公という見地から、当事者の関与の余地ができるだけ大きい方がいいんじゃないかという意味では、インカメラよりも当事者が関与しやすい、民間の側が関与しやすいという意味でボーンインデックスの方がふさわしいという意見もございまして、そうしたことを考えて、インカメラを入れるんだという結論自体はまだ得られなかつたというふうな御理解いただければと思ひます。

○魚住裕一郎君 衆議院のこの附帯決議の二項の二つというのは、三つのことについて検討するといふような形になっておりますけれども、これは要するにインカメラ審理方式というのは、行政と司法との調整というか、もちろんそういうことを前提で議論していくということなんですよ。けれども、それでも政府あるいは国側というか公務員側が出さないといった場合、官庁が出さないといった場合、やはり最終的にそれをどう扱うかというところは決めておかなければ、私は本来的にいかぬのじゃないかなというふうに思ふんです。衆議院証言法にありますような疎明あるいは内閣

の声明というような形で一応けりをつけるという
ような形がありますけれども、あれも非常に私は
参考になり得るのではないだろうか。突き詰め
て、最後の最後の部分になっていくんではないか
と思うんですが、このような点について枝野先生
どのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(枝野幸男君) この点については、
若干私見に近いことを御理解いただきまし
た上でお聞きいただければと思います。

これは衆議院の法務委員会の中でも議論をさせ
ていただいた話であります。委員御承知だと思
いますが、苦米地訴訟などでいわゆる統治行為論
という、裁判所の司法判断の及ぶ範囲についての
確定した最高裁の判例がございます。日本におけ
る裁判所の機能、役割から、憲法上、いわゆる高
度に政治的な判断については踏み込まないという
確定判例がございます。本場に極端な部分で本
場にぎりぎりのところでの問題点については、そ
ういった憲法秩序全体の枠組みの中で司法権の及
ぶ範囲をどこまでにするかということが判例等で客
観的に既にあるというふうに私は思っております。

むしろ逆に、法律によってその司法権を抑制的
に働かせる部分というのを明示していくことは
かなり難しいのではないかと。個々具体的な事例あ
るいはその問題の持つ政治的な意味などといった
ことについては、かなり事前に基準を設けること
というのには難しいのではないかと。今個人
的には思っております。むしろ、今の仕組みの中
でも、例えば全面的に司法権に判断権があるとし
た場合でも、先ほどのような理論で、例えば衆議
院において新進党から提出されましたような役割
というのとは、本場に高度の政治的な部分について
抑制的に働くという判例理論というものを大事に
した方が適切ではないかというふうな思いを持っ
ております。

○魚住裕一郎君 今、衆議院の枝野先生にこの附
帯決議の意味、内容を中心に読み方を教えていた
だいたわけでありませうけれども、政府におかれま

しては、法務省もこの二項一号の読み方、同じよ
うに読んでいるというふうには私は理解してよろし
いでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 私どももいたしまして
も、基本的に今御指摘のような受けとめ方をさせ
ていただいております。この附則の二項の一は、
一つに、検討すべき中心課題を三つ指摘してい
だいています。それと同時に、その検討に当たっ
ては、先ほど枝野議員もおっしゃられましたとお
り、司法権というもののあり方というものをき
ちんと踏まえて検討しなさい、こういう御趣旨の
御指摘であるというふうな受けとめてるところ
でございます。

○魚住裕一郎君 次に、附帯決議二項の二号なん
ですけれども、「私文書に関する文書提出が一般
義務化された事実を踏まえ、不合理な官民格差を
生じない方向で」検討しようということござい
ます。政府原案を修正案は拒否した上で、かつこ
の修正案も官民格差があると、私ももちろんそう
思っているんですが、そういう理解でこの決議が
あるのかどうかお聞きしたいんですが。

○衆議院議員(枝野幸男君) 客観的な事実といた
しまして、政府原案よりも修正案は、この二年間
の間に限っては官民格差を大きくせざるを得なく
なっているというのとは否定できないだろうと思
っております。そうした前提の中で、こうした状況
は二年間の間にできるだけ早く解消すべきであ
るし、その解消に当たっても、ゼロということがな
いとしても、合理的な理由がない限りはちゃんと
やってください、ちゃんとやりましょうという決
意のあらわれというふうには理解しております。

○魚住裕一郎君 私は不合理な官民格差というの
がよくわからないんですが、官民格差に合理性が
あるかという、そういうふうな聞き方の方が、官
民格差をつけずに合理的な理由で手続を考えると
、そういう方が私はいいんではないかというふう
に思っておりますけれども、具体的にはこれどうい
うような形を想定しておられるのか。官民格差が
ない、この決議をつくった段階ですね、その辺に

ついてちよつと教えていただきたいんですが。

○衆議院議員(枝野幸男君) まさに、合理的な官
民格差があるとするはどうかといったものかとい
うことについて、残念ながら現時点で衆議院の法務委
員会が一致をすることができなかったがゆえに
二年間議論をさせていただきましようということ
をつけさせていただきました。ですから、私は個
人的にはこの問題についての官民の格差はゼロで
もいいんではないかというふうに思っております
が、そうではない御意見の方もたくさんあります
し、ただ政府の原案ではちよつと問題であるとい
うことでは一致をしたという理解をしていただ
くのが一番かなと思います。

○魚住裕一郎君 すると、私見というふうな言
方をされたと思えますけれども、やはり同じに
扱って、かつ合理的な格差が生じるのは、合理的
かどうかわかりませんが、合理的な理由による場
合はこういう場合こういう場合こういう場合と
あるいはそういう具体的に明定できないのであれ
ばこういう手続でやっていこうということを考え
ているということですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) きょう、実は私、参
考人ではありませんので、私の個人の意見を言
過ぎてしまつては、むしろ提案者全体あるいはこ
れは附帯決議の方は全会一致で決議しております
ので、かえって問題があるかと思ひます。そう
いった部分についてどこまでが合理的な官民格差
なのか、一致をできれば逆に具体的な修正をむし
ろできる、またその試みも衆議院の中でもさせて
いただいたんですが、なかなか現時点ではそこま
ではできないと。若干、党によって、人によって
意見の違いがある部分であるがゆえに二年間い
ろいろと検討させていただこうという理解でござ
います。

○衆議院議員(太田誠一君) 少し背景を御説明申
し上げたいと思ひますけれども、情報公開法の中
間報告が既に出ておまして、その内容を見ると
六項目の不開示の項目が明示されているわけで
す。それは、我々が審議をしたものではないから

あくまでも参考なんですけれども、例えば防衛機
密のようなものとかあるいはプライバシーとか企
業機密に属するものというふうな列挙をしてい
った場合に、秋口に、それ以外のものについては情
報公開法においても国民に開示すべきだとい
うことになっておる。ということになると、同じよ
うな考え方で、これはあらかじめ国家機密と
言っているものであるというふうなことを特定化
をして、それ以外のものについては例えば裁判官
の判断にゆだねられるというふうなことに、二年
後の法改正はなつていこうかというふうな漠然
と想定をしております。

そこで、そういうふうな具体的な限定列挙をし
たような方式というのが今の段階で詰められる
かどうかということになると、これは幾ら頑張
っても、参議院の審議を待っている中で、我々が数
日間そこを詰められるかという、それは無理
だ。そこで、誤った判断をするよりも、そこは
時間をかけてゆっくりやった方がいいではないか
ということ、こういう取り扱いはなつたわけで
ございます。

それは、インカメラ手続についてどうするか
ということも含めてそこはこれから特定化をして
いって、司法の判断権が狭められないようにやる
べきだと、こんなことでございまして、今の公
文書と私文書をどこで区分するかということも含
めてこれからやろうということでございます。

○魚住裕一郎君 本場に衆議院の先生方は議論が
深まっているというふうには思ひますし、また選
挙もございまして、来年一緒に議論をさせ
ていただきたいなというふうには思ひます。

さて、今度はちよつと移りまして、二百二十一
条の二項なんですけれども、これは別に修正案で
も取られてはいないわけでありませうけれども、こ
の二項というのは原案ではどういうふうな趣旨な
のか、ちよつと簡潔に説明をいただきたいんで
す。

○政府委員(濱崎泰生君) 二項の規定は、今問題
になっておりますこの四号の事由によって文書提

出命令の申し立てをするのは、これはあえてその申し立てによつてする必要がある場合に限り、平たく言えばそういう趣旨でございませう。例えば公の文書について申し上げれば、謄抄本の交付請求ができるというような場合にはそれによつてくださいということにございませうし、一般に公開、公刊されているようなもの、一般に公開されているようなもの、それはそれらの方で入手することのできるわけですので、あえて提出命令を申し立てる必要がないのではないかと。そういうことで、そういった他の方法によつて比較的容易に入手することができ資料についてはその方法によるべきであつて、あえて文書提出命令の申し立てを認める必要はないのではないかと、こういう趣旨でございませう。

○魚住裕一郎君 今、具体例として登記簿謄本というようなこと等ございましたけれども、修正案ですとそこはどうかというふうに読んだらいいんでしょうか。具体例、ちよつと私もなかなか思ひ浮かばないんですが、お教えいただければというふうに思いますが、要するに、公文書を除いたわけですね、四号の場合は、では、局長からでも結構でございます。

○政府委員(濱崎泰生君) 今申しました例の一つとして謄抄本交付請求と申しましたが、これは公務員が保有する文書でございませうが、もう一つ申し上げました一般に公刊されている書籍といったようなもの、これをだれかが持っているというふうなことが考えられるわけでございます。それから、例えば商法上閲覧請求権がある会社の計算書類というものは、いつでも本店に備え置いて閲覧に供するということになっているものもあるわけでございます。そういうものは、そういう方法で閲覧することによつて目的を達するという場合もあるかと思われませう。

○魚住裕一郎君 まだ法律ができていないのでちよつと仮定の質問になりますけれども、情報公開法なるものができた場合、情報公開法でとれる文書というのが当然出てくるわけでありませうけれども、その場合もそつちでとれよという趣旨になるんでしょいか、この場合は。

○説明員(柳田幸三君) 行政情報公開法によつて国民一人一人に情報の開示請求権が与えられるということが考えられるわけにございませうが、その場合には、情報公開法による情報開示請求権とそれからこの第二百二十四号により文書提出義務というものが併存する形になりますので、それぞれの要件があればそれぞれの手続に従つて開示がされるいは提出がされるということになるのではないかと理解しているところでございませう。

とも、その場合もそつちでとれよという趣旨になるんでしょいか、この場合は。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘の問題につきましては、既に衆議院の法務委員会において、これは参考人、公述人の方々の御意見も含めまして、今御指摘いただいた日経新聞で記載されているような御意見も含めて大変さまざまな御意見を伺ってきたところでございませう。そういう御意見を踏まえて衆議院で修正を受け、そして附則の規定及び附帯決議をいただいたわけにございませう。

○委員(及川順郎君) 午前八時三十分まではこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員(及川順郎君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

とを物語っているのではないでしようか。

○政府委員(濱崎泰生君) 御指摘の問題につきましては、既に衆議院の法務委員会において、これは参考人、公述人の方々の御意見も含めまして、今御指摘いただいた日経新聞で記載されているような御意見も含めて大変さまざまな御意見を伺ってきたところでございませう。そういう御意見を踏まえて衆議院で修正を受け、そして附則の規定及び附帯決議をいただいたわけにございませう。

○委員(及川順郎君) 午前八時三十分まではこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会

○委員(及川順郎君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

とを物語っているのではないでしようか。

ら、日本新党の行った除名には不存などと言われる余地のない明白な除名理由があり、その手続も公正かつ民主的であったことが証明され、全く逆の高裁判決が出ていたはずだ。

私は、憲法三十二条の裁判を受ける権利を實質的に侵害された怒りだけでなく、裁判とはこのような原告側の一方的主張のみによる事実誤認に基づいた形で判決を出すものかと背筋が寒くなる思いがし、司法に対して大きな不信任が生れました。おかげさまで最高裁で破棄自判となりました。私の当選は確定いたしました。一、二審の事実認定への人々の不満というものを身をもって知ることとなりました。

そこで、お尋ねいたします。これはもちろん一般的なことでございますが、上告制限は裁判を受ける権利の侵害とはならないのでしょうか。また、下級審の事実認定への不満についてはどうお考えになるのか。それを解消するため、審理の充実策をとる予定なのでしょうか。その具体的対策にはどのようなものがあるのか。

以上お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(山崎潮君) ただいま二つの点、御指摘があったと思っております。

一つは、権利を制限しないかということでございます。この点について少し踏み込んで申し上げます。今回、上告受理制度をこれからつくろうというわけでございますが、これについての御疑問かというふうにご理解いたします。確かに、そういうとらえ方、御指摘があることも私も承知しておりますが、先ほど午前中の審議でも私申し上げましたように、これは制限ではなくて整備であるという理解でございます。

具体的に御説明いたしますが、現在、例えるならば上告は、ある人が訴状を持って裁判官の家を訪ねて玄関口で案内を請うた、そのときに取り次ぎの方がいて、その訴状を裁判官に見せてどうですかということ、結局必要がない、お帰りくださいというものが上告棄却でございます。

今回、法案でつくっております上告受理は、そのの一步手前になるわけでございますが、玄関ではなくて門のところ、案内を請うて訴状を裁判官に見せた。やはり余り理由がないからお帰りに見せたい、少し手前になるわけでございます。だいたいという、少し手前になるわけでございます。いずれにしても、裁判官が訴状を見てそれに答えるという点は全く変わりないわけでございます。そして、そういう点から、決して権利の制限になるというふうには考えておりません。要するに、お断りの仕方、判断の伝え方の相違であるというふうにご理解をしております。

それから、もう一点の後半の御指摘でございますが、まさに今回、裁判に時間と金がかかるということ、それから、審理を充実しなければいかぬ、短い間で充実するというのを考えたわけでございます。この法案の中に準備手続を三つぐらい用意をいたしまして、それから証拠を豊富に集め取集するというような方策を講じているところでございまして、これは確かに枠組みでございます。それをどういうふうに生かしていくかというのが裁判官の魂の問題になるわけでございます。こういう制度ができたということをも一つのきっかけとして、やはり当事者の言い分を十分に聞いて早く判断をするという運用がなされていくだろうと期待しているところでございます。

○山崎順子君 では次に、文書提出命令に関連してお伺いしたいと思います。

まず、情報というのははたのためにあるのでしょうか。私は、情報は国民のものであり、国民のためにあるものだと思っておりますが、日本では情報はイコール権利ではなく、何か利権のようには思われているのではないかと。それは原則非公開、つまり、いまだに知らしむべからずよしむべしといった社会であり、秘密でもないものを行政は公開せず、手づるがないと入手できないのが今の現状です。

例えば、行政のOBですとか新聞社の記者ですとか、何かわるいでも出したりとか、その辺はわ

かりませんけれども、とにかくごく普通の人が全然何ということのない情報を得ようとしてもなかなか手に入ることができないというのが今の行政情報の現実ではないかと思っております。情報も政府が握っているのは私は専制君主の国ではないかと思っております。国民というものは自由にもだれでも情報を手で取ればなりませんが、つまり原則非公開から原則公開へと変えるべきではないかと思っております。これが民主主義の原理原則ではないでしょうか。

情報の原則公開とは、納税者の共有財産を取り戻すことです。そして、民主的政治が行われるためにも、経済活動をダイナミックにし国際競争に勝ち残るためにも、これから日本にとってぜひとも必要でかつ重大なことだと思われま。

そうした意味で、今回の文書提出命令に関する政府原案は、国民主権からも民主主義の原理原則とも離れた、国民が官僚によって支配されるような国家を助長するような懸念がないか、そんなふうなことも言われておりますけれども、行政情報公開ということについては大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。よろしく願います。

○国務大臣(長尾立子君) 現在の社会におきましては、確かに委員の御指摘になりますように、情報というものは行政機関に非常に多く集中しているということは事実であると思っております。

開かれた行政、国民のための行政ということでは、確かにおっしゃるとおりでございます。行政が一層公正で国民の皆様への信頼にこたえ得るものになるためには、行政情報の公開ということが大きな課題であるということは私も十分承知をしております。このことにつきまして、こういって行政情報の公開、行政の透明性を高めていくということの重要性はますます強くなっていくというふうにご認識をしております。

この重要性を十分踏まえた上で、公務という特殊性、例えばプライバシーにかかわるようなものもやはり私も法務省といたしましても持つていくわけでございますが、こういったものについて

はある一定のルールの中でやはり私どもとしては守つていかなければならない部分もあると思っております。

こういった適正な行政運営ということを確認するということも一方の課題もあるわけでございます。この両方を十分に踏まえて、新しい時代に即応した行政情報というものの公開のあり方、これを私どもは求めていかなければいけない、このように考えている次第でございます。

○山崎順子君 この民事訴訟法の審議に当たって、衆議院の方の法務委員会が冒頭から異例の展開があったということをお伺いしておりますけれども、ある議員が、改正案をまとめた法制審議会の審議内容の公開を求めたのに対し、法務省は非公開としております。出せませんという拒否の回答をなされたというお話を伺っております。二日後にこれが提出されて、A4判でわずか五枚の要旨でということ、この要旨のわずか五枚のことよりも、なぜこういって出せないのか、大変不思議な気がするんです。

私もよく質問などをすると、さまざまに省庁に、こういった審議会のことを知りたいから教えてもらえますか、資料を出してもらえますかとか、さまざまのことを申し上げることがありますけれども、なかなか出てこないようなものもあります。

例えばアメリカなどでは、三十年たったものは外交機密文書でも本にしておりますけれども、三十年たつたなくても、例えばキッシンジャーと毛沢東の対談などでも、十年、何年かの間に出てきまして、もちろん本当に国家機密として大事なところは消されているんですけれども、ちゃんと何が消されているというところが出てくるかということが開示されているわけですね。

日本ではなぜそういったことができないのか、なぜ何もかも秘密にするのか、その辺についてどうお考えなのか、ちよっとお聞きしたいと思っております。どうお考えというよりも、なぜそうなるのか、お聞きしたいと思っております。その法務委員会の

とき拒否回答についても、なぜ拒否をなさったのかをお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(頃安健司君) 御質問の点は、法制審議会の議事録の公開の問題であらうと考えておりますが、法制審議会におきましては、自由な議論を妨げないために議事録は非公開という取り扱いにされております。これは法務省というよりも法制審議会の方でされておるわけですが、

いろいろな例がございますが、例えば民法の改正についての審議で夫婦別姓の問題を議論いたしました、それに関連しまして、一部の立場の人から脅迫とか、具体的には電話とか文書でございまして、そういうようなことがよく現実にあつたわけでございます。そうしますと、法制審議会の中で自由に発言がしにくい。例えば、ある委員がこういう発言をしたということを公表いたしますと、その人に対して脅迫行為が行われるおそれが十分あるというように考えまして、自由で公正な議論を確保するという趣旨から法制審議会での議事録は非公開という取り扱いにされておりますが、議事の内容について国民の皆さんに御理解を得るという趣旨から、議事録の要旨については極力公開するという方向で運用されているというふうに理解しております。

○山崎順子君 それでは、その審議会のメンバーでなくても、それぞれが御自分の見識で社会では意見を言い、それを公表するということはどこでもなされていることで、一々脅迫が怖いと言っているのは国会でも質問なんていうものではないんじやないかと思えますけれども。

民訴法のことと情報公開法のこともありますけれども、国としては何のためにこの民訴法を改正するのか、それから他の法律をつくるときもそれはなぜなのか、常に国民のためという、そういうことを忘れないでやっていたきたいし、審議会の議事録についても、非公開が原則ではなくて、公開が原則でという形にぜひとも変えていただきたいと思えます。

では、民訴法の質疑のときではございますが、

国会の会期末に当たってどうしてもこれだけは聞いておきたいということがございまして、民法改正についてお伺いしたいと思えます。

今国会で通ると思っていた方が大変国民の間では多いんですね。で、こし、もう別姓になるんではないかとあちらこちらで聞かれます。それも、今まで別姓の運動とかをやってきた方たちでは全然ない方たちで、例えば一人っ子同士で結婚をもうすぐすると、それで父親も母親も自分の家の名前も若い方たちにはおいて、そういう方たちもおっしゃっているんですね。それで、いまだ国会にも上程されていないということを言いますと、え、一体どうなっているのというふうに言われるんですけれども。

総理府の調査のときには二七％の人たちが、自分が別姓を選ぶか選ばないかにはかわらず、別姓を選ぶ人がいてもいいんじゃないか、そのために選択制にしてもいいんじゃないかと答えております。つい最近の共同通信の調査では、もっとそれが上がりまして四五％の人が選択制ならいいんじゃないかと、そういうふうにご答えているんですね。かなり別姓についての意味合い、これはだれもが強制されるものではなくて、同姓もよし別姓もよしというふうになつてきているということが浸透してきているからだと思うんですけれども。

その賛成理由としては、個人の自由を尊重すべきだからというのが共同通信の場合はトップを占め、二位に、実家の名字を大切に思うのは、つまり先祖代々のことを大事にしたい、自分のアイデンティティーを大事にしたいというのは夫婦とも、男女とも同じではないかというのが二位になつております。

こういった社会的状況の中で、なぜこの民法改正案が上程されないんでしょうか、その理由をお聞かせ願いたいと思えます。

○政府委員(濱崎恭生君) 私ども法務省といたしましては、委員既に御案内のとおり、本年二月二

十六日に法制審議会から答申されました改正要綱を踏まえまして改正法案を立案し、ぜひともこの国会に提出したいということで努力をしまいたつてもございまして。

法制審議会でもそういう答申がされ、あるいは私どもとしてもそういう改正法案を立案したいというふうにご考えた理由といたしましては、ただいま委員御指摘のように、まだ国民全体からすればそんなに多くの数ではないけれども、やはりさまざまな理由から従前の氏を維持したまま婚姻をしたいという人々がこれは着実に増加をしてくているということを踏まえたものでござい

ます。そういうことで、私ども、国会に提出するために必要な関係各方面の御理解を得るべく最大限の努力を傾けたつもりでございましてけれども、既に委員も御案内かと思えますけれども、やはりこれまで、夫婦それから未婚の子供、これで構成される家族というのは同じ氏を称するということが長年にわたって定着してきたということを背景にして、別氏の婚姻ということを確認するということがなればそういう家庭の秩序にゆがみを与えるのではないかと、家族の一体感といったようなものがさなだに次第に弱まってくるということが懸念されるのに、これがそれに拍車をかけるのではないかと、これが御議論もお多い実情にござい

ます。また、国民一般の意識としても、今御紹介がありましたような世論調査等の結果によつて、かなりこういう制度を是認する考え方が次第に広まりつつあるようではございまして、しかし今なお多くの方はそういうものになじまないという考え方が根強いというふうな状況を踏まえまして、なかなか法案を国会に提出することができず、状況まで至っていない状況でござい

ます。以上で説明になりましたかどうかあれでございましてけれども、現段階でそういう状況にあるわけでございます。

○山崎順子君 ということは、まだあと何日かこ

ざいますけれども、今国会には出てこないということなんでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) 私ども、会期の点から考えまして、今国会に法案を提出するということについては大変厳しい状況にあるという認識を持っております。

○山崎順子君 これは法務省への質問というより、こちら側、つまり与党の議員の方々へした方がいいのかなと思つてしまつてござい

ますけれども、与党三党のたしかこれは合意事項ではなかったかと思つていますが、法務省はどのようにそれは考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) この問題について検討を進めるといことが合意事項であつたというふうに承知しております。

○山崎順子君 検討するというのはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(濱崎恭生君) これは私どもがそんなくして申し上げるべき事柄ではないのではないかとと思ひます。

○山崎順子君 言葉というのは、本当にそれぞれの受け取る意味合いが全く同じ日本語ですのに違ひまして、ほとんどの人は、例えば公約に掲げた合意事項に入るときに、検討するということ

いのか、ちょっと私も困ってしまっていますけれども、ぜひぜひその辺を酌んで、法務省の方たちにはもう一度、再度、何度もきつと御苦労いただいていると思うんですけれども、与党の方々が閣議にかけて上程をしてくださることをお願いしてプッシュしていただきたいと思っておりますが、大臣は検討するということについてはどう思われますでしょうか。

○国務大臣(長尾立子君) 与党三党の合意事項ということについて、政府の立場でございまして私からとやかく申し上げることは差し控えさせていただきますが、先ほど来、民事局長からお答えをいたしておりますように、私も同様にいたしましては、この改正案につきまして各方面の御理解を得られていないということについて十分私も自身もなお深く反省をし、内容についてこれからは私に私どもの検討も深めていき、それから委員がお話しになりましたように、この法案の成立について多くの方々が要請されておられるという状況も十分に踏まえて今後の方向について検討してまいりたい、このように考えております。

○政府委員(濱崎泰生君) 先ほど、与党三党の合意につきまして、検討するという内容であったと承知していると申し上げましたが、実はもう覚えでございまして、正確なところは、もし事実と間違っておりますら御容赦を願いたいと存じます。

○山崎順子君 内容等についてはもう今までも質問もさせていただいておりますし、法務省の方は本当に五年も六年も法制審議会で審議をされ、そして各界から意見も聞かれ、かなり、私たちとしては、よくもここまで思い切った案を出してくださったと思うくらいに思っております、中川善之助先生や加藤一郎先生などが昭和三十年代に選択的夫婦別姓というのがあっていいんじゃないかとおっしゃっていた、そのころから比べますと本当に隔世の感があります。

私は、何も法務省の方にばんばん質問するのじゃなくて、本当はこれはこの法務委員会です。

野党関係なく、反対派というか慎重派と推進派と議論をしたら、それが議事録として外に出れば、もつと国民の皆さんに、ああどういふことかというのがわかっていただけて理解が深まるんじゃないかと思っております、国会の委員会の審議のあり方にも、これはもうここに限らず、初めて国会議員として委員会に出たときに、ほかの先生方が質問なさっているときに、あ、それはどうも実情と違うんじゃないか、これはこうではないかと思つてつい私は手を挙げたくなった覚えがございすけれども。

国会審議のあり方等を検討することも一つですが、本当に、多くの女性たちだけでなく二%の妻の姓を名乗った男性の方も、大変なプレッシャーを感じてこの別姓については待っていらつしやるんじゃないかと思ひますし、嫡出子と非嫡出子の差別を撤廃するものについても、ほかのことについて、ぜひこの民法改正案を早く通していただきたいと思つていらっしゃることを忘れてはならないと思ひますが、今後の見通しというものは一体どうなるのか、それについて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(濱崎泰生君) 私どももいたしましては、先ほど大臣も答弁申し上げましたとおり、仮にこの国会中の提案ができなかったといたしましても、できるだけ早い時期に改正法案を国会に提出することができるよう、関係各方面さらには国民各位の理解をより一層得るべく最大限の努力を傾けてまいりたいというふうに考えております。

○山崎順子君 法務大臣としては、就任のときのごあいさつで、女性としてこの民法改正案が通せるときに法務大臣になって大変うれいという趣旨の御発言をたしかなさったことを記憶しているんですけれども、今の状況をきくと大変残念に思つていらつしやると思ひますが、閣議等いろんなところで働きかけをせひしていただきたいと思ひますが、今後、大臣としてはどういふうな、本当にもうあと差し迫つた日程内でも私たち

はあきらめていないんですが、どういふことをなさりたいと思つていらつしやるか、最後にお聞かせ願ひますでしょうか。

○国務大臣(長尾立子君) 今国会、本当に残り少なくなりました、大変厳しい状況にあるというところは委員もおわかりいただけるかと思ひます。問題は、先ほど来お話がございまして、この法案を本当に新しい時代に即応したものとして国民の皆様が御理解をいただく、国会で御承認をいただけるというのを私も大変希望しているわけでございます、そのための努力につきまして精いっぱいやらさせていただきます、このように思つております。

○山崎順子君 この民法改正に限らず民訴法だつてそうだけれども、本当にきちんとした審議ができるような時間がなくて、会期末だというだけで慌ただしく、ほかにも優生保護法ですとか何ですとかいろんな問題が出てきておりますけれども、こんな国会審議のあり方ではないのだからかといふことも、質問ではありませぬけれども、考えながら、今、議員の仕事といふのが何だかむなしような気がしてならないんですけれども、ぜひとも本当に、たとえ会期末までに間に合わなくても頑張つて早く閣議の方へ上げ、また上程していただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○千葉景子君 社会民主党の千葉景子でございます。今回の民事訴訟法案について、既に同僚の議員の皆さんからも御質問が続いておりますので、多少重なり合う部分があるかというふうに思ひますが、大変重要な基本法案でございますので、お許しをいただき、限られた時間ではございますけれども質問をさせていただきますというふうに思ひます。

まず、今回の民事訴訟法案、この提案の理由に、やはり民事訴訟手続について国民に利用しやすく、そしてわかりやすいものとしていこう、それから現在の社会の要請になつた適切なものとする、こういう目的が掲げられております。これをちよつとひねつて考えますと、そうするとこれまでの現行民事訴訟法といふことになりすけれども、現行の民事訴訟法では制度的にも国民にやささ利用しにくい、あるいはわかりにくい、また現在の社会の要請から見るとそろそろそぐわなかつた点がある、こういうことが裏腹になるわけですね。

今回のこの新しい法案といふことになりましたが、この民事訴訟法全体を見ますと、そういう中でも例えば処分権主義であるとか弁論主義あるいは自由心証主義、こういう骨格といふのは訴訟手続としてはそのままやはり基本的な考え方として残されている。そして、それ以外のいろいろな個々の手続において、先ほど目的を申し上げましたけれども、それになつたような案としてまとめられていふことになるかといふふうに思ひます。

そこで、ちよつと総合的な話になりますけれども、これまでの民事訴訟法ではどういふ点がこの目的に沿うために一体どういふ考え方に基づいてこの法案をまとめられたのか。ちよつと概括的な質問になりますけれども、まずその点について考え方を聞かせたいだきたいと思ひます。

○政府委員(濱崎泰生君) 今回の改正の目的は、国民にわかりやすく、利用しやすきといふことでございまして、わかりやすきといふことで、まず第一点は、何しろ片仮名文語体の法律であるといふことでございまして、これを今回、実質改正を機に平仮名口語体の新しい法律案として提出させていただいたといふことが一つの目的でございます。

それから、現在の民事訴訟法の規定は大正十五年に全面改正がなされて、その後若干細かい点の改正はございましたけれども、基本的にはそのときの法律の規定が維持されているといふことでございまして。その当時あるいはそれ以前の訴訟の

形態というのは、現在に比べれば比較的単純な形の訴訟が一般的であつたのではないだろうか。その後、時代の変化に伴ひまして、社会経済の複雑化、高度化、多様化ということを増加してきて、民事紛争も大変複雑なものが増加してきています。

そういう時代の変化ということを考えますと、やはり現行の民事訴訟法の規定には時代の要請に必ずしも適合しない部分があるということ。それから、そのこととも関連いたしますけれども、裁判には時間と費用がかかり過ぎるという指摘、特に時間がかかり過ぎるという大変強い指摘があります。要するに時代のテンポに合わない、したがって裁判を利用したくてもそういった観点から裁判を敬遠するというのが言われております。この点が特に強く指摘されているところでございます。

大変アバウトな言い方でございますけれども、そういう観点から民事訴訟法の規定の全般につきまして見直しをして、しかしながらそのすべての問題について一挙にということになりますと何年かかるかわからないということもございまして、そういう観点から一応法制審議会の審議の期間としては五年ということを目途として、その期間の範囲内でそういう目的からできるだけ時代に適合した、利用しやすい民事訴訟法にしよう、こういうことで取り組んで、その結果としてこの法案を提出させていただいた次第であります。

○千葉景子君 わかつたようなわからないような気はするんですけども、確かに、わかりやすいものにしようというので片仮名文語体を平仮名口語体というのは、これは最低限、確かに前よりはわかりやすいというのはわかりやすいかもしれないけれども、多分それだけの問題ではないんだらうというふうに思います。今回のさきま提起をされている制度の中に、わかりやすくするためのいろいろな工夫とか、利用しやすくするためのいろいろな対応策というのがあろうかと思ひますので、本当にそうなるのか、目的に沿ってこれ

が運用されていくか、多少具体的にお聞きをさせていただきたいというふうに思ひます。

そこで、国民に利用しやすい、それから社会の要請にかなう、この目的ですけれども、やはり先ほど局長がおっしゃったように、その大きなポイントとしては大変裁判に時間がかかるということ、が挙げられようかというふうに思ひます。何しろよく言われることは、一カ月間待ってそして三分間審理をする。実情を見ますと、本当に一カ月に一回ぐらい開かれて、そして代理人同士が書面をばつぱつと取り交わして次の期日を決め、そしてまた一カ月たつというふうなことがある意味では実情ではないかというふうに思ひます。そういうことで大変時間がかかる。

それから、社会の今のテンポから考えても、やはり裁判をやっているうちに物事が先へ先へと進んでしまふ、裁判での解決を待っていたらもうそれに対応できない、そういうことなどもあつて、そればかりではないですけれども、民事介入暴力とかそういうことなどもしばしば問題になってくることもあるというふうに思ひます。

そこで、一番重要な、迅速な裁判をできるだけ行つて国民に利用しやすいものとしていく、こういうポイントで今回どんな整備がなされているのか、何点かあれば御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘のとおり、今回の改正の最も主要な目的の一つとして、適正ということを書しえない範囲で迅速な裁判が実現されるということがございまして、その目的の観点からどういう改正事項を含んでいるかということでございまして、この点につきましては午前中の志村委員の御質問に対してもお答え申し上げました。

主要なものとしては、そのときも申し上げましたように、争点及び証拠の整理手続の整備を行う。これは、ただいま委員御指摘のように、現在の審理の実情は往々にして五月雨的な審理になりがちである、争点も十分に整理されない状況のままで証人尋問が行われるというようなことが行わ

れがちであるという実情がありますことを踏まえて、基本的には、特にそんな準備的な手続というものは必要がないという事件を除きましては、事件の種類に応じていろいろなメニューを用意して、そのいずれかの方法で争点の整理をする、そういうことを目的とする改正でございます。

いま一つは、証拠収集手続の拡充ということであり、いま一つは、これも午前中申し上げました、これは三十万円以下の金銭請求訴訟という範囲に限定されておりますけれども、特別に迅速な処理を目的とする少額訴訟手続を設けるといふようなことがその観点からの大きな改正事項でございますが、そのほか細かい事項といたしましては、さまざまな点で迅速化を図るという観点からの改正を加えております。

その事例を若干申し上げますと、一つは、最近のいわゆる核家族化等に伴つて送達が大変難しいということ、そのために訴訟が遅延するということもございまして、そういうことに対処するために送達場所等の届け出制度というものを創設して送達を迅速に行われるようにする。これは訴訟のスタートが早くできるようにするという目的の改正でございます。

また、裁判所が適時適切な釈明権の行使をすることができるといふことにするために期日外の釈明という規定を設ける。また、いわゆる当事者が主張や証拠を小刻みに出すということを防止するという観点から、これは特定の効力を直ちに伴うものではないけれども、従前の随時提出主義というものから適時提出主義というものに規定を改めるというふうな点。

それから、いわゆる大規模訴訟に関する特則といたしまして、当事者あるいは証人が大変多数であるという訴訟、これを合議体の裁判官で尋問していたのでは大変時間がかかるという問題がございまして、そういう事件については、証人尋問等を効率的かつ迅速に行うことができるように合議体の裁判官の人数を五人として、裁判所内でその受命裁判官が証人尋問等を行うことができる

ような規定を設けるといふようなこと。さらには、いわゆる電話会議システムを利用した争点整理あるいはテレビ会議システムを利用した証人尋問、そういったものを可能にすることによって、それも訴訟の審理の迅速化に資するものであるというふうに考えているところでございます。

そういったことで、いろいろな場面において訴訟の迅速化という観点からの改正を織り込んでいくわけでございます。

○千葉景子君 それぞれ迅速化を図るためにいろいろな工夫やら整備をなさつたということで、それについては私も当然なことであらうというふうに思ひます。

個々の問題についてはまた後ほどお尋ねするとして、ただ、この迅速化を図るためにこういう制度を整備いたしましたけれども、それを運用していくやうな体制がなければこれも絵にかいたもちになつてしまふということにもなりかねません。そういう意味では、こういう制度をきちっと利用するということでは弁護士、代理人などの協力も当然のことであらうというふうに思ひますが、裁判所の側でも、これを運用し、そして迅速にこの制度を利用して裁判を進めるといふ意味での人的陣容整備、これも欠かせないことであらうというふうに思ひます。

これも常々、裁判官定員法などの審議の際にも毎回のごときに裁判官の充実、質も当然ではございますけれども、数の上でもやはり増員をして、そしてできるだけ限り体制を整えるべきだという指摘もさせていただいたところでもございまして、司法試験合格者の数などもふえておりますので、徐々に裁判官の数がふえていくことは承知をしていてございまして、この制度を生かす意味でもそういう体制の整備をいただきたいというふうに思ひます。

たまたま昨日の、これは朝日新聞の夕刊でございまいしょうか、これは日弁連が裁判官のOBの皆

さんから聞き取りをした、その調査の一部が掲載をされておりました。「裁判官は「超」多忙」ということで、担当の事件が数百件になる、あるいは休日もつぶして家族生活を破壊するような状況で事件処理をされていると。そして、こんなことは多分ないのでしょけれども、取り下げなどがあるとはとすると、でき得れば和解で事件を処理しがちになるとか、そういう調査が出ております。

これが全部とは私も申しませんが、やはりどうしても裁判官の数が少なくなると一人一人にしわ寄せが行く。それが万が一こういうことになつては困るわけでして、そういう意味で、改めて裁判官の充実ということについて、私は、ぜひ大きく決断をし、そして充実を図っていただきたいというふうに思いますが、裁判所、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(石垣君雄君) 委員御承知のとおり、裁判所としては現行法のもとで充実した審理を目指した運営改善の努力を長年やってまいりました。そして、今回の改正項目の中には、その実務で培われたいろいろな創意工夫というものが随所に盛り込まれているように思っております。

ただ、この運営改善は、申し上げるまでもなく裁判所だけでできるわけではございませんで、当事者、わけても当事者の代理人となります弁護士さんの御協力が不可欠でございます。運営改善につきましてもその意味で、常に弁護士会との協力、協議というものを尽くしてまいったわけでございますが、今回新しい民事訴訟法がもしできました場合には、改めてまた弁護士会との間で十分な審議を尽くして、国民の期待にこたえられるような審理をしていきたい、こういうふうに思っているところでございます。

今、委員の方から、しかしそれだけではなかなかできないのではなからうかと、人的な面、物的な面での整備充実が必要ではないかという御指摘かと思ひます。かねてから裁判官の増員等を含め毎

年のように人的な充実についての措置をお願いしてまいったところでございますが、今後とも、この法改正が円滑にもしできた場合にはその円滑な遂行ができますように、人的、物的面での十分な体制の整備について精いっぱい努力をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○千葉景子君 ぜひ次の定員法などのときにはその決意のほどがまた要求などに、あるいはその整備の実情としてあらわれてくるように期待をしておりますし、私たちもそれについては積極的な協力をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

さて、迅速な裁判ということも大きなポイントでございますけれども、国民が利用しやすく、そして社会の要請にかなうということになると、私はもう一つのポイントとしてこういう面を考えておく必要があるのではないかと思います。それはやはり現在の訴訟が、先ほど局長もおっしゃったように単純なものではなくなつてきている。例えば公害であるとか薬害問題であるとか、あるいは医療にかかわる問題とかあるいは消費者関連の訴訟とか、それから行政とか国を逆に相手にする訴訟とか、そういう現代型の訴訟というのがふえている。そういう中で、本場に当事者が実質的に平等な立場で裁判を受けることができるということがなければ、やはり社会の実情に合致しなくなりまして、それから国民のニーズにもこたえられないということにならうかというふうに思います。

こういう現代型の訴訟を見ますと、そういう面から実質的な平等ということから考えると、証拠の所持という点から見ると歴然とした格差というふうな点があるというところは御承知のところだと思ひます。そういう意味で、今回の訴訟法案の中で証拠収集手続についてはやはりこういう問題意識のもとでなされているのだからというふうに推測はいたします。

ただ、きょうも問題になっておりますように、そういう中で公務上の文書についての扱い、これについては、本場に今回の法案が国民に利用しやすくなり、社会の要請にかなつたものというところでやりになったんだとすれば、いささかその面について十分な検討が不足していたのではないかと、うふうに考えざるを得ないところでございます。

この民事訴訟法案がいろいろ検討されている過程では、社会の中では少なくとも情報公開というのが大きな流れになっていったことは多分御承知のところというふうに思ひます。そういうことをまさか全然知らずしてこの民事訴訟法案の策定に当たっておられたというふうには考えられませんが、国際的にも行政情報の公開というのは当然の流れになっておりますし、それから我が国の実情を考えましても、既に第二臨調の答申のときから行政情報の公開というのは大きな問題点として提起をされてまいりました。

既に地方自治体などでは、平成七年九月の段階ですけれども、四十二都道府県、二百二十四市区町村、計二百六十五の自治体で情報公開条例などが策定をされているという状況です。それから、大変手前みそになって恐縮ではございますけれども、社民党、社会党の時代ではございましたけれども、既に八一年に議員の中で情報公開制度を検討いたしまして議員提案もさせていただき、そして近いところでは一九九三年の六月に、その当時、社会党そして公明党、民社党、連合参議院という共同で情報公開法案を国会に提案をさせていただいております。そして、最近、情報公開法案要綱中間報告が行革委員会から出されている。こういう一連の流れがあるわけですね。

こういう情報公開の流れについて、一体この民事訴訟法案を検討する際にどういうふうな認識をされているのでしょうか。こういう流れとは、この民事訴訟法は民訴の手続を決めるものだから関係ないものだ、別々なものだというふうに御認識をされていたのか。あるいは、やはりこういう流れを背景に置きながら今回のこういう政府提案の内

容になつてきたのか。その辺の御認識をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(濱崎泰生君) 委員ただいま御指摘になりましたように、行政情報の公開の問題につきましては、相当以前の時期からいろいろな場においていろいろな形で議論がされてきたことは承知しておつたつもりでございます。ただ、これがいわば国として明確な形で取り組むということが明確にされたというふうに私も認識をいたしましたのは、平成六年十一月に行政改革委員会設置法が制定され、それが施行されたということでございます。

法制審議会の審議におきましても、もとよりそういう状況を踏まえながら検討されたわけでございますけれども、しかしながら、国としてこの問題に本格的な取り組みが始まつた平成六年の暮以降、行政改革委員会の行政情報公開部会におきまして、国の行政機関が保有するさまざまな秘密情報を洗い直してそれを議論の対象として、それについての国民に対する公開のあり方というものが大変大きな議論になつておつたわけでございまして、法制審議会民事訴訟法部会における全体の審議の中で、かなり後半の時期にそういうことが大きな問題になつたわけでございます。

そういうことを踏まえて、最後の時期に、行政情報を、いわゆる行政文書を対象とする文書提出命令の制度のあり方をどうするかということが法制審議会の中でも大変大きな議論になつたわけでございまして、結局、そういう幅広い議論が今されている状況において、民事訴訟手続の場面に於いての今後の段階でその議論を先取りして一定の結論を出すことは事実上大変困難であると考えられますし、またその議論が出た段階で、それを踏まえて民事訴訟法としてどのようにこれを反映させるのが適当であるかということについて改めて検討するということにした方がより適切な制度を構築することができるのではないかと。

そういう議論から、改正要綱の取りまとめに当たりましては、民事訴訟法及び刑事訴訟法の証人

尋問における証言拒絶のあり方に關する現行の枠組みの範囲内、そのスキームの範囲内でもよく提出文書の範囲を拡大するといふ、提出義務の範囲を一般化するといふ改正をしようといふことで法制審議会の答申となり、そういうことで政府原案を提出させていただいたと、こういう経過でございます。

その点についてさまざまな御批判があり、衆議院において御案内のような修正が行われたといふことは既に御案内のとおりでございます。

○千葉景子君 今の御答弁から考えますと、少なくとも国の段階で情報公開制度が大きな議論になつてきて、そして法制審などでもやはりそれに關連して討議をなさなければならぬ。ただ、それは時間的には相当後になつての話になりますね。そこで、議論も十分ではないといふことで、改めて検討する方がよいと、こういう大体まとめたなつた。そこは逆によくわかるんですね。まだ審議も十分でないから、それじゃこの部分はこれからの議論にゆだねて、そしてその後、情報公開制度の充実などと一緒にこれを取りまとめようといふふうにしていただければむしろ素直に話はおかる。ところが逆に、行政上の公的な文書について官庁の承認というまとめをしたがゆえに、情報公開にさお差すものではないか、ふたをしてしまふのではないかという議論にもなつてきたといふふうに思ふんです。

まさか情報公開の流れを法務省が食い止めようなどということは考えなかつたのだらうといふふうな思ひますけれども、改めてやはりこれは十分な議論が不足していたんだといふことは率直にお考えですか。

○政府委員(濱崎恭生君) 衆議院において修正をいただいたという結果を踏まえて考えれば、今になつて考えれば御指摘のとおりであるかもしれないといふふうには思つております。

ただ、法制審議会の審議の取りまとめめあいは立案の段階におきましては、現在のスキームの範囲内においても一歩前進するといふ方が適切なもの

ではないかという判断であつたことだけは申し上げさせていただきたいと存じます。

○千葉景子君 それが一歩前進なはずだといふところが即座には私もちよつと納得しにくいところなんですけれども。

衆議院の議論なども踏まえ、そして改めて法務省の方でも、やはりその指摘を受けてみれば、議論が不足していたという面もあるのではないかと、いふことでもございます。だとすれば、先ほどからの議論の中でも出ておりますけれども、衆議院の修正を踏まえて今後どういう取り組みをされていくか、その決意のほどをお聞かせいただきたいといふふうには思ひます。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の問題につきましまして、これまでの国会の御審議におきまして、提出義務の存否についての判断権のあり方、その審理方式等についてさまざまな観点から、今後の検討に当たつて考慮すべき重要な御指摘をいただいているところであります。そういう御指摘を踏まえて、衆議院において修正がされ附則二十七条の規定が設けられ、そして附帯決議もいただいているところでございます。

そういう指摘を受けまして、法務省といたしましては、この問題について速やかに検討を開始いたしまして、成案を得るべく全力を傾けてまいりたいといふふうに考えております。

○千葉景子君 大臣はいかがでございましょうか。

○国務大臣(長尾立子君) 今回の民訴法の御審議に際しまして、国会の御審議の中で一番皆様から御指摘をいただきましたのは、この文書提出義務の部分であつたように思ひます。この御審議の中で、今局長が申し上げましたが、私どもにもいろいろな観点からの御指摘をいただきました。こういった御指摘を十分私どももそしやくをいたしまして、この法案を成立させていただきましたならば、この附則にございます期間を私どもとして利用させていただきまして、その期間の範囲内で最大限の努力をさせていただきます、附帯決議の趣旨に

沿つた方向で成案を得たいと、このように考えておるところでございます。

○千葉景子君 時間が限られておりまして、個々の問題、また次回がございましたらお尋ねしたいと思ふんですが、これとかかわる問題で、既に魚住委員の方からも問題提起がございましたけれども、公務員の証人尋問の件でございます。

先ほど御答弁がございましたので繰り返したいと思ふんですが、これについてもやはり現行の刑事訴訟法の違い、それから今の文書提出義務との関連、こういうことを踏まえて、いかがなものでしょうか、これはもうこれで固定したものでなく、やはりこれも今後の検討課題として十分にかたというふうには思ひますけれども、その点についての方を改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(濱崎恭生君) 今回、附則において定められた検討をするに当たりましては、一つに行政情報公開一般についての制度との整合性というものも考えてまいらなければならないと思つておりますと同時に、御指摘の公務員を証人として職務上の事項について尋問をする場合の取り扱い等との関係というものも含めまして総合的な検討を加える必要があるものといふふうに思つております。その関係におきまして、必然的に承認拒絶の要件との関係というものを考慮するということになると思つておりますので、そういう関係を検討した上で承認拒絶の要件についても見直しが必要であるといふことになりました場合には、そういう点についても考えてまいりたいことになるのではないかと考えております。

○千葉景子君 時間がちよつと区切りですので、終わらせていただきます。

○橋本敦君 今回の法案について最大の問題になりましたのは、公文書の扱いだつたことは言うまでもありません。これにつきまして衆議院では修正が行われたわけですが、私どもも共産党としては、この問題については原案のいわゆる二百

二十条四号ロの規定は全面的に削除するとともに、秘密とされる公文書の範囲を厳しく限定して、国の重大な利益にかかわる秘密に関するものに限りとした上で、しかもなおかつその判断は、司法権を尊重して裁判所の判断にゆだねられるいわゆるインカメラの手続を含めて厳重にすべきであるといふ提案をいたしました。残念ながらその修正案は通らなかつたわけでありましてけれども、一定の改善的修正がなされて送られてまいりました。

そこで、この問題について、せっかく衆議院から修正案を御提案いただいた先生方にお越しいただいておりますので、一点だけ考え方の基本としてお伺いしておきたいことは、この民訴法のこれに關する問題は、具体的に訴訟当事者が裁判を受ける権利あるいは公正な裁判を求める権利といふ、そこにかかわるだけではなくて、一般国民の知る権利にかかわる非常に重大な問題であるといふ、こういう認識のもとに附帯決議も行われ、修正提案もなされたものと、この理解しておりますが、そういうことでよろしゅうございませうでしょうか。

○衆議院議員(細川律夫君) 今回の修正につきましては、先生がおっしゃられる知る権利につきましては、これは憲法には特に知る権利といふような規定はございませんけれども、民主主義国家におきましては知る権利というのは当然の前提として国民に保障をされているだらうといふふうには思つております。

そういう意味では、国民全員が憲法上いわゆる知る権利があるといふことを前提に私どもも今回の修正というのも行いましたといふことであります。

○橋本敦君 御答弁ありがとうございます。そこで、知る権利の問題について政府との間で若干議論をしていきたいと思ひます。

有名な北方ジャーナル事件判決というのが最高裁大法廷によりまして一九八六年の六月十一日に行われておりますが、この中で最高裁は次のよう

に言っております。

主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法二二条一項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解される。

こう述べております。

最高裁、このような判決があったことは間違いございませんね。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄) ただいま委員が御指摘になったとおりでございます。

○橋本敦君 ここで重要なのは、憲法二二条の言論の自由というのは、表現の自由というのとは、みずから主義主張を表現するというだけにとどまらずに、その基礎をなすところの情報を相互に受領することができるというそういう自由の問題、そしてここで言っておる、とりわけ公共的事項に関する表現の自由、これが特に重要だということです。

したがって、国民は公共的問題に関する情報の入手をするという権利を持っているという憲法の原則に照らして、情報公開というのが近代民主主義においては極めて大事な問題になってくること、この判決でも示されているわけでありまして、しかし、公的情報といっても、いわゆる公務上の秘密という問題がありますから、一切の情報が入手できるということにならないということもまた言うまでもありません。

したがって、そこで、こういう国民の知る権利ということとの関係において、一体国の重大な機密とよく言われるその秘密はどうかあるべきかということが一方でまた問われるわけです。

そして、この点で重要な判決は、一九七八年五月三十一日に最高裁第一小法廷で行われました、いわゆる外務省秘密漏えい事件であります。この事件で最高裁は、秘密ということに言うには、官庁が正当に秘密を指定するという権限に基づいて指定した形式だけではだめだと。それにとどまらなくて、そのようにして指定された秘密が実質的に秘密として保護するに値する、そういう内容を持つていなければならない。つまり実質秘でなければならないということを明確に判決をしておりますが、この趣旨の判決があったことも間違いありません。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄) ただいま委員が御指摘になったとおりでございます。

○橋本敦君 そこで、情報公開という問題になりますと、国民の側から見ると公的情報を入手する権利との関係で、その権利を本当に保障する上で非常に重要な問題がいろいろ出てくるわけであり

ます。この点では、アメリカの情報公開法が非常に重要な参考を提起していると私は見ておるんであります。アメリカの情報公開法の建前で見ますと、公的情報の開示を政府あるいは官庁が拒否する、という、そういう場合に対する救済措置として考えられていますことは、まず非公開にするという行政庁の決定に対して、それが妥当かどうかという点については、それを開示すべきであるという立証責任は国民が負うんじゃない、それは開示することができない実質的秘密性を持つていふんだということを行政庁の側が立証責任を持たなくちゃならない。

この問題では、この委員会でも先ほども議論があつて、今の民事訴訟法の規定でいけば立証責任は請求する国民の側にあるかのような答弁がありました。アメリカはそこそこ、立証責任は全く、そういう私が指摘したような方向で、国民の負担にしているわけですね。それからもう一つは、そういう行政機関の決定

があつて公開を拒否された場合に、今私がお話ししたように、それが秘密に値する実質的な秘密性を持つていふかどうかについての判断権を行政庁だけに持たせてはだめですから、アメリカの情報公開法では、その問題についてはいわゆるインカメラのインスペクションの制度をつくりまして、裁判所が非公開でその文書を取り寄せて見た上で判断するという制度。

及びそれに関連して、先ほども議論がありましたが、コロンビア特別区高等裁判所で提起をされて、それ以来一定のルール化されておりますけれども、ボーンインデックスと言われる方法によつて行政機関に対して裁判所は、非公開とされた記録の項目ごとのインデックスを厳しく要求をして非公開された文書あるいは非公開した理由を詳細に説明することを義務づける。それでも十分な説明がなければ、裁判所はいつでも今言った非公開審理に現物を出させる、その上で判断をする。そういうことで、持つてきなさいという裁判所の命令にかかわらず持つてきなさい、日本には制度はありませんけれども、アメリカは法廷侮辱罪を適用して強制的に出させて国民のために判断するという仕組みをつくる、こういうことが行われているわけです。

こういう制度をそのとおりやれとは言いませんが、将来我が国が情報公開法を制定する上で一つは非常に参考になる制度だと、私はこう思っております。今回の附帯決議で、将来、公務文書についての扱いについては、司法権を尊重した上で、インカメラの制度も含めて慎重に検討するようにという附帯決議がつけられ、政府はそれを尊重する、という立場であります。こういう点は重要な参考資料として今後の検討課題として政府も検討すべきであると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(濱崎泰生君) ただいま委員からアメリカの情報公開制度について御紹介をいただいた御質問をいただいたわけでございますが、ただいま委員の御紹介いただいたアメリカの制度との対比で言えば、我が国において国民一般に行政情報

をどのように開示すべきかという観点から、今、行政改革委員会において大変幅広い検討が鋭意行われているところと承知しております。当然その中では、今御指摘のようなアメリカの制度も参考にして御検討されるものと思われわけでございます。

私ども、今般、衆議院におきまして修正をいただいて、文書提出命令の制度におけるいわゆる行政文書の取り扱いについては、原則に立ち返つて改めて速やかな検討をすべきという御指摘を附則の形でいただいているわけでございます。その検討の中では、当然、今我が国において鋭意行われている行政情報公開一般に関する検討、この検討を参考にしながらそれと並行して検討を進めるということでございますので、御指摘のような視点も踏まえて検討をさせていただく、こういうことを考えておるところでございます。

○橋本敦君 この点、私はまさに憲法と我が国の民主主義の国民の知る権利にかかわる重要な課題が今後残されたと思ひますので、今御指摘した点について御答弁があったように、憲法の立場を踏まえての向きの検討を要求しておきたいと思ひます。

そこで、インカメラということを申し上げましたついでに、二百二十三条のいわゆるここに書いてありますように、裁判所がイ、ハ、ニに掲げる文書に該当するものについての判断をするため必要があるとき、文書の所持者にその提示をさせることができるというのが出てまいりましたが、これは今私が指摘したインカメラ制度と同等の意味を持つ制度と解してよろしいかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(濱崎泰生君) 同様の制度であるというふうに理解をいたしております。

○橋本敦君 もしも相手方が裁判所の指示に従わずに、裁判所が提出すべきかどうかを判断するについて、その物を出さないと言つても出さない場合はどういうことになりますか。

○説明員(柳田幸三君) 第二百二十三条三項の提

示命令につきましては、特段の強制的な履行手段は規定されていないとごいます。

○橋本教君 強制的履行方法はないということはおっしゃるとおり、法律でそうでありますが、そうした場合に、裁判所としての判断に何らかの影響を及ぼすのか及ぼさないのか、その点はどうなんですか。

○説明員(柳田幸三君) その場合にどのような判断をするかということになりますと、現実に文書が提出されないわけでごいますので、文書の記載内容に即して裁判所が判断するということはできなくなるわけでごいます。したがって、その代替手段ということで当事者に、このイハ、ニの要件に該当するかどうかということにつきまして主張・立証を求めるということでごいます。

その過程におきまして、正当の理由がなく提示命令に応じないということがあれば、それは裁判所の自由心証の問題としてしんじやくされることがあり得るであらう、そのように考えているところでごいます。

○橋本教君 私が言いますのは、例えばエイズの問題で大変な問題になります。それで、製薬会社に対して訴訟を起こしているいろんな事件で文書の要求を原告がするという場合に、文書の内容はあっても、それを企業機密とか何とか言っ出てこないということがあり得る。そうした場合に、今のインカメラの制度で裁判所に持ってこさせて判断してもらいたい、こういうことですが、それに抵抗して持つてこないということになれば、これはまさに公正な裁判、裁判所が実体的真実を発見する、その上で法を適用する、というのが裁判所を侮辱する、適用する、だから、アメリカが裁判所を侮辱する、適用する、という考え方を持っているのも私はよくわかるんです。だから、そういった問題をどうしていくかということもこれらの重大な課題になっていくであろう。

例えば、不当な課税措置が行われて、税務に関する訴訟がいつぱい起こってまいりますから、そ

の場合でも文書の提出を要求した場合に、公文書であるということの理由にしてこれはもうインカメラの制度がないから出さないでほしいだということになったら、これはもう原告の利益、権利を保全するという裁判所の機能が著しく阻害されるわけでしょう。

だから、公文書についてもインカメラの制度は当然大事だということを私は情報公開法のアメリカの例を引いて言ったわけですが、一般の企業の秘密に関する文書についてもこの問題は非常に重要な問題になってくるわけですね。

そこで、この問題については、二百二十条四号のニの文書として、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」ということもこれはインカメラの対象にはなっているわけだが、それと同時に別のところで、百九十七条の、企業の「技術又は職業の秘密に関する事項については証人尋問では、尋問を受ける場合には証言拒否ができる」という規定もあって、こういう文書については裁判所はどう扱うかということ、これは裁判所の民主的なルールづくりの上で非常に大事な問題になってくるんですが、こちらあたりについて民事局長、お考えありますか。

○政府委員(濱崎泰生君) ただいま企業の秘密に属する文書、これは文書について申し上げますが、政府案では四号のハでございしますが修正案では口になるわけでごいますけれども、この文書については今委員御指摘のインカメラの手続の対象になつてはいるわけでごいます。したがって、今この四号の規定をどういう文書についても加えた。例外規定に該当するかどうかはインカメラの手続で審理をするということになっておりますので、この点については御指摘の観点から相当の成果を上げるものではないだろうかとというふうにご考えているところでごいます。

○橋本教君 わかりました。だから、このインカメラの制度ができたことによつてかなり改善される可能性があるというように御答弁がありましたから、そんなふうに私も期待をして今後の運用を

見ていきたいと思ひます。

もう一つ、文書について伺つておきたいのは、二百二十条の今言ったニの文書で、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」と、こうありますが、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」については一般提出義務が外れるということについて、この文書をどう特定しますか。文言から見ると、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」というのは、非常にその文言自体が不明確、わかりにくいですね。これはどう解釈しますか。

○政府委員(濱崎泰生君) この「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」というのを一般義務の除外事由として定めました趣旨は、これはあくまでも民事裁判に対する協力義務としての国民の義務を定めるということでごいますので、私人あるいは企業等の団体がおよそ外部の人に利用してもらつてあるいは見てもらうということをして指定しないような文書についてまでそういう協力義務という形で提供を強制するということは酷な場合があるのではないかとこの観点から、これを除外事由にすることとしたものでございします。

もちろん、この概念自体必ずしも一義的に明確であるわけではございません。しかしながら、これをもつと限定的に、もつと具体的に規定するということも困難なわけでごいますので、こういう一般規定という形で規定しているわけでごいます。この点については、先ほど御指摘がございましたようにインカメラの手続の対象となるものでございします。裁判所においてその文書を見てあるいは当事者双方の主張を聞いて適切に判断をされるということに基づきまして、裁判例の積み重ねによつて適切な運用がされることに期待すべきものではないかというふうにご考えているところでありました。

○橋本教君 おっしゃるとおり、極めて法の要件自体としては不明確ですから、まさに裁判所のこれからの合理的運用にかかっているという意味で裁判所の責任というのは重いわけですね。だから、

ら、インカメラという制度ができたその上で、さらにこういう規定の明確性を欠く文言の運用を通じて、本当に国民の知る権利なり法廷に真実を明らかにしていくという裁判本来の公正な裁判をやつていき、国民の権利を保全するというそのことをやつていくためには、裁判所は重い責任を持つてこの規定の合理的な運用、そしてまたこうした漠然とした規定の合理的範囲に関する判例なり運用の実績を積み上げていかなきゃならぬという責任があると思ひますが、裁判所はどうお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄君) この委員会での御議論を伺つておまして、裁判所に寄せられる期待といひますか、その重さを十分に感じておりますが、いづれにしましても、適正、妥当な判断を示していくのが裁判所の役割であるということ、全力を傾けなきゃならないという覚悟をしております。

○橋本教君 民事局長なり裁判所のおっしゃるように、まさに国民のための司法という立場を貫く、そういう観点からこれからの運用について、国民の知る権利なり公正な裁判の遂行なりについて格段の御尽力を重ねて私は要望しておきたいと思ひし、またそういう要望をせざるを得ない法律構造になつていくことだと思ひます。

そこで次に、上告理由の制限の問題に話題を移していきたくと思ひます。

この問題について、もう時間がありませんから端的に説明を求めたいんですが、上告理由の制限というのは、何といつても国民が三審制のもとで裁判を受ける権利に対する一定の制約であり制限であることはこれは間違いない、そういうことはもう實際間違いないわけですね。

そこで今度の場合に、まさに絶対的上告理由等は別にして、重要な法令の解釈に関する事項でなければ上告を受理できないという、そういうことになりまして、そこで言う「重要な事項」というのはどういう範囲を含むのか。いわゆる法令解釈の誤りがあり判決に影響を及ぼす、そういうこと

だけでは上告受理できないということになれば、そこで言う「重要な事項」とは一体どういうことなのかをこれは客観的に明らかにしておく必要があると思ふんです。その点はさっぱりこの法案では明らかになっていないんですが、まずこの点、法務省はどうお考えですか。

○政府委員(山崎潮君) ただいまの点でございしますが、現行法で判決に影響を及ぼす明らかな法令違反という事由になっているわけでございしますが、これはまさに判決に影響があるわけですから、これはもう当然上告の理由になるはずでございします。もう一つは、今回の仕切りが少し違っておりまして、この上告受理に関しましては、「法令の解釈に関する重要な事項を含むもの」と書いてございします。

したがって、判決の結論に影響があるのかどうかということをお問うてないということにございしますから、仮に上告棄却ということになるものであっても重要な法令解釈については取り上げると言っているわけでございまして、ある意味ではスキームも少し変わっておりますけれども、見方によつては今までもより広いということになるわけでございまして、先ほども私御答弁させていたいただきましたけれども、要するに最高裁が判断をするという、ここは全く変わっていないわけでございまして、その判断をどう外へお答えをするか、それが不受理という決定になるのか、あるいは上告棄却ということになるのか、その違いであらうというふうにご考へておりました、決して権利を制限するものではないというふうに理解していただくでございします。

○橋本教君 非常に大事な御答弁がありました。重ねてその点で伺いますと、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背がある場合は、これは上告は受理するんですかしないんですか、その点をまず。

○政府委員(山崎潮君) 厳格な意味ではいろいろあるかと思ひますけれども、基本的にはやはり判決の結論に影響を及ぼすことということになれば

ば、それは最終的には法令解釈の誤りあるいは適用の誤りという問題に結びつくわけでございします。現在そういう事件があるとすれば、基本的にはそれは受理がされるということになるかと思ひます。

○橋本教君 そうしますと、わざわざ三百八十八条で、この申し立てにより上告事件を受理することができるといふ制度で、「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」ということでここに入れないまでも、今までどおりの上告という制度で、それで事足りるんじゃないんですか。わざわざここへこういうふうに入れても、あなたがおっしゃるように、結論として関係がないです。判決の結果に影響を及ぼす法令違背があるならば、当然それは上告として受理され、また事実上であれそれなりの判決がなされるだろうというのであれば、上告理由制限だということなことが言われているという制度をつくる必要があるんじゃないか。

○説明員(柳田幸三君) 今回の上告受理の申し立て制度の趣旨をいたしましては、上告理由が憲法違反と重要な手続法違反に限定されるということになりました関係で、法令違反につきましても最高裁判所が判断する機会を確保する必要があるというところで、法令の解釈が問題になる場合のうち法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められるものについて最高裁判所がみずから事件を受理して判断をする、そういう仕組みをつくつたものでございします。

ここで想定されておりますのは、三百八十八条の第一項にございしますように、「原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」というようなことが典型例でございまして、この場合には最高裁判所がみずからその判断を示す必要があるというところでございします。

したがって、ここで受理するかどうかという点を判断するに当たりましては、この例示も参考にしなが、最高裁判所がみずから取り上げて判断するのが適切な事件であるかどうか、そ

ういう観点から判断されるものではないかというふうに考へていただくでございします。

先ほど来御指摘がございします原判決に影響を及ぼす法令違反があるかないかという点は、この受理するかどうかという観点とは若干異なる観点からの問題でございまして、それが直ちに一致するということではないというふうに考へております。

○橋本教君 大事なことから聞きますが、一致するということではないということでは上告が受理されないことがあるんじゃないかと聞いています。

○説明員(柳田幸三君) 観点を異にするわけでございしますので、それはあり得ることであろうと考えております。

○橋本教君 そうでしょう。だから重大な上告理由制限になると、こう言っているんです。そこが大事な点です、この問題については。

例えば、皆さん御存じと思いますが、昭和四十九年の豪雨で多摩川水害が起こりまして、この事件で、いろいろ事件がございしましたが、最高裁判所はこの事件を法令違背があるとして破棄差し戻しをした。国家賠償法の解釈適用を誤り、ひいては河川管理の瑕疵について審理を尽くさなかった違法があると言わざるを得ない、つまり法令違背、そしてこれは判決に影響を及ぼすことは明らかだということでは最高裁は差し戻しをした。

いいですか、重要な法令違背があるからじゃないですか、判決に影響を及ぼす明らかな法令違背があるからということでは棄却になった。これは受理されなかったら原判決は破棄されてないですよ。

それから、熊本の税理士さんの起こされた有名な事件、御存じと思いますが、強制加入の税理士会が政党に献金をするという、それを徴収する、それは思想信条の自由を侵すじゃないかというところで裁判になりました。

この事件で裁判所は、原判決を破棄したんです。この場合でも、原審の判断にはまさに法令の

解釈を誤つて、つまりそれぞれの政党の自由及び強制加入である税理士団体の関係に関するいろいろな法令があるんですが、法令の解釈、適用を誤つた違法があり、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかであるからということで、これは原判決を破棄しています。こういう重要なことがあるんですよ。

そこで、もう時間ありませんから最後になるんですけども、このような問題について一体今までどれぐらいの事件が上告事件として破棄されているかといいますと、パーセンテージはなるほど少ないです。少ないけれども、法令違背を理由にそれが判決に影響を及ぼすとして原判決が破棄されたケースは、今までの中で最高裁にやっぱりあるわけです。これは最高裁にとつて国民の権利を守る非常に大事な役割を果たしているわけなんです。

だから、この問題で、上告理由が今あなたがおっしゃったように制限されるということがはつきりしているという問題は、これは実に重大な問題ですね。この点については、もう時間が来ましたが次に重ねてまた議論をいたしますが、あなたの答弁からもこの問題の不当性は私ははつきりしたと思ひますので、さらに検討を求めたいと思つておりますが、また議論は次にいたします。終わります。

○本岡昭次君 七十年ぶりの大改定と言われていた民事訴訟法の改正と、日本政府が一九七九年に批准した国際人権B規約が保障する裁判を受ける権利との関連について質問をいたします。

まず、長尾法務大臣に伺います。国際人権B規約を批准している日本政府は、人権規約二条二項によつて、国際人権B規約の水準まで民事訴訟法の内容を引き上げる義務を負っていると思ひます。

人権規約二条二項では、「この規約の各締約国は、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に

従って必要な行動をとることを約束する。」、こうなっております。

したがって、今回のこの重要な民事訴訟法の改正においても、今読みました人権規約二条二項というものを念頭に置きながら、国際人権B規約との関連を重要視して私は改正されなければならないと考えています。その点について、どのようにこの国際人権B規約との関連を考えて改正されたか、お伺いをいたします。

○国務大臣(長尾立子君) 我が国が国際人権B規約を批准するに当たりまして、現行の民事訴訟法がこの規約に適合しているという理解のもとにこの規約を批准したものと承知をいたしております。

今御提案を申し上げております法律案は、このことを前提といたしまして、民事訴訟を国民に利用しやすくわかりやすいものとするために、民事訴訟手続に改善を加え、より適正で迅速な裁判を受けることができるようにということのための改正でございます。人権保障の観点から見ましても現行法よりもさらに一層配慮していると、このように考えております。

○本岡昭次君 この改正法の百六十八条、百六十九条二項、百七十三条など弁論準備手続は、原則非公開、一部関係者への公開と、こう言われております。言われていまして私が申しますのは、私は全くの素人でございまして、とてもこの訴訟法全体を解説する能力を持っておりません。これを全部できたら私も弁論士になれると思うんですが、大変な中身でとても理解できません。それで、いろんな識者の要するに批判とかあるいは論評を参考にするわけですが、その中で、原則非公開、一部関係者への公開と言わざるを得ないというふうなことが多いのです。

今も、訴訟を促進させるためということがありました。しかし、原則非公開、一部関係者への公開ということが訴訟を促進させるために必要というところであれば、私は大問題だと考えます。憲法や国際人権規約が保障する公正な公開審理を受け

る権利をより拡充していく改正、すなわち先ほど大臣もおっしゃったように、国際人権B規約との関連ということとを大事にしながら改正されたとおっしゃるのと少し矛盾するのではないかと考えます。

したがって、この原則公開が否定されるような改正はあり得ないのではないかと考えるんですが、この点はいかがなものでしょうか、大臣の御見解をお聞かせください。

○国務大臣(長尾立子君) 今の委員の御質問は、弁論準備手続についてのお尋ねであるかと思えます。

この弁論準備手続は、現行の準備手続を改正したものでございまして、現行の準備手続と同様に、口頭弁論の準備のために争点と証拠の整理をする、こういう手続でございまして、口頭弁論において本格的に審理を行う前段階の準備ということでございます。

今、憲法の問題について御言及がございましたが、憲法で公開を要するものとされております対審というものは該当はいたしませんし、国際人権B規約において公開が要求される審理にも該当しないと、こういうふうな理解をいたしております。

また、現行の準備手続においては、傍聴において規定がございまして、専ら裁判官の判断にゆだねられておりますが、現在お願いいたしております改正案におきましては、弁論準備手続におきまして、当事者が傍聴を求める者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると裁判所が認める場合を除きまして、その傍聴を許さなければならぬというふうにしておりまして、人権保障という観点から現行法よりも一層の配慮をしておりますことに御理解をいただきたいと思います。

○本岡昭次君 直ちに私は反論する能力を今持ち合わせておりませんので、会議録ができましたら十分内容について精査させていただきます。しるべき機会に反論する必要があるれば反論させていただきます。

いただきます。

次の問題は、国連は一九九五年から二〇〇四年までを人権教育のための国連の十年と定めております。世界の草の根の人権教育運動を受けて、各国政府やNGO、市民に人権教育の抜本的な充実と展開を求めています。

この人権教育の対象とされているのは、これは子供だけではなく大人、それも警察官や裁判官、国会議員や官僚が私は重要な対象になっていると思うんです。教育といえども子供という単純な発想ではないかと考えております。

口頭弁論の公開というのは、裁判による国民の人権教育という最大のもではないかと私は思っております。女性や子供、障害者、高齢者、在日外国人などいろんな方の人権侵害をめぐる裁判、これを傍聴することとは人権教育そのものであると考えます。

法務大臣は、人権教育のための国連十年推進本部の副本部長をされております。裁判あるいは口頭弁論の公開、公開審理を受ける権利と人権教育の関連というふうなものを十分考えられて民事訴訟法を改正されたと思いますが、人権教育という問題と、今後いろんな法改正をしていくについて、人権を視点に置いてどこをどのように改正したかという点を重要視していただきたいと思います。大臣いかがですか。

○国務大臣(長尾立子君) 人権教育のための国連十年の推進という観点から申し上げますと、やはりすべての法律の改正の中に、特に人権にかかわります項目、人権にかかわりますような事項につきましては、その点を十分配慮すべきであるという委員の御指摘はそのとおりであると考えております。

また、人権侵害にかかわりますような裁判、これを傍聴することとは、確かに人権教育という観点から、豊かな人権感覚を深めていただくという意味でも大変重要なことであるという御指摘はそのとおりであると思っております。

今回の改正案におきまして、本格的な審理を行

う手続でございまして口頭弁論、これは原則として公開の法廷で行うものでございまして、これまでと変更はございません。

また、先ほど来御質問がございました争点の整理の手続等につきましても、準備的口頭弁論、これを設けておりますし、国民に開かれた場で争点の整理を行うということが適当であると思われるような場合にはこういった手続を使われるということになろうと思っております。その意味では、本法律案は今委員がおっしゃいました趣旨に沿ったものであるというふうに私は考えております。

○本岡昭次君 国際人権規約十四条の公正な公開裁判を受ける権利に関連しまして、国際人権規約選択議定書について外務省に伺います。

この選択議定書は、人権委員会が、人権規約に定める権利の侵害の犠牲者であると主張する個人の通報を受け、かつ審議することについて協定をするものです。国連人権委員会への個人通報制度と言われております。

なぜ日本政府はこの議定書を批准しないのですか。国連人権委員会への個人通報制度を認めることは、国民の裁判を受ける権利をより拡充していくことになるかと考えます。

私が、一九八六年一月、参議院本会議で当時の中曽根内閣総理大臣にこの点を質問しました。選択議定書の批准について前向きに検討するという意味の答弁をしていただいていたにもかかわらず十年を経過します。その間、アジアなどの国も批准しているからというふうな理由で、さらに検討をとおっしゃっていました。ところが、韓国、フィリピンが日本に先駆けて批准いたしました。依然として日本は批准という声を聞きます。外務省に早急に批准することを求めます。

今になってもまだ批准ということに対して具体的な行動を起こさないその理由は何ですか、具体的に明示してください。

○説明員(川田司君) お答えいたします。先生御指摘の国際人権B規約の選択議定書に規

定しております。いわゆる個人通報制度でございますけれども、この制度は、人権の国際的保障のための制度として注目すべき制度であるというふうに考えております。

ただ、この制度につきましては、先生には何度も御説明させていただきましたけれども、特に憲法の保障します司法権の独立を侵すおそれがないかといった点も含めまして、我が国司法制度との関係等慎重に検討すべきという指摘もございまして、こうした指摘も踏まえまして、今関係省庁と検討しているところでございまして、引き続き検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○本岡昭次君 いや、今の課長の答弁を私は十年間聞き続けてきておるんです。もういいかげんに、そういう答弁を繰り返すのじゃなくて、なぜ来年までにとか、いついつまでにという区切りをつけてこの問題の処理をなさろうとしないんですか。今の答弁では納得できません。

それから、大臣、今の答弁を聞いたでしよう。司法権の独立を侵すおそれがないかということを検討しておるというのです。これは外務省の専管事項じゃないですね。司法権の独立を侵すおそれがないかとなると、これは法務省が、侵されるのか侵されないのかという問題をあなた方が議論しなきゃいかぬ。どうですか、法務省。

○政府委員(原田明夫君) ただいま御指摘の点は、まことにそのとおりであろうと思います。

法務省としても、司法制度の基本的な枠組みについてやはり行政の立場から所管しているわけでございまして、外務省その他関係省庁とあわせて検討すべきことでございまして、現にそのことで政府部内で行っているこれまでに協議が重ねられてきたと存じております。

特に個人通報制度の問題につきましては、実際はあらゆる国内的な措置が尽くされてからそういう申し立てがなされるべきだということが定められているわけではございませんけれども、実際の運用上、そういう面でない場合、すなわち現在係属中の

の事件につきましても申し立てがなされるというようなこともございまして、それが取り上げられたような事例もあるようでございまして。

そういう状況を考えてまいりますと、果たして司法権の独立ということで、日本で、我が国で考えられております裁判所の判断を尊重して、そこによってあらゆる手続を進めてまいりたいという一つの立場におきまして、個人通報という形でそれが国連の委員会に提起されまして、そこで現に係属中の裁判の状況について審議される、その当否についても問題にされるということが果たしてどういうことになっていくのか、そのためのさまざまな手続との均衡上、果たしてその点が十分に保障されることになっていくかという点もございまして、慎重に検討を続けていく必要があるだろう、そういうふうにご考えております。

○本岡昭次君 それは勉強不足ですよ。私のような法律知識がない者でも今のあなたのような答弁では納得できませんよ。ちゃんと議定書の中に書いてあるじゃないですか。今あなたのおっしゃるような状況にあるものは受理しないと書いてあるじゃないですか。あなたのおっしゃるような状況のときの事例は国連人権委員会は受理しないんですよ。どうも納得できませんね。

だけれども、これをやっておつたらいかぬので、ちよつと外務省、あなたにも言っておくけれども、課長、あなたとやりとりしたって答えは出ないでしよう、それはわかっています。

だから、私は六月二十日の決算委員会の総括のところでも質問の時間をもらっています。そこで外務大臣それから総理大臣、法務大臣にこの問題の答えをいただきますから、今から一週間ほどの間にきちっとした答弁を求めたいと思います。

中曽根さんのときからずっと、私が予算委員会でもどれだけこのことを質問してきたか。同じことを繰り返しているんです。先送りがあるあなたの得意やということはわかっていきますよ、それは。しかし、ここまで先送りされるとばかにされているのかということになりますよ、私なんかは。理

由にもならない理由を取り上げて、ただ先送りしている。私の課長時代にしんどいからやめておこうと、次へ送っておこうと、そういうことにしか受け取れぬです、私は。

それで、この間、二、三日、私は最高裁の長官にお会いをしましたので、そこで言うたんです。最高裁のあなたがこの選択議定書を批准することを妨害されているんですかと。司法権の独立の問題に絡んで、日本には最高裁という立派なあれがあるんだと、それ以上のものを求める必要はないといつてあなたは、この国際的な裁判を受ける権利を拡大しようという動きの中で、妨害されているんですかと言ったら、目を白黒されて、いやいや、とてもそんなことじゃないやないですかというこのようにうそをついたから、これは一度きりとした対応をやってください。国際的な問題でございまして、お願いをしておきます。

どうですか、課長、六月二十日の決算委員会の場で、いつこの問題の答えを出しますということを書いていただくように、あなたの責任でやっていただけますか。

○説明員(川田司君) よく検討させていただきます。○本岡昭次君 法務大臣、こういうときどうしたらいいんですかね。私、困ってしまうんですよ、本当に。

それでは、もう残り時間もわずかですから、次の問題をひとつ質問します。これは在日外国人の人権問題であります。

在日コリアン人権協会が一九九五年三月十三日に、人権侵害事件として調査、認定することを東京法務局に申し立てています。その事件の内容は、一九九四年九月、在日コリアン・マイノリティ研究センターが東京事務所を開設した際に、事務機のリース契約に当たってリコーリース中央営業所に代表者と保証人の名前を民族名の韓国籍名で申し込んだところ、外国人が代表者の場合は日本人の保証人が必要であるとの対応がありました。外国人は保証人になれないということ

は、定住している韓国・朝鮮人など在外日本人に対する侮辱であり、偏見と差別意識に基づくものであると調査、認定を求めている内容なんです。東京法務局はいまだにこの調査結果を出していないようです。私も局長と直接電話でやりとりしましたが、いまだに答えをいただいております。一体、おくられている理由は何ですか。また、法務省はこのような企業の外国人に対する扱いにどのような基本的見解を持っているのですか。

私は、このようなことの関心を持ったがゆえに、この間の予算の委嘱審査のときに、法務局の出先のこういう人権侵害の調査に当たる人の数をふやせと、ふやさなければこういう問題の解決ができぬだろうということを申し上げたんです。いかがですか。

○政府委員(大藤敏君) まず、法務省が在日外国人の問題について現状をどういうふうにご認識を、それに対してどう対応するのかという点でございまして、最近、御指摘のように事件が係属しておりますし、ほかにも外国人であることのみを専ら理由としたしまして差別をする、例えばアパートの入居拒否をいたしますとか、あるいは契約の締結を拒否する、あるいは侮辱的な言辞をする、そういう事実がございまして、そういうものにつきましては、法務当局といたしましてはできるだけ事実関係を早急に調査をいたしまして、人権侵害の事実があるかどうか、もしあるといたしますればそれに対する、その事件に相応した適切な処理をする、そういう方針でございます。

そしてまた、同時に、加害者に対して個別的な啓発を十分に行う、それによって総合的な観点から被害者の救済を図る、そういう運用をしております。また同時に、そういう事件を離れて、人権相談やあるいは一般の啓発活動を通じて、積極的に外国人に対する差別をなくそうと、そういう活動をしているわけでございます。

それからもう一点、御指摘の事件につきまして、今委員が御指摘になられましたように、現

在、東京法務局で事実関係の詳細について調査をしているところでございます。時間が経過いたしておりますけれども、これは、双方から慎重に事情を聞いていこうとやら、双方の話し合いの期待もあるというようなことで事態の推移を見守っているということもあるようでございます。しかしながら最終処理を目指して事実関係を調査して最終判断をしたい、そのように考えております。

○本岡昭次君 いや、そのおかれている理由というものをもう少しわかりやすく言っていただけじゃありませんか。

○政府委員(大藤敏君) 基本的には、具体的な事件につきましては、大変申しわけございませんが、公務上の秘密ということで人権局としては従来から内容については御説明を差し控えていただいているところでございます。先ほど申し上げましたように一応の事実関係は掌握しております。しかし、関係者がさまざまな関係者がおられるということでもかなり事実が複雑であるということ、それからまた、私的契約の自由の原則の関係もございましてその辺も十分に考慮しながら慎重に判断をする、同時にまた、かたがた話し合いの余地もあるんじゃないかということで慎重に事態を見守っている、その結果、今日に至ったというところのようでございます。

○本岡昭次君 人手不足でこういう人権侵害の調査依頼が山積をされていて、そして順番待ちであるとか、あるいはまた、たくさんの方を少ない人数で調査しているんでなかなか前へ進まないとか、そういうことでなくて、内容そのものが非常に複雑で調査結果を出すのに時間がかかっている、こういうふうに理解をされているんですか。

○政府委員(大藤敏君) 委員が今お話しになられました前段の理由が全くないかどうかまでは正確には申し上げかねますけれども、主として私が承知しておりますのは後の方でございます。事案の性質によってそういう処理になっているということでございます。

○本岡昭次君 民事訴訟法の改正も審理の迅速というふうなものがやはり重要なテーマになっている。同じように、こういう第一線の法務局に訴えられる人権侵害事件について、調査を迅速にしてそして答えを早く出してやる。人権侵害なのかそうでないのかというその答えを出せばいいわけでしょう、これは。だから私は、それも同じように迅速にやはりやっていくということではいけないじゃないか、こう思いますので、できるだけ早くそういう調査の結果を在日コリアン人権協会に出せるように要請をしておきます。また、具体的には、法務局の局長の方にまた話し合いをさせていただきませう。

そこで、人種差別撤廃条約というの、これも長い間すつたもんだしてやっと批准したんです。何か一年か二年に一つずつ、並んでおるのを順番に処理するというのが外務省の方針か知りませんが、私は、人種差別撤廃条約が批准された、続くのはこれは選択議定書だと思って心待ちにしておるんです、今ね。

それで、人種差別撤廃条約が批准、発効したというこのことと、今私が言いました在外国人の人権問題が深くかかわるわけであって、批准することと手続の問題ですが、実際に批准した後、その内容、中身の問題についていかに実効性ある対応ができるかということが極めて大事であると考えてます。

そういう意味で、法務省は文字どおり人権擁護行政でありますから、こういう人種差別撤廃条約を批准したその立場に立つて、より人権擁護行政の責任ある対応を私は強く望むものであります。人種差別撤廃条約批准後における、さらに強化していくための具体的対策あるいは方策というものを持っておられるならお示しいただきたいと思っております。

○政府委員(大藤敏君) 今、委員が御指摘になられましたように、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約は、国連憲章でございますとか世界人権宣言の趣旨を体しまして、締約国のあらゆ

る形態の人種差別を撤廃することを義務づけているところでございます。そうした趣旨や目的については、人種差別の撤廃への国際的な努力として十分に理解でき、尊重されるべきものでございませう。

法務省といたしましては従来から、先ほども申しましたが、啓発活動を積極的に推進しております。これは、いわば広い意味での人権教育でございます。人種差別撤廃の趣旨にも適合するものでございませう。人種差別撤廃条約の前文には、人種のみならず、あらゆる差別をなくすと、そういう趣旨が酌み取れるわけでございます。従来から法務当局もそういう考えのもとに人権擁護行政を展開してきているところでございます。

○本岡昭次君 最後に、法務大臣にお願い、要請をさせていただきます。

国際人権規約の選択議定書の批准の問題なんです。国連との関係の条約批准でございますが、直接には外務省が所管であろうと思いますが、しかし内容的にはこれは法務省が深くかわり、また最高裁判所も関係してくるわけでありまして、ひとつ大臣として積極的にこの批准の問題について御努力いただきたいということをお願いを申し上げて私は質問を終わるものですが、一言、任せておきなさいというふうなひとつ答弁をいただければありがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(長尾立子君) B規約の選択議定書の批准問題につきまして、委員が長年にわたる大変御熱心に御推進をしてこられたということにつきまして敬意を表したいと思います。

しかし、先ほど私どもの方からも御説明をさせていただきまして、この問題は司法権の独立ということに影響を及ぼす大変大きな問題を含んでいるわけでございます。私といたしましては、今先生からのせつかくのお言葉でございますが、任せておきなさいというのはちよつと申し上げたいということをお願いをさせていただきます。

○田英夫君 既に同僚議員から問題点を多くのことを指摘されておられますから、重複をなるべく避けたいと思ひます。

私の基本的な物差しといひますか、政治的な立場から申し上げると、やはり今度の民訴法を新しく制定するということは、わかりやすくすること、同時に親しみやすくすること、これを言われるわけでありませうけれども、最も大切なことは、国民といひますか市民の皆さんの側に立った裁判、こういうものができるような、そういう民訴法でなければならぬと思うわけで、その物差しに当てはめて若干のことを申し上げたいと思ひます。

最初に、いわゆる上告制限ということが今回の民訴法の中で出てくるわけですが、これも、これもいひますか本末転倒じゃないかと私は思ひますけれども、その辺のことを含めて、上告を制限しようという発想のものは一体何なのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(濱崎泰生君) 最高裁判所は、憲法上あるいは裁判所法上、裁判所としても特別の位置づけをされているものでございまして、憲法判断及び法令の解釈の統一という重大な責務を担っているわけでございます。この重大な責務を最高裁判所が十分に果たしたくないということが何よりも重要なことであるというふうに考えているところでございますが、現実の問題といたしましては、上告につきましては、憲法違反等のほか、広く判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反が上告理由として規定されているわけでございますが、形式的には上告理由として法令違反を主張しているものの、その実質は原審の事実認定に不服を言う、ただ形式的に法令違反を主張しているという事件が大多数を占めているというふうに承知しております。そういうことでございまして、法令違反を主張しておれば、一つ一つの事件について最高裁判所が判決という形で対応しなければ

ならない。そういうことで、その重要な責務を十分に果たすということが困難な実情にあるということでございます。

他方では、これも午前中御説明したところでございますが、決定手続で処理される裁判に対する抗告につきましては、現行法では憲法違反を事由とする場合を除きまして最高裁判には提起することができないということになっておりますが、この決定手続で処理される事件の判断にも大変重要なものがございます。そういう重要な事項について最高裁判で統一した判断がされないために高等裁判所ごとに判断が分かれている、当事者としてもどちらの判断に従って事件処理をしたいかわからないというような問題を生じてきているという面がございます。

そういうことから、最高裁判所がその必要な機能を十分に果たしていただくという趣旨から、上告につきましては上告受理制度という制度を新たに設けまして、その規定の整理をする。他方、決定手続で処理される事件につきましても、解釈の統一ということを図る必要があると思われるような事件については最高裁判所で判断がされるという余地を認める。こういう両方からの改正をいたしまして、この機能を十分に果たしていただくというに資するということを考えているものでございます。

単に最高裁判所の負担軽減ということを観点とするものではございませんし、国民の裁判を受ける権利を不当に制限するということでもないというふうに理解しているところでございます。

○田英夫君 いわゆる上告が非常に多いと、しかも法令違反ということで、今おっしゃったように、それが大部分を占めるという、つまり憲法の問題以前の問題で上告されてしまうということが非常に多いという、この事実は私も感じます。よくわかりますが、結局、最高裁まで行ってしまうという原因の一つは、きょう山崎さんも触れておられました、下級審の判決への不信感というのが地裁であれ高裁であれやはり否定できないん

じやないだろうか。

よく公害裁判などで、あるいは人権裁判などで、刑事も含めてですが、不当判決というような紙を持って法廷から飛び出してくるというような光景をテレビでご覧になるわけですから、こういうことを一般の方がどう受けとめておられるか。それで上告、最高裁まで行ってしまう、やっぱりしょうがないんだろ、こういうふうになってきますと、なかなか改まらないんじゃないか。結果的には、上告受理制度というのが出てくると、そこで制限をされると、何だこれは制限するのか、こういう不満がむしろ蓄積することを私は恐れる。国民の皆さんの側の気持ちに立つてみれば、その辺を恐れて申し上げたわけです。

もう一つ、そういう意味で、下級審の判決への不満ということも含めていろいろ原因を考えてみますと、一つは決定的に裁判官の不足という問題、そしてそれは司法予算というものの不足といえますか、こういう問題にも達着するんじゃないだろうかと思えます。

司法予算というのは、金額を聞いて私もびっくりしたわけでありまして、国家予算に比べますと、つまり三権分立という、それが予算の上で三つ平等であるとは全く思いませんけれども、しかし余りにも違い過ぎるんじゃないだろうか。できましたら、大まかな数字で三千億とかそういう言い方でいいですが、今年度司法予算、おわかりになりますか。大まかな数字でいいです。

○最高裁判所長官代理者(石垣雄雄) 極めて大まかに申し上げまして、委員御指摘の程度のものでございます。

○田英夫君 大体三千億円という、これは国家予算と比べると本当に、例えば建設省の予算は非常に大きいわけですが、私は反対をしましてきたために、三億五千万円、長良川につくった河口堰が三千億近いんですよ。二千五百億と言われているわけですが、これから先、水を供給するための施設をつくりますと、さらに二千億ぐらいかかると言われているわけでありまして、

そういうこと等考えますと、あそこできた河口堰一つつくるのと司法予算全体とがほぼ匹敵するということ、その額の中で裁判官の給料その他賄っていくということになりますと、これはやはり根本的にそこに問題があるんじゃないか。裁判官は二千八百ぐらいと考えてよろしいですか。最高裁、いかがですか。

○政府委員(永井紀昭君) ただいま裁判官の総数は約二千九百弱でございます。

○田英夫君 これも、この間、本会議で言っておられましたから、数字はもう挙げませんけれども、外国に比べますと全くこれと比較にならない、こういうことでまことに残念な状況にあることは否定できません。これもひとつ早急にしたいまして、人事といいますが、裁判官という大切な役割を果たす人の供給源の問題にもかかわるわけですから一朝一夕にはいきませんけれども、何かこれは考えなくちゃいかぬのじゃないか。もちろん、日本の制度を例えばアメリカのような陪審制にするというようなことは到底考えておられないと思いますが、念のためいかがですか。

陪審制にするというように。○政府委員(永井紀昭君) 私ども、最高裁判所から聞いている限りでは、陪審制度及び三審制度についての研究を続けておられるというふうに承っております。

ただ、陪審制度につきましては、日本の場合、今陪審法が停止されていて、基本的にはあるんですが、これは戦争中からほとんど実施されておられません。これからは裁判所の方でいろいろ御検討されるものと思っております。

○田英夫君 私が申し上げたいのは、そのくらい根本的な発想の転換をしないとこの問題は解決しないんじゃないだろうか、せっかく民法訴訟法を新しくしていただいても実際には改まらないんじゃないかということをお心配するわけです。

それで、裁判官のもう一つ、資質の問題といいますが、供給源にもつながると思えますが、逆さまになるおそれもあるんですが、これは裁判

官の皆さんの批判をするわけではなくて、あるいは国会議員の中にも裁判官出身の方がおられますからその方を批判するわけじゃないんですけれども、要するに、あの裁判所という独特の雰囲気と、独特の非常に重要な役割を果たされるというその中に入られて、一般社会からはある意味では隔絶をしているのではないかと、隔絶をしているのじゃないかと思っている人もいます。

そういうことの中で、遠山の金さんのようにとは私は申しませんが、やっぱり庶民の中に、市民の中に裁判官も身を置くぐらいの気持ちで、庶民の生活なり気持ちなり、それからその変化ということを十分知りつつやっていかなくちゃいけないんじゃないか。もちろん法によって裁くわけでありまして、必ずしも法がこうだからこうだというだけでは、これはやはりどんなに近代化された現在であつてもまずいんじゃないか。やはり人間の問題というのが出てくるんじゃないか。

そこで、イギリスですか、弁護士をやつてそうした社会的な現象なりそれにまつわる事件を、あるいは問題を体験をした上で裁判官になっていくという、こういう制度をとっている国もあるようでありまして、私は、このこともまた国民、市民の側に立つた司法ということを考えたときに非常に重要な要素ではないだろうか。弁護士出身の国会議員の方はたくさんおられますが、やはり弁護士という仕事を通じて社会現象を知ると。

私の体験で恐縮ですが、新聞記者でさえというか、新聞記者というものは社会の中にみずから身を置いているはずでありまして、新しい新聞記者になってきた人をいきなり政治部とか経済部とか外信部とかいうところに置きますと、非常に偏ったといえますか、社会の底辺で何が起きているかというようないふことが余りよくわからないで問題に接してしまつと。そのことのために、将来本場のいい記者ということにならないで、大体今は大きなマスコミは皆地方の支局とい

うようなところを経験させますね。それから社会部を経験させます。

これは、やはりそうした社会の一番の第一線のところで体験をする、こういうことを大事にしているわけで、そのことが裁判官の場合には特に私は非常に大事じゃないだろうかと思察をするんです。なつたことがありませんからわかりませんが、これも、この点はひとつ、私の意見として法務省の皆さん、最高裁の皆さん、ぜひ頭のどこかに置いていただければと思います。

あと、この民事訴訟法というのは、さつきから繰り返して申し上げていますが、国民、市民の側に立つてというのを基本にしたいのだと思います。いうことを申し上げておきたいのですが、弱者という言い方は使いたくありませんけれども、わかりやすいので弱者と申し上げますが、やっぱり社会的な弱者を救う、そういう場ということを非常に重視すべきじゃないかな、こう思っております。

したがって、公害裁判とか薬害の裁判とか、さまざまなそうした社会的な問題が最近裁判で注目されるようになってきていることは一つの大きな進歩だと思えますけれども、例えば今度のあれで簡易裁判所で少額手続というものが出てきている。この問題も運用の仕方いかんでは結果的に、いわゆるサラ金とかあるいはそういう意味の消費者金融と違うといひですけれども、そういうところの取り立てを助ける。お金を借りるというのは庶民の零細な、お金を借りてようやく何とかその場をしのぐという、そういう人がなかなか景気が悪くて払えない、返せない、そうすると片方は取り立てようとする、それを裁判所に持ち込む、結果は弱者の方の借りた人の方が非常に不利になって、取り立て救援機関みたいな、支援機関みたいな結果になるんじゃないかという意見が庶民の間であります。今度の民法で、この点はどういうふうにお感じになりますか。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘の少額訴訟手続、これは広く一般国民に対して、現行の手続では経済的にも時間的にもつり合わないということ

で訴訟を利用しにくいという、そういう少額の紛争についても裁判による解決を求める道を開くというのを目的とするものでございます。

ただ、特別の簡易迅速な手続等をしておりますことから、当事者双方の利益を害しないということについては十分な配慮をしているつもりでございまして、もちろん原告はこの手続を利用するかどうかの自由を持っているわけでございますが、相手方、被告におきましても弁論手続が始まる前にありますと、この手続でなくて一般の手続に回してまいりたいという旨の申し出をすれば通常の手続に移行するという担保を設けているところでございます。

また、御指摘のように、特定の個人、一般には法人の場合が多いわけですが、そういう者が多数の事件についてこの手続による裁判を求めるという事態が生じますと、本来の目的としておりますところの少額訴訟の利用を希望する人にこのメリットを十分に受けてもらうことができなくなるというふうなことも配慮いたしまして、この訴訟手続につきましては法案の三百六十八条一項のただし書きにおきまして、同じ原告による同じ簡易裁判所における一年間の利用回数を最高裁判所の規則で定めるところにより制限するというようにして、上限は最高裁判所規則で定められることとしておりますが、当面、同じ簡易裁判所について年間十回とすることが予定されているというふう聞いております。こういうことから、特定の者がこの手続を独占するという事態が生ずることはないという配慮もされているところでございます。

○田英夫君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(及川順郎君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(及川順郎君) 民事執行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員保岡興治君。

○衆議院議員(保岡興治君) ただいま議題となりました民事執行法の一部を改正する法律案について、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、不動産の強制競売及び担保権の実行としての競売事件を処理するに付いて、占有者の不当な妨害行為により、競売の手続の円滑な遂行に支障が生じている現状にかんがみ、保全処分及び引き渡し命令の相手方の範囲を拡大する等により不当な妨害行為を適切に排除することができるようになることにより、競売の手続のより適正迅速な遂行を図ろうとするものでございます。

また、この法律案は、労働組合運動その他正当な活動に対しては、十分な配慮がなされなければならないことを前提とするものであります。

以下、簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、売却のための保全処分及び最高価買受申出人等のための保全処分の相手方を、債務者のほか、不動産の占有者にまで拡大することとさせていただきます。

第二点は、売却のための保全処分を命ずる場合において、特別の事情があるときは、直ちに執行官保管命令を発することができるとすることとさせていただきます。

第三点は、売却のための保全処分及び最高価買受申出人等のための保全処分を命ずる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、労働組合運動その他正当な活動をする者などの権利主張の機会を確保するため、審尋を行うことを法律上明確化することとさせていただきます。

第四点は、引き渡し命令の相手方を、事件の記録上買受人に対抗することができ得る権原により占有していると認められる者を除く不動産の占有者にまで拡大することとさせていただきます。

第五点は、不動産に対する担保権の実行としての競売の開始決定がされる前に、特に必要がある

ときは、売却のための保全処分を命ずることができるとすることとさせていただきます。

第六点は、附則において、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の民事執行法第五十五条、第七十七条、第八十三条及び第八十七條の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするのであります。

以上のほか、所要の規定を整備することといたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(及川順郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一二八三号)(第一二八五号)
- 一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第一二八六号)
- 一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一二九二号)
- 一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第一二九五号)
- 一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一二九六号)(第一二九七号)
- 一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第一二九九号)
- 一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第一三〇〇号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願第一三〇三三(第一三〇四号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願第
一三一一一(第一三一一三三)(第一三一一四号)
(第一三一一二二)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための
法制化に関する請願(第一三二六号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第
一三二九号)

第二二八三号 平成八年四月二十六日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 北九州市小倉南区北方二ノ一一ノ
一〇 原田敏子外十四名

紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第三三二一と同一である。

第二二八五号 平成八年四月二十六日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都調布市下石原三ノ二九ノ九
塩沢り子外二十一名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第三三二一と同一である。

第二二八六号 平成八年四月二十六日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(四通)

請願者 鳥取県八頭郡八東町徳丸三九五
入江那都子外百七十名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

第二二九二号 平成八年四月二十六日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 千葉県習志野市谷津五ノ一〇ノ三
清水新二外十四名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三三二一と同一である。

第二二九五号 平成八年四月三十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 埼玉県越谷市花田五ノ一八ノ七
坂本美貴子外二十名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

第二二九六号 平成八年四月三十日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制化
に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太四ノ八ノ一一ノ
七〇一 渡辺孝尚外九百九十九名

紹介議員 菅野 壽君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同一である。

第二二九七号 平成八年四月三十日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制化
に関する請願

請願者 福岡市博多区上呉服町五ノ一七四
浜地竜男外九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同一である。

第二二九九号 平成八年四月三十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 大阪府堺市西宮原三ノ三ノ一三
ノ一、一〇一 吉田正己外十四名

紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第三三二一と同一である。

第三三〇〇号 平成八年四月三十日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制化
に関する請願

請願者 大阪府堺市高倉台二丁三三ノ九
井上敏江外四千九百九十九名

紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同一である。

第三三〇三号 平成八年四月三十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神奈川県座間市緑ヶ丘三ノ四八ノ
一六 坂本幸夫外十四名

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第三三二一と同一である。

第三三〇四号 平成八年四月三十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都日野市東豊田三ノ二二ノ一
三第二コーポ三一一 平林みどり
外十四名

紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第三三二一と同一である。

第三三一〇号 平成八年五月一日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)

請願者 栃木県今市市大桑町一三二ノ七
松岡美智子外七十四名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

第三三二二号 平成八年五月一日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都品川区北品川一ノ二五ノ二
二吹上ビル二〇一 小柳直輝外二
十四名

紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

第三三二四号 平成八年五月一日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 仙台市青葉区錦町一三ノ九ノ九
一二 木村真理外二十四名

紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

第三三二五号 平成八年五月二日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 東京都品川区東大井三ノ七ノ八
浅沼信敬外七十一名

紹介議員 日下部禮代子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

第三三二六号 平成八年五月二日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制化
に関する請願

請願者 東京都板橋区南常盤台一ノ八〇
加藤満義外二千九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同一である。

第三三二九号 平成八年五月二日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願

請願者 東京都文京区小石川五ノ三四ノ六
ノ五〇四 永瀬伸子外二十四名

紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同一である。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第
一三三六号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための
法制化に関する請願(第一三三七号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第
一三三八号)(第一三五〇号)(第一三三三三三)
(第一三五八号)

一、選択夫婦別姓の導入など民法改正に関す
る請願(第一三六一号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第
一三六二号)(第一三六四号)(第一三七一七号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための
法制化に関する請願(第一三七五号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第
一三八三三三)(第一三八五五号)(第一三九一七号)
第一三三六号 平成八年五月七日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)
請願者 横浜市磯子区上中里町三九七ノ四

四 石井秀俊外六十六名
紹介議員 大瀨 絹子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三三七号 平成八年五月七日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定
に関する請願

請願者 新潟県長岡市村松町一、七三四
高橋香代子外九百九十九名
紹介議員 大瀨 絹子君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同じである。

第一三三八号 平成八年五月七日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 静岡県浜松市湖東町九五七 宇津
山家一外四十九名
紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三五〇号 平成八年五月七日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 埼玉県久喜市青葉一ノ二ノ三ノ一
〇一 野村夏子外七名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三五三三号 平成八年五月七日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 川崎市多摩区三田一ノ一五ノ一ノ
二〇四 町田行弘外四十五名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三五八号 平成八年五月八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)
請願者 愛知県豊橋市富士見台四ノ三ノ二
三 中川望外七十四名
紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三六一号 平成八年五月八日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 東京都文京区本郷一ノ三三ノ三東
京プロダクツビル 津和慶子外十
名
紹介議員 清水 澄子君
現行民法は制定から既に五十年を経ている。この
間、婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え
方や意識も大きく変化してきたが、一部の民法改正
はなされたものの「個」の確立に基づく改正はな
されていらない。政府が批准した女子差別撤廃条約
及び第四回国連世界女性会議で賛成した行動綱領
では「家族構成員の人權と自由の完全かつ平等な
享受」、「多様な家族の在り方を認め、何人も出生
によって差別をされはならない」こと等が明記
されている。現行民法には「婚姻後の姓の選択」、
「再婚禁止期間の女性のみの設定」、「非嫡出子
の相続権」などに関し国際条約等にそぐわない条
項があり、憲法の基本的人權の尊重の立場からも
法制審議会の答申に沿って早急に民法改正を行う
よう求める。ついては、次の事項について実現を
図りたい。

- 一、夫婦の氏について、氏名権は個人の権利であ
り、選択的夫婦別氏制を導入すること。同氏、
別氏間の転換は希望する本人の自由選択にする
こと。
- 二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が一
定年齢に達した時点で本人の選択による変更を
認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしな
いこと。
- 三、離婚した女子のみに設定している再婚禁止期
間は設定の根拠がなく、廃止すること。
- 四、五年間の別居を裁判上の離婚原因に含めるこ
とは賛成であるが、そのことによって、生活上
の困難や子供の養育費の義務不履行が行われな
いよう具体的施策によって担保すること。
- 五、非嫡出子の相続を嫡出子と同等とするとも

に、婚外子に対する戸籍上の差別的取扱いを改
正すること。

第一三六二号 平成八年五月八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 東京都大田区上池台二ノ三六ノ一
三ノ四〇四 仁井芳子外二十四名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三六四号 平成八年五月八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 埼玉県越谷市蒲生三ノ一〇ノ二二
山岸忠雄外七十一名
紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三七一号 平成八年五月八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 大阪府港区弁天四ノ一二ノ一三
岡井哲弥外二十四名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三七五号 平成八年五月八日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定
に関する請願
請願者 大阪府南河内郡美原町阿弥一一七
山口義弘外千九百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同じである。

第一三八三三三 平成八年五月八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(三通)
請願者 富山市新庄新町九八 松原久美子
外百四十六名
紹介議員 畑 恵君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三八五号 平成八年五月八日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 仙台市青葉区八幡三ノ五ノ一〇
中澤淑子外二十四名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一三九一号 平成八年五月九日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)
請願者 東京都千代田区三崎町二ノ四ノ四
ブルミエール竹尾七〇一 吉成久
枝外七十四名
紹介議員 奥村 展三君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願第
一三九八号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第一四〇五号)
一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第
一四〇六号)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第一四〇九号)(第一四一〇号)(第一四
一二号)(第一四一三三)(第一四一四四)(第一
四一五五)(第一四一九九)(第一四二〇号)
一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための
法制定に関する請願(第一四二二二)(第一四
二四四)
一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する
請願(第一四二八八)(第一四三三二)(第一四
三六六)
一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願
(第一四三七七号)

第一三九八号 平成八年五月十日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 富山県高岡市伏木湊町六ノ一一

中井宏行外四十九名

紹介議員 山崎 順子君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一四〇五号 平成八年五月十日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪市東住吉区針中野四ノ一二ノ

二六 渡部梢外十四名

紹介議員 水野 誠一君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四〇六号 平成八年五月十日受理

夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(二通)

請願者 秋田県南秋田郡五城目町小池字岡

本 千田知子外七十五名

紹介議員 水野 誠一君

この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一四〇九号 平成八年五月十日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市富士見四ノ二八ノ

二 武田享子外四名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四一〇号 平成八年五月十三日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 神戸市兵庫区本町一ノ二本町公園

野下裕史外四名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四一二号 平成八年五月十三日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 熊本県荒尾市金山一、三四二 古

川勝外十四名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四一三号 平成八年五月十三日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市電ヶ丘三ノ一ノ

四 加藤正貴外四名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四一四号 平成八年五月十三日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市石井町二、九七二

ノ一ノAノ一〇四 末永悟外四名

紹介議員 武田邦太郎君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四一五号 平成八年五月十三日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府高槻市寿町二ノ四二ノ五

近藤祥恵外四名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四一九号 平成八年五月十四日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都調布市飛田給二ノ三九ノ一

四ノ二〇一 小林亜古外四名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四二〇号 平成八年五月十四日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園町六ノ三ノ五

ノ二〇二 青木一矢外四名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四二二号 平成八年五月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定

に関する請願 請願者 福岡県糟屋郡須恵町旅石八六ノ二

七六 橋本幸夫外九百九十三名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一一五八号と同じである。

第一四二四号 平成八年五月十四日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定

に関する請願 請願者 札幌市東区北四十二条東二丁目

伊藤俊外九百九十九名

紹介議員 中尾 則幸君

この請願の趣旨は、第一一五八号と同じである。

第一四二八号 平成八年五月十五日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 山形県酒田市相生町二ノ一ノ二

渡辺くみ子外四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四三二号 平成八年五月十五日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 東京都武蔵野市八幡町三ノ八ノ三

ノ二〇二 高松久子外四名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四三六号 平成八年五月十六日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市港北区岸根町七三ノ二

渡辺寿子外四名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第一四三七号 平成八年五月十六日受理

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

請願者 神戸市東灘区岡本三ノ九ノ二〇ノ

三〇三 松本順子外五十一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

五月三十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための

法制定に関する請願(第一四六一号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する

請願(第一四六七号)

一、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願

(第一四八二号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する

請願(第一四八七号)(第一四九〇号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関す

る請願(第一四九三号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第

一四九七号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための

法制定に関する請願(第一五一一号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関す

る請願(第一五二三号)

一、夫婦別姓選択制の法制化に関する請願(第

一五二〇号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関す

る請願(第一五二二号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する

請願(第一五二六号)

第一四六一号 平成八年五月十七日受理

治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定

に関する請願 請願者 宮城県岩沼市桑原二ノ二ノ二一ノ

四〇五 重実哲男外九百九十九名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第一一五八号と同じである。

第一四六七号 平成八年五月二十日受理

婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 熊本県水俣市袋六六一 岡田恭子

紹介議員 日下部信代子君
この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

第一四八二号 平成八年五月二十日受理
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する請願
請願者 埼玉県入間市春日町二ノ一三ノ一
七グランドハイツAノ二〇一 佐藤美香外二十三名

紹介議員 清水嘉子君
この請願の趣旨は、第六二六号と同じである。

第一四八七号 平成八年五月二十一日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 東京都世田谷区松上水二ノ一九ノ二六ノ一〇一 松村竜也外四名

紹介議員 阿部 正俊君
この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

第一四九〇号 平成八年五月二十一日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 沖縄県那覇市首里石嶺町二ノ二二五ノ五 上地美智代外四名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

第一四九三号 平成八年五月二十一日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 福岡県筑紫野市大字塔原二〇ノ五
平原まゆみ外十八名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一四九七号 平成八年五月二十一日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 東京都世田谷区松原四ノ二〇ノ七
佐伯千恵外百一名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一五一一号 平成八年五月二十二日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制化に関する請願
請願者 札幌市厚別区もみじ台西二丁目
高嶋信敏外九百九十九名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第一一五八号と同じである。

第一五一三三号 平成八年五月二十二日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 横浜市金沢区六浦町五七六ノ五
吉田和子外百七名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五二〇号 平成八年五月二十二日受理
夫婦別姓選択制の法制化に関する請願
請願者 千葉市稲毛区あやめ台二ノ二三ノ五〇三 津久井勝子外二十四名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第七七〇号と同じである。

第一五二二二号 平成八年五月二十二日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町二ノ二三ノ五
財団法人日本キリスト教婦人矯風会理事長 山谷新子

紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五二六号 平成八年五月二十三日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願
請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保二〇五
ノ三 三ッ木恵子外四名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第三三一号と同じである。

六月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第一五四六号)

一、婚姻制度等の民法改正に関する請願(第一五四九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一五五二号)(第一五五三三号)(第一五五四四号)(第一五五五五号)(第一五五六六号)(第一五五七七号)(第一五五八八号)(第一五五九九号)(第一五六〇〇号)(第一五六一一号)(第一五六二二号)(第一五六三三三号)(第一五六四四号)(第一五六五五五号)(第一五六六六六号)(第一五六七七七号)(第一五六八八八号)(第一五六九九九号)(第一五七〇〇〇号)(第一五七一一号)(第一五七二二二号)(第一五七三三三号)(第一五七四四四号)(第一五七五五五号)(第一五七六六六号)(第一五七七七七号)(第一五七八八八号)(第一五七九九九号)(第一五八〇〇〇号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一五八八号)(第一五八九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六〇〇号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一六〇八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六一四号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一六一六号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一六四八号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一六四九号)

第一五四六号 平成八年五月二十四日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願
請願者 東京都中野区中野六ノ五ノ三 富永和外二十三名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一三六一号と同じである。

第一五四九号 平成八年五月二十七日受理
婚姻制度等の民法改正に関する請願
請願者 福岡県甘木市大字堤一、五九二ノ八 伊藤邦彦

紹介議員 三重野栄子君
婚姻制度等に関する民法改正は伝統的な家族像に基づく法・制度を見直し、男女平等と個人の尊重を理念とした憲法の趣旨に沿う改正内容である。法制審議会が長年検討してまとめた答申に沿って早急に民法改正を行うよう求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、夫婦の氏について、氏名は個人の権利であり、選択的夫婦別姓制を導入すること。なお、同氏から別氏へ、別氏から同氏への転換を認めること。

二、子の氏は出生時に父母の協議で決め、子が十五歳に達した時点で子本人の選択を尊重すること。また、養子の氏については、養子縁組の時に決めること。

三、離婚した女性のみに設定している再婚禁止期間は廃止すること。

四、五年間の別居を裁判上の離婚原因に含めることは賛成であるが、そのことによって、生活上の困難や、子供の養育費の義務不履行が行われないうような具体的施策によって担保すること。

五、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とすること。

第一五五二二号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 埼玉県大宮市南中野二四四ノ一
森田博外七千九十九名

紹介議員 阿部 幸代君
法務局の登記、国籍、戸籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護事務は、業務量の増大に対して職員が全く不足し、業務の停滞・過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪が激増・深刻化することによって保護観察官の業務も複雑・高度化し、従来裁判所において取り扱われていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務省に移されてか

らは業務の増大が著しい。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行の増加などによって出入国者が増大し、また、外国人による不法就労問題や在留審査業務の滞滞など入管業務も著しく繁忙を極めている。については、次の事項について実現を図りたい。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員を大幅に増員すること。

第一五五三号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 熊本市水前寺五ノ二九ノ一一 松本サタ子外七千九十九名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五五四号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 千葉県船橋市みやぎ台一ノ一八ノ七 島田清外七千九十九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五五五号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼一ノ一一ノ二 橋本洋喜外七千九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五五六号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 京都府亀岡市曾我部町南条下河原一〇ノ一 川崎純外七千九十九名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五五七号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 静岡県三島市文教町一ノ四ノ六〇 小倉直樹外七千六百九十九名
紹介議員 藤澤 弘君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五五八号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内一〇五 伊藤正之外七千九十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五五九号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾五ノ一三ノ一九ノ三三二 吉田順一外七千九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六〇号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 京都市上京区新夷町三八二 青山茂外七千九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六一号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

に関する請願
請願者 神戸市須磨区横尾五ノ一ノ一 前川昭外七千九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六二号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 奈良市三松三ノ一三ノ四 石原潤一外七千九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六三号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 大阪府淀川区新北野一ノ一〇ノ三ノ四〇五 中山博司外七千九十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六四号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 宮崎市大塚町窪田三、三四二ノ九 中野耕治外七千九十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六五号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 佐賀県唐津市浦五、二四〇ノ八 渡邊優美外七千九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六六号 平成八年五月二十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町ながた野

第一五六七号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町長久保三ノ二 三ノ六 内ヶ崎勇外二千九百九十九名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五六九号 平成八年五月二十七日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野三ノ二ノ二 宮本勝弘外六千一名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五七一号 平成八年五月二十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町一九七 矢谷卓雄外二千九百九十九名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五七三号 平成八年五月二十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町二、七九〇ノ五ノ四〇五 豊田治彦外八千九百九十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五八三号 平成八年五月二十八日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町ながた野

紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五八四号 平成八年五月二十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 東京都小金井市貫井北町三ノ一
一五 森泉外三千名
紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一五八八号 平成八年五月二十九日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 東京都練馬区春日町四ノ三六ノ一
四 浦田乾道外二千三百三十四名
紹介議員 田 英夫君

近年、裁判所に持ち込まれる法的な紛争は増加し、また、内容もますます複雑・困難なものになっていく。しかしながら、現在、「裁判に時間がかかり過ぎる」、「裁判の手續や結果が分かりにくい」、「市民にとって身近な利用しやすいものになっていない」などの批判にもあるように、裁判所の機能は社会の紛争解決機関として国民の期待に十分こたえられるものになっていない。その原因の一つが国家予算全体の中でも〇・四％（平成七年度）という極めて限られた裁判所予算と人員不足にあり、裁判官・裁判所職員的大幅増員や和解室・調停室等の不足解消など裁判所施設の充実を図ることなしには国民の立場に立った十分な司法サービスを提供することはできない。「国民の裁判を受ける権利」を実質的に保障していくため、裁判所の人的・物的充実に求める。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、裁判所職員の定員を大幅に増やすこと。
二、裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅に増やすこと。

第一五九八号 平成八年五月二十九日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 横浜市金沢区富岡東六ノ一ノ九
紹介議員 鈴木敬爾外六百三十一名
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一六〇〇号 平成八年五月二十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 茨城県真壁郡真壁町長岡六九四ノ二
柏木隆外二千九百九十九名
紹介議員 野村 五男君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一六〇八号 平成八年五月二十九日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 福島県南会津郡田島町大字田島字中町三、九一ノ一 渡部純外二百八十九名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一六一四号 平成八年五月二十九日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 千葉市美浜区稲毛海岸五ノ五ノ二
七ノ二〇二 清水純一外三千名
紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一六一六号 平成八年五月二十九日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 和歌山市関戸四ノ二ノ二 豊田泰史外千三十一名
紹介議員 山崎 順子君
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

第一六四八号 平成八年五月三十日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願
請願者 横濱市磯子区滝頭一ノ二〇ノ二〇
中村豊外三千名
紹介議員 大野つや子君
この請願の趣旨は、第一五五二号と同じである。

第一六四九号 平成八年五月三十日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願
請願者 岐阜市加野一、七三五ノ一七五
杉山秀男外千五百九十九名
紹介議員 大野つや子君
この請願の趣旨は、第一五八八号と同じである。

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、民事訴訟法案
一、民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民事訴訟法案
民事訴訟法
（小字及び一は衆議院修正）

目次
第一編 総則
第一章 通則（第一条―第三条）
第二章 裁判所
第一節 管轄（第四条―第二十二條）
第二節 裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三條―第二十七條）
第三章 当事者
第一節 当事者能力及び訴訟能力（第二十八條―第三十七條）
第二節 共同訴訟（第三十八條―第四十一條）
第三節 訴訟参加（第四十二條―第五十三條）
第四節 訴訟代理人及び補佐人（第五十四條―第六十條）
第四章 訴訟費用

第一節 訴訟費用の負担（第六十一條―第七十四條）
第二節 訴訟費用の担保（第七十五條―第八十一條）
第三節 訴訟上の救助（第八十二條―第八十六條）
第五章 訴訟手續
第一節 訴訟の審理等（第八十七條―第九十二條）
第二節 期日及び期間（第九十三條―第九十七條）
第三節 送達（第九十八條―第一百十三條）
第四節 裁判（第一百十四條―第一百二十三條）
第五節 訴訟手續の中断及び中止（第一百二十四條―第一百三十二條）
第二編 第一審の訴訟手續
第一章 訴え（第一百三十三條―第一百四十七條）
第二章 口頭弁論及びその準備
第一節 口頭弁論（第一百四十八條―第一百六十條）
第二節 準備書面等（第一百六十一條―第一百六十三條）
第三節 争点及び証拠の整理手續
第一款 準備的口頭弁論（第一百六十四條―第一百六十七條）
第二款 弁論準備手續（第一百六十八條―第一百七十四條）
第三款 書面による準備手續（第一百七十五條―第一百七十八條）
第三章 証拠
第一節 総則（第一百七十九條―第一百八十九條）
第二節 証人尋問（第一百九十條―第二百六十一條）
第三節 当事者尋問（第二百七條―第二百八十一條）
第四節 鑑定（第二百二十二條―第二百八十八條）
第五節 書証（第二百九十九條―第二百三十三條）

一条

第六節 検証(第二百三十二条・第二百三十三条)

第七節 証提保全(第二百三十四条・第二百三十五条)

第四章 判決(第二百四十三条・第二百六十条)

第五章 裁判によらない訴訟の完結(第二百六十一条・第二百六十七条)

第六章 大規模訴訟に関する特則(第二百六十八・第二百六十九条)

第七章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則(第二百七十条・第二百八十条)

第三編 上訴

第一章 控訴(第二百八十一条・第二百九十条)

第二章 上告(第二百九十一条・第二百九十七条)

第三章 抗告(第二百九十八条・第二百九十九条)

第四編 再審(第二百九十八条・第二百九十九条)

第五編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則(第二百九十五条・第二百九十七条)

第六編 少額訴訟に関する特則(第二百九十六条・第二百九十七条)

第七編 督促手続(第二百九十八条・第二百九十九条)

第八編 執行停止(第二百九十八条・第二百九十九条)

附則

第一章 総則

第二章 通則

(題旨)

第一条 民事訴訟に関する手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(裁判所及び当事者の責務)

第二条 裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない。

(最高裁判所規則)

第三条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟に関する手続に必要事項は、最高裁判所規則で定める。

第二章 裁判所

(普通裁判所による管轄)

第四条 訴えは、被告の普通裁判所の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判所は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人が前項の規定により普通裁判所を有しないときは、その者の普通裁判所は、最高裁判所規則で定める地にあるものとする。

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判所は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5 外国の社団又は財団の普通裁判所は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

6 国の普通裁判所は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。

(財産権上の訴え等についての管轄)

第五条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一 財産権上の訴え 義務履行地

二 手形又は小切手に よる金銭の支払の請求を目的とする訴え 手形又は小切手の支払地

三 船員に対する財産 船舶の船籍の所在地

四 日本国内に住所

(法人にあつては、事務所又は営業所。以下この号において同じ。)

住所が知れない者又は住所が知れない者に

に対する財産権上の訴え

五 事務所又は営業所を有する者に対する訴え

訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの

六 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する訴え

七 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え

八 会社その他の社団又は財団に関する訴え

九 会社その他の社団からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十一 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十二 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十三 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十四 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十五 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十六 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十七 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十八 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

十九 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十一 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十二 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十三 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十四 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十五 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

二十六 社員からの社員若しくは社員であつた者に対する訴え

の資格に基づく

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ロ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ロ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ロ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ロ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ロ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ロ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

ハ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

イ 会社からの発起人若しくは発起人であつた者又は検査役若しくは検査役であつた者に対する訴え

げる訴えに該当しないもの(相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。)

(特許権等に関する訴えの管轄)

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについて、前二条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合に、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

- 一 東京高等裁判所、東京地方裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)
- 二 大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は松山高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

(併合請求における管轄)
第七条 一の訴えで数個の請求をする場合には、前三条の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

(訴訟の目的の価額の算定)
第八条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定めるときは、その価額は、訴えで主張する利益

によつて算定する。
2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は九十万円を超えるものとみなす。

(併合請求の場合の価額の算定)

第九条 一の訴えで数個の請求をする場合には、その価額を合算したものを訴訟の目的の価額とする。ただし、その訴えで主張する利益が各請求について共通である場合におけるその各請求については、この限りでない。

2 果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。

(管轄裁判所の指定)

第十条 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

2 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより、決定で、管轄裁判所を定める。

3 前二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(管轄の合意)

第十一条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面で行わなければならない。

(応訴管轄)

第十二条 被告が第一審裁判所において管轄違いの抗弁を提出しないが本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判所は、管轄権を有する。

(専属管轄の場合の適用除外)

第十三条 第四条第一項、第五条から第七条まで及び前二条の規定は、訴えについて法令に専属管轄の定めがある場合には、適用しない。

(職権証拠調べ)

第十四条 裁判所は、管轄に関する事項について、職権で証拠調べをすることができる。

(管轄の標準時)

第十五条 裁判所の管轄は、訴えの提起の時を標準として定める。

(管轄違いの場合の取扱い)

第十六条 裁判所は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 地方裁判所は、訴訟がその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。ただし、訴訟がその簡易裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合は、この限りでない。

(遅滞を避ける等のための移送)

第十七条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(簡易裁判所の裁量移送)

第十八条 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(必要的移送)

第十九条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであって、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない。

2 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。ただし、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りでない。

(専属管轄の場合の移送の制度)
第二十条 前三条の規定は、訴訟がその係属する裁判所の専属管轄(当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。)に属する場合に、適用しない。

(即時抗告)
第二十一条 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(移送の裁判の拘束力等)
第二十二条 確定した移送の裁判は、移送を受けた裁判所を拘束する。

2 移送を受けた裁判所は、更に事件を他の裁判所に移送することができない。

3 移送の裁判が確定したときは、訴訟は、初めから移送を受けた裁判所に係属していたものとみなす。

第二節 裁判所職員の除斥及び忌避(裁判官の除斥)

第二十三条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務

者若しくは遺囑義務者の関係にあるとき。
二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。
四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。
六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除外の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除外の裁判をする。
(裁判官の忌避)
第二十四条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。
(除外又は忌避の裁判)
第二十五条 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除外又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除外又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、決定で、裁判をする。

2 地方裁判所における前項の裁判は、合議体で行ふ。
3 裁判官は、その除外又は忌避についての裁判に関与することができない。
4 除外又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 除外又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。
(訴訟手続の停止)
第二十六条 除外又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(裁判所書記官への準用)
第二十七条 この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合においては、裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。
第三章 当事者
第一節 当事者能力及び訴訟能力
(原則)
第二十八条 当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令に従う。訴訟行為をするのに必要な授權についても、同様とする。

第二十九条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。
(選定当事者)
第三十条 共同の利益を有する多数の者で前条の規定に該当しないものは、その中から、全員のために原告又は被告となるべき一人又は数人を選定することができる。
2 訴訟の係属の後、前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定したときは、他の当事者は、当然に訴訟から脱退する。
3 係属中の訴訟の原告又は被告と共同の利益を有する者で当事者でないものは、その原告又は被告を自己のために原告又は被告となるべき者として選定することができる。

4 第一項又は前項の規定により原告又は被告となるべき者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は選定された当事者(以下「選定当事者」という。)を変更することができる。
5 選定当事者のうち死亡その他の事由によりその資格を喪失した者があるときは、他の選定当事者において全員のために訴訟行為をすることができ。
(未成年者及び禁治産者の訴訟能力)
第三十一条 未成年者及び禁治産者は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。
(準禁治産者及び法定代理人の訴訟行為の特則)
第三十二条 準禁治産者又は法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、保佐人又は後見監督人の同意その他の授權を要しない。
2 準禁治産者又は法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならぬ。
一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条)において準用する場合を含む。)の規定による脱退
二 控訴、上告又は第二百八条第一項の申立ての取下げ
三 第三百六十条(第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項)において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意
(外国人の訴訟能力の特則)
第三十三条 外国人は、その本国法によれば訴訟能力を有しない場合であっても、日本の法律によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなす。
(訴訟能力等を欠く場合の措置等)
第三十四条 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠くときは、裁判所は、期間を定めて、その補正を命じなければならぬ。この場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、一時訴訟行為をさせることができる。

2 訴訟能力、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を欠く者がした訴訟行為は、これを有するに至つた当事者又は法定代理人の追認により、行為の時にさかのぼつてその効力を生ずる。
3 前二項の規定は、選定当事者が訴訟行為をする場合について準用する。
(特別代理人)
第三十五条 法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、未成年者又は禁治産者に対し訴訟行為をしようとする者は、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、受訴裁判所の裁判長に特別代理人の選任を申し立てることができる。

2 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
3 特別代理人が訴訟行為をするには、後見人と同一の授權がなければならぬ。
(法定代理権の消滅の通知)
第三十六条 法定代理権の消滅は、本人又は代理人から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
2 前項の規定は、選定当事者の選定の取消し及び変更について準用する。
(法人の代表者等への準用)
第三十七条 この法律中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人について準用する。

第二節 共同訴訟
(共同訴訟の要件)
第三十八条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることとなる。
3 訴え、又は訴えられることとなる数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることとなる。

3 訴え、又は訴えられることとなる数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることとなる。

とができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

(共同訴訟人の地位)

第三十九条 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

(必要の共同訴訟)

第四十条 訴訟の目的が共同訴訟人の全員について合一にのみ確定すべき場合には、その一人の訴訟行為は、全員の利益においてのみその効力を生ずる。

2 前項に規定する場合には、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為は、全員に対してその効力を生ずる。

3 第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人について訴訟手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

4 第三十二条第一項の規定は、第一項に規定する場合において、共同訴訟人の一人が提起した上訴について他の共同訴訟人である準禁治産者又は他の共同訴訟人の法定代理人のすべき訴訟行為について準用する。

(同時審判の申出がある共同訴訟)

第四十一条 共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があつたときは、弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

2 前項の申出は、控訴審の口頭弁論の終結の時までにしなければならない。

3 第一項の場合において、各共同被告に係る控訴事件が同一の控訴裁判所に各別に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

第三節 訴訟参加

(補助参加)

第四十二条 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。

(補助参加の申出)

第四十三条 補助参加の申出は、参加の趣旨及び理由を明らかにして、補助参加により訴訟行為をすべき裁判所にしなければならない。

2 補助参加の申出は、補助参加人としてすることができ、その訴訟行為とともにすることができ、(補助参加についての異議等)

第四十四条 当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の可否について、決定で、裁判をする。この場合において、補助参加人は、参加の理由を陳明しなければならない。

2 前項の異議は、当事者がこれを述べないで弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後は、述べることができない。

3 第一項の裁判に対しては、即時抗告をすることができ、(補助参加人の訴訟行為)

第四十五条 補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができ、ただし、補助参加の時ににおける訴訟の程度に従いすることができないものは、この限りでない。

2 補助参加人の訴訟行為は、被参加人の訴訟行為と抵触するときは、その効力を有しない。

3 補助参加人は、補助参加について異議があつた場合においても、補助参加を許さない裁判が確定するまでの間は、訴訟行為をすることができ、(補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。)

4 補助参加人の訴訟行為は、補助参加を許さない裁判が確定した場合においても、当事者が援用したときは、その効力を有する。

第四十六条 補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してその効力を有する。

一 前条第一項ただし書の規定により補助参加人が訴訟行為をすることができなかったとき。

二 前条第二項の規定により補助参加人の訴訟行為が効力を有しなかつたとき。

三 被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたとき。

四 被参加人が補助参加人のすることができない訴訟行為を故意又は過失によつてしなかつたとき。

(独立当事者参加)

第四十七条 訴訟の結果によつて権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者は、その訴訟の当事者の双方又は一方を相手方として、当事者としてその訴訟に参加することができる。

2 前項の規定による参加の申出は、書面で行なければならない。

3 前項の書面は、当事者双方に送達しなければならない。

4 第四十条第一項から第三項までの規定は第一項の訴訟の当事者及び同項の規定によりその訴訟に参加した者について、第四十三条の規定は同項の規定による参加の申出について準用する。

(訴訟脱退)

第四十八条 前条第一項の規定により自己の権利を主張するため訴訟に参加した者がある場合には、参加前の原告又は被告は、相手方の承諾を得て訴訟から脱退することができる。この場合において、判決は、脱退した当事者に対してその効力を有する。

(権利承継人の訴訟参加の場合における時効の中断等)

第四十九条 訴訟の係属中その訴訟の目的である

権利の全部又は一部を譲り受けたことを主張して、第四十七条第一項の規定により訴訟参加をしたときは、その参加は、訴訟の係属の初めにさかのぼつて時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

(義務承継人の訴訟引受け)

第五十条 訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定で、その第三者に訴訟を引き受けさせることができる。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、当事者及び第三者を審尋しなければならない。

3 第四十一条第一項及び第三項並びに前二条の規定は、第一項の規定により訴訟を引き受けさせる決定があつた場合について準用する。

(義務承継人の訴訟参加及び権利承継人の訴訟引受け)

第五十一条 第四十七条から第四十九条までの規定は訴訟の係属中その訴訟の目的である義務の全部又は一部を承継したことを主張する第三者の訴訟参加について、前条の規定は訴訟の係属中第三者がその訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けた場合について準用する。

(共同訴訟参加)

第五十二条 訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合には、その第三者は、共同訴訟人としてその訴訟に参加することができる。

2 第四十三条並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による参加の申出について準用する。

(訴訟告知)

第五十三条 当事者は、訴訟の係属中、参加することができ、第三者にその訴訟の告知をすることができ、

2 訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができ、

3 訴訟告知は、その理由及び訴訟の程度を記載

した書面を裁判所に提出してしなければならない。

4 訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合には、第四十六条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。

第四節 訴訟代理人及び補佐人

(訴訟代理人の資格)

第五十四条 法令により裁判上の行為をすることが出来る代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

(訴訟代理権の範囲)

第五十五条 訴訟代理人は、委任を受けた事件について、反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 訴訟代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 反訴の提起

二 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は第四十八条(第五十条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による脱退

三 控訴、上告若しくは第三百八条第一項の申立て又はこれらの取下げ

四 第三百六十条(第三百六十七条第二項及び第三百七十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による異議の取下げ又はその取下げについての同意

五 代理人の選任

3 訴訟代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない訴訟代理人については、この限りでない。

4 前三項の規定は、法令により裁判上の行為をすることが出来る代理人の権限を妨げない。

(個別代理)

第五十六条 訴訟代理人が数人あるときは、各自当事者を代理する。

2 当事者が前項の規定と異なる定めをしても、その効力を生じない。

(当事者による更正)

第五十七条 訴訟代理人の事実に関する陳述は、当事者が直ちに取消し、又は更正したときは、その効力を生じない。

(訴訟代理権の不消滅)

第五十八条 訴訟代理権は、次に掲げる事由によつては、消滅しない。

一 当事者の死亡又は訴訟能力の喪失

二 当事者である法人の合併による消滅

三 当事者である受託者の信託の任務終了

四 法定代理人の死亡、訴訟能力の喪失又は代理権の消滅若しくは変更

2 一定の資格を有する者で自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの訴訟代理人の代理権は、当事者の死亡その他の事由による資格の喪失によつては、消滅しない。

3 前項の規定は、選定当事者が死亡その他の事由により資格を喪失した場合について準用する。

(法定代理の規定の準用)

第五十九条 第三十四条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定は、訴訟代理について準用する。

(補佐人)

第六十条 当事者又は訴訟代理人は、裁判所の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 前項の許可は、いつでも取り消すことができる。

3 補佐人の陳述は、当事者又は訴訟代理人が直ちに取消し、又は更正しないときは、当事者又は訴訟代理人が自らしたものとなす。

第四章 訴訟費用

第一節 訴訟費用の負担

(訴訟費用の負担の原則)

第六十一条 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

(不必要な行為があつた場合等の負担)

第六十二条 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要な行為によつて生じた訴訟費用又は行為の時ににおける訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要な行為によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(訴訟を遅滞させた場合の負担)

第六十三条 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防御の方法を提出しないことにより、又は期日若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によつて生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

(一部敗訴の場合の負担)

第六十四条 一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる。

(共同訴訟の場合の負担)

第六十五条 共同訴訟人は、等しい割合で訴訟費用を負担する。ただし、裁判所は、事情により、共同訴訟人に連帯して訴訟費用を負担させ、又は他の方法により負担させることができる。

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、権利の伸張又は防御に必要な行為をした当事者に、その行為によつて生じた訴訟費用を負担させることができる。

(補助参加の場合の負担)

第六十六条 第六十一条から前条までの規定は、補助参加についての異議によつて生じた訴訟費用の補助参加人とその異議を述べた当事者との間における負担の關係及び補助参加によつて生

じた訴訟費用の補助参加人と相手方との間における負担の關係について準用する。

(訴訟費用の負担の裁判)

第六十七条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

(和解の場合の負担)

第六十八条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(法定代理人等の費用償還)

第六十九条 法定代理人、訴訟代理人、裁判所書記官又は執行官が故意又は重大な過失によつて無益な訴訟費用を生じさせたときは、受訴裁判所は、申立てにより又は職権で、これらの者に對し、その費用額の償還を命ずることができる。

2 前項の規定は、法定代理人又は訴訟代理人として訴訟行為をした者が、その代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權があることを証明することができず、かつ、追認を得ることができなかった場合において、その訴訟行為によつて生じた訴訟費用について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(無権代理人の費用負担)

第七十条 前条第二項に規定する場合において、裁判所が訴えを却下したときは、訴訟費用は、代理人として訴訟行為をした者の負担とする。

(訴訟費用額の確定手続)

- 第七十一条 訴訟費用の負担額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。
 - 2 前項の場合において、当事者双方が訴訟費用を負担するときは、最高裁判所規則で定める場合を除き、各当事者の負担すべき費用は、その対当額について相殺があつたものとみなす。
 - 3 第一項の申立てに関する処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
 - 4 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。
 - 5 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
 - 6 裁判所は、第一項の規定による額を定める処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない。
 - 7 第四項の異議の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (和解の場合の費用額の確定手続)
- 第七十二条 当事者が裁判所において和解をした場合において、和解の費用又は訴訟費用の負担を定め、その額を定めなかったときは、その額は、申立てにより、第一審裁判所(第二百七十五条の和解にあつては、和解が成立した裁判所)の裁判所書記官が定める。この場合においては、前条第二項から第七項までの規定を準用する。
- (訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合の取扱い)
- 第七十三条 訴訟が裁判及び和解によらないで完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は決定で訴訟費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官はその決定が執行力を生じた後にその負担の額を定めなければならない。補助参加

の申出の取下げ又は補助参加についての異議の取下げがあつた場合も、同様とする。

- 2 第六十一条から第六十六条まで及び第七十一条第七項の規定は前項の申立てについての決定について、同条第二項及び第三項の規定は前項の申立てに関する裁判所書記官の処分について、同条第四項から第七項までの規定はその処分に対する異議の申立てについて準用する。
- (費用額の確定処分の更正)
- 第七十四条 第七十一条第一項、第七十二条又は前条第一項の規定による額を定める処分は計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその処分を更正することができる。

- 2 第七十一条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、前項の規定による更正の処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。
 - 3 第一項に規定する額を定める処分に対し適法な異議の申立てがあつたときは、前項の異議の申立ては、することができない。
- 第二節 訴訟費用の担保

(担保提供命令)

第七十五条 原告が日本国内に住所、事務所及び営業所を有しないときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。その担保に不足を生じたときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、金銭の支払の請求の一部について争いがない場合において、その額が担保として十分であるときは、適用しない。
- 3 被告は、担保を立てるべき事由があることを知った後に本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、第一項の申立てをすることができない。
- 4 第一項の申立てをした被告は、原告が担保を立てるまで応訴を拒むことができる。
- 5 裁判所は、第一項の決定において、担保の額及び担保を立てるべき期間を定めなければならない

ない。

- 6 担保の額は、被告が全審級において支出すべき訴訟費用の総額を標準として定める。
 - 7 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (担保提供の方法)

第七十六条 担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

(担保物に対する被告の権利)

第七十七条 被告は、訴訟費用に関し、前条の規定により供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(担保不提供の効果)

第七十八条 原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。ただし、判決前に担保を立てたときは、この限りでない。

(担保の取消し)

第七十九条 担保を立てた者が担保の事由が消滅したことを証明したときは、裁判所は、申立てにより、担保の取消しの決定をしなければならない。

- 2 担保を立てた者が担保の取消しについて担保権利者の同意を得たことを証明したときも、前項と同様とする。
- 3 訴訟の完結後、裁判所が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなす。
- 4 第一項及び第二項の規定による決定に対して

は、即時抗告をすることができる。

(担保の変換)

第八十条 裁判所は、担保を立てた者の申立てにより、決定で、その担保の変換を命ずることができる。ただし、その担保を契約によって他の担保に変換することを妨げない。

(他の法令による担保への準用)

第八十一条 第七十五条第四項、第五項及び第七項並びに第七十六条から前条までの規定は、他の法令により訴えの提起について立てるべき担保について準用する。

第三節 訴訟上の救助

(救助の付与)

第八十二条 訴訟の準備及び進行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる。ただし、勝訴の見込みがないとはいえないときに限る。

- 2 訴訟上の救助の決定は、審級ごとにする。
- (救助の効力等)

第八十三条 訴訟上の救助の決定は、その定めるところに従い、訴訟及び強制執行について、次に掲げる効力を有する。

- 一 裁判費用並びに執行官の手数料及びその職務の執行に要する費用の支払の猶予
- 二 裁判所において付添いを命じた弁護士報酬及び費用の支払の猶予
- 三 訴訟費用の担保の免除

- 2 訴訟上の救助の決定は、これを受けた者のためにのみその効力を有する。
 - 3 裁判所は、訴訟の承継人に対し、決定で、猶予した費用の支払を命ずる。
- (救助の決定の取消し)

第八十四条 訴訟上の救助の決定を受けた者が第八十二条第一項本文に規定する要件を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときは、訴訟記録の存する裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、いつでも訴訟

上の救助の決定を取り消し、猶予した費用の支払を命ずることができる。

(猶予された費用等の取立方法)

第八十五条 訴訟上の救助の決定を受けた者に支払を猶予した費用は、これを負担することとされた相手方から直接に取り立てることができる。この場合において、弁護士又は執行官は、報酬又は手数料及び費用について、訴訟上の救助の決定を受けた者に代わり、第七十一条第一項、第七十二条又は第七十三条第一項の申立て及び強制執行をすることができる。

(即時抗告)

第八十六条 この節に規定する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五章 訴訟手続

第一節 訴訟の審理等

(口頭弁論の必要性)

第八十七条 当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし、決定で完結すべき事件については、裁判所が、口頭弁論をすべきかを定める。

2 前項ただし書の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

3 前二項の規定は、特別の定めがある場合には、適用しない。

(受命裁判官による審尋)

第八十八条 裁判所は、審尋をする場合には、受命裁判官にこれを行わせることができる。

(和解の試み)

第八十九条 裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み、又は受命裁判官若しくは受託裁判官に和解を試みさせることができる。

(訴訟手続に関する異議権の喪失)

第九十条 当事者が訴訟手続に関する規定の違反を知り、又は知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。ただし、放棄することができない

ものについては、この限りでない。

(訴訟記録の閲覧等)

第九十一条 何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。

2 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、前項の規定による請求をすることができる。

3 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

4 前項の規定は、訴訟記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

5 訴訟記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の決定の取消しの申立てをすることができる。

4 第一項の申立てを却下した裁判及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

第二節 期日及び期間

(期日の指定及び変更)

第九十三条 期日は、申立てにより又は職権で、裁判長が指定する。

2 期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

3 口頭弁論及び弁論準備手続の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り許す。ただし、最初の期日の変更は、当事者の合意がある場合にも許す。

4 前項の規定にかかわらず、弁論準備手続を経た口頭弁論の期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。

(期日の呼出し)

第九十四条 期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない当事者、証人又は鑑定人に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(期間の計算)

第九十五条 期間の計算については、民法の期間に関する規定に従う。

2 期間を定める裁判において始期を定めなかったときは、期間は、その裁判が効力を生じた時から進行を始める。

3 期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(期間の伸縮及び付加期間)

第九十六条 裁判所は、法定の期間又はその定めたる期間を伸長し、又は短縮することができる。ただし、不変期間については、この限りでない。

2 不変期間については、裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のために付加期間を定めることができる。

(訴訟行為の追完)

第九十七条 当事者がその責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかった場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とする。

2 前項の期間については、前条第一項本文の規定は、適用しない。

第三節 送達

(職権送達の特則等)

第九十八条 送達は、特別の定めがある場合を除き、職権である。

2 送達に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

(送達実施機関)

第九十九条 送達は、特別の定めがある場合を除き、郵便又は執行官によつてする。

2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達する公務員とする。

(裁判所書記官による送達)

第百条 裁判所書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対しては、自ら送達をすることが出来る。

(交付送達の場合)

第百一条 送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付してする。

(訴訟無能力者等に対する送達)

第百二条 訴訟無能力者に対する送達は、その法定代理人にする。

2 数人が共同して代理権を行うべき場合には、送達は、その一人にすれば足りる。

3 在監者に対する送達は、監獄の長にする。

(送達場所)

第百三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所(以下この節において「住所等」という。)においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることが出来る。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(以下「就業場所」という。)においてすることが出来る。送達を受けるべき者次条第一項に規定する者を除く。が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

(送達場所等の届出)

第百四条 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることが出来る。

2 前項前段の規定による届出があつた場合には、送達は、前条の規定にかかわらず、その届

出に係る場所においてする。

3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

一 前条の規定による 送達をした場所

二 次条後段の規定による 送達において送達する送達のうち郵便をすべき場所とされての業務に従事する者 いた場所

が郵便局においてするもの及び第百六条 第一項後段の規定による送達

三 第百七条第一項 送達においてあて 一号の規定による送 先とした場所

(出会送達)

第百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの(前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。)に対する送達は、その者に出会つた場所においてすることが出来る。日本国内に住所等を有することが明らかでない者は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

(補充送達及び差置送達)

第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付することが出来る。郵便の業務に従事する者が郵便局において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所(第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む)において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付することが出来る。郵便の業務に従事する者が郵便局において書類を交付すべきときも、同様とする。

て、書類の受領について相当のわきまのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することが出来る。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことが出来る。

(書留郵便に付する送達)

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、書類を書留郵便に付して発送することが出来る。

一 第百三条の規定による 送達をするべき場所

二 第百四条第二項の 同項の場所

規定による送達をするべき場合

三 第百四条第三項の 同項の場所(その場所が就業場所である場合)にあっては、訴訟記録に表れたその者の住所等) 等)

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所において、書留郵便に付して発送することが出来る。

3 前二項の規定による書類を書留郵便に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

(外国における送達)

第百八条 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする。

(送達報告書)

第百九条 送達をした公務員は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

(公示送達の方法)

第百十條 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることが出来る。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 第百七条第一項の規定により送達をすることが出来ない場合

三 外国においてすべき送達について、第百八条の規定によることが出来ず、又はこれによつても送達をすることが出来ないときと認める場合

四 第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることが出来る。

3 同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、職権である。ただし、第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

(公示送達の方法)

第百十一條 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(公示送達の効力発生時期)

第百十二條 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。ただし、第百十條第三項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

3 前二項の期間は、短縮することが出来ない。(公示送達による意思表示の到達)

第百十三条 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達が行われた書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第百十一条の規定による揭示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第九十七条ノ二第三項ただし書の規定を準用する。

第四節 裁判

(既判力の範囲)

第百十四条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもつて対抗した額について既判力を有する。

(確定判決等の効力が及ぶ者の範囲)

第百十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
- 二 当事者が他人のために原告又は被告となつた場合のその他人
- 三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
- 四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 前項の規定は、仮執行の宣言について準用する。

(判決の確定時期)

第百十六條 判決は、控訴若しくは上告(第三百二十七条第一項(第三百八十条第二項において準用する場合を含む。))の上告を除く。の提起、第三百八十条第一項の申立て又は第三百五十七條(第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三百七十八條第一項の規定による異議の申立てについて定めた期間の満了前には、確定しないものとする。

2 判決の確定は、前項の期間内にした控訴の提起、同項の上告の提起又は同項の申立てにより、遮断される。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求めた訴え)

第百十七條 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となつた事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。ただし、その訴えの提起の日以後に支払期限が到来する定期金に係る部分に限る。

2 前項の訴えは、第一審裁判所の管轄に専属する。

(外国裁判所の確定判決の効力)

第百十八條 外国裁判所の確定判決は、次に掲げる要件のすべてを具備する場合に限り、その効力を有する。

- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること。
- 二 敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出し若しくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く。))を受けたこと又はこれを受けなかったが応訴したこと。
- 三 判決の内容及び訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- 四 相互の保証があること。

(決定及び命令の告知)

第百十九條 決定及び命令は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

(訴訟指揮に関する裁判の取消し)

第百二十條 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。

(裁判所書記官の処分に対する異議)

第百二十一條 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が、決定で、裁判をする。

(判決に関する規定の準用)

第百二十二條 決定及び命令には、その性質に反

しない限り、判決に関する規定を準用する。

(判事補の権限)

第百二十三條 判決以外の裁判は、判事補が単独ですることが出来る。

第五節 訴訟手続の中断及び中止

(訴訟手続の中断及び受継)

第百二十四條 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

- 一 当事者の死亡
相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者
- 二 当事者である法人の合併による消滅
合併によって設立された法人又は合併後存続する法人
- 三 当事者の訴訟能力の喪失又は法定代理人の死亡もしくは代理権の消滅
法定代理人又は訴訟能力を有するに至つた当事者
- 四 当事者である受託者の信託の任務終了
新受託者
- 五 一定の資格を有する者の自己の名で他人のために訴訟の当事者となるものの死亡その他の事由による資格の喪失
同一の資格を有する者
- 六 選定当事者の全員選定者の全員又は新たな死亡その他の事由による資格の喪失
選定当事者

- 2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。
- 3 第一項第一号に掲げる事由がある場合においても、相続人は、相続の放棄をすることができない間は、訴訟手続を受け継ぐことができる。
- 4 第一項第二号の規定は、合併をもつて相手方に対抗することができない場合には、適用しない。

(破産財団に関する訴訟手続の中断及び受継)

第百二十五條 当事者が破産の宣告を受けたときは、破産財団に関する訴訟手続は、中断する。この場合において、破産法(大正十一年法律第七十一号)の規定による受継があるまでに破産手続の解止があつたときは、破産者は、当然に訴訟手続を受継する。

2 破産法の規定により破産財団に関する訴訟手続の受継があつた後に破産手続の解止があつたときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、破産者は、訴訟手続を受け継がなければならない。

(相手方による受継の申立て)

第百二十六條 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることが出来る。

(受継の通知)

第百二十七條 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。

(受継についての裁判)

第百二十八條 訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

2 判決書又は第二百五十四條第二項(第三百七十四條第二項において準用する場合を含む。))の調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。

(職権による続行命令)

第百二十九條 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。

(裁判所の職務執行不能による中止)

第百三十條 天災その他の事由によつて裁判所が職務を行うことができないときは、訴訟手続は、その事由が消滅するまで中止する。(当事者の故障による中止)

第三百三十一条 当事者が不定期間の故障により訴訟手続を続行することができないときは、裁判所は、決定で、その中止を命ずることができ

る。

2 裁判所は、前項の決定を取り消すことができ

る。

(中断及び中止の効果)

第三百三十二条 判決の言渡しは、訴訟手続の中断中であつても、することができ

る。

2 訴訟手続の中断又は中止があつたときは、期間、進行を停止する。この場合においては、訴訟手続の受継の通知又はその続行の時から、新たに全期間の進行を始める。

第二編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

(訴え提起の方式)

第三百三十三条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

(証書真否確認の訴え)

第三百三十四条 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確定するためにも提起することができ

る。

(将来の給付の訴え)

第三百三十五条 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができ

る。

法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。

2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。

3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができ

る。

(訴状の送達)

第三百三十八条 訴状は、被告に送達しなければならない。

2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合(訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。)について準用する。

(口頭弁論期日の指定)

第三百三十九条 訴えの提起があつたときは、裁判長は、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

第三百四十条 訴えが不合法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができ

る。

(呼出費用の予納がない場合の訴えの却下)

第三百四十一条 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができ

る。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ

る。

(重複する訴えの提起の禁止)

第三百四十二条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

(訴えの変更)

第三百四十三条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求

の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 請求の変更は、書面で行なければならない。

3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。

4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

(選定者に係る請求の追加)

第三百四十四条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があつた場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができ

る。

2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があつた場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができ

る。

3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

(中間確認の訴え)

第三百四十五条 裁判が訴訟の進行中に争いとなつていて法律関係の成立又は不成立に係るときは、当事者は、請求を拡張して、その法律関係の確認の判決を求めることができ

る。

ただし、その確認の請求が他の裁判所の専属管轄当事者が第十一條の規定により合意で定めたものを除く)に属するときは、この限りでない。

2 第三百四十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求の拡張について準用する。

(反訴)

第三百四十六条 被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができ

る。

ただし、反訴の目的である請求が他の裁判所の専属管轄(当事者が第十一條の規定により合意

で定めたものを除く)に属するとき、又は反訴の提起により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 反訴については、訴えに関する規定による。

(時効中断等の効力発生時期)

第三百四十七条 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第四百三十三條第二項(第四百四十四條第三項及び第四百四十五條第二項において準用する場合を含む。)の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

第二章 口頭弁論及びその準備

第一節 口頭弁論

(裁判長の訴訟指揮権)

第三百四十八条 口頭弁論は、裁判長が指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁ずることができ

る。

(釈明権等)

第三百四十九条 裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すことができる。

2 陪席裁判官は、裁判長に告げて、前項に規定する処置をすることができ

る。

3 当事者は、口頭弁論の期日又は期日外において、裁判長に対して必要な発問を求めることができる。

4 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、攻撃又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について第一項又は第二項の規定による処置をしたときは、その内容を相手方に通知しなければならない。

(訴訟指揮等に対する異議)

第三百五十條 当事者が、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は前条第一項若しくは第二項の規定による裁判長若しくは陪席裁判官の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(釈明処分)

第一百五十一条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、次に掲げる処分をすることができる。

一 当事者本人又はその法定代理人に対し、口頭弁論の期日に出頭することを命ずること。

二 口頭弁論の期日において、当事者のため事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるものに陳述をさせること。

三 訴訟書類又は訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するものを提出させること。

四 当事者又は第三者の提出した文書その他の物件を裁判所に留め置くこと。

五 検証をし、又は鑑定を命ずること。

六 調査を嘱託すること。

2 前項に規定する検証、鑑定及び調査の嘱託については、証拠調べに関する規定を準用する。

(口頭弁論の併合等)

第一百五十二条 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる。

2 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならぬ。

(口頭弁論の再開)

第一百五十三条 裁判所は、終結した口頭弁論の再開を命ずることができる。

(通訳人の立会い等)

第一百五十四条 口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

2 鑑定人に関する規定は、通訳人について準用する。

(弁論能力を欠く者に対する措置)

第一百五十五条 裁判所は、訴訟関係を明瞭にする

ために必要な陳述をすることができない当事者、代理人又は補佐人の陳述を禁止し、口頭弁論の続行のため新たな期日を定めることができる。

2 前項の規定により陳述を禁じた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、弁護士の付添いを命ずることができる。

(攻撃防御方法の提出時期)

第一百五十六条 攻撃又は防御の方法は、訴訟の進行状況に応じ適切な時期に提出しなければならない。

(攻撃防御方法の却下)

第一百五十七条 当事者が故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、これにより訴訟の完結を遅延させることとなると認めるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

2 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて当事者が必要な釈明をせず、又は釈明をすべき期日に出頭しないときも、前項と同様とする。

(訴状等の陳述の擬制)

第一百五十八条 原告又は被告が最初にすべき口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭したが本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者が提出した訴状又は答弁書その他の準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。

(自白の擬制)

第一百五十九条 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争ったものと認めるべきときは、この限りでない。

2 相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定する。

3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、そ

の当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときは、この限りでない。

(口頭弁論調査)

第一百六十条 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに調査を作成しなければならない。

2 調査の記載については当事者その他の関係人が異議を述べたときは、調査にその旨を記載しなければならない。

3 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調査によつてのみ証明することができる。ただし、調査が滅失したときは、この限りでない。

第二節 準備書面等

(準備書面)

第一百六十一条 口頭弁論は、書面で準備しなければならない。

2 準備書面には、次に掲げる事項を記載する。

一 攻撃又は防御の方法

二 相手方の請求及び攻撃又は防御の方法に対する陳述

3 相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面(相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限り)に記載した事実でなければ、主張することができない。

(準備書面等の提出期間)

第一百六十二条 裁判所は、答弁書若しくは特定の事項に関する主張を記載した準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申出をすべき期間を定めることができる。

(当事者照会)

第一百六十三条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。

ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 具体的又は個別的でない照会

二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会

三 既にした照会と重複する照会

四 意見を求める照会

五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会

六 第九十九条又は第九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

第三節 争点及び証拠の整理手続

第一款 準備的口頭弁論

(準備的口頭弁論の開始)

第一百六十四条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、この款に定めるところにより、準備的口頭弁論を行うことができる。

(証明すべき事実の確認等)

第一百六十五条 裁判所は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、その後の証拠調べにより証明すべき事実を当事者との間で確認するものとする。

2 裁判所は、相当と認めるときは、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させることができる。

(当事者の不出頭等による終了)

第一百六十六条 当事者が期日に出頭せず、又は第九十二条の規定により定められた期間内に準備書面の提出若しくは証拠の申出をしないときは、裁判所は、準備的口頭弁論を終了することができる。

(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出)

第一百六十七条 準備的口頭弁論の終了後に攻撃又は防御の方法を提出した当事者は、相手方の求めがあるときは、相手方に対し、準備的口頭弁論の終了前にこれを提出することができなかった理由を説明しなければならない。

第二款 弁論準備手続

(弁論準備手続の開始)

第一百六十八条 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認めるときは、当事者の

意見を聴いて、事件を弁論準備手続に付すること
ができる。

(弁論準備手続の期日)

第六十九條 弁論準備手続は、当事者双方が立
ち会うことができる期日において行う。

2 裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すこと
ができる。ただし、当事者が申し出た者につい
ては、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあ
ると認める場合を除き、その傍聴を許さなけれ
ばならない。

(弁論準備手続における訴訟行為等)

第七十條 裁判所は、当事者に準備書面を提出
させることができる。

2 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証
拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日
外においてすることができる裁判及び文書(第
二百三十一條に規定する物件を含む)の証拠調
べをすることができる。

3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住している
ときその他相当と認めるときは、当事者の意見
を聴いて、最高裁判所規則で定めるところによ
り、裁判所及び当事者双方が音声の送受信によ
り同時に通話を行うことができる方法によつて、
弁論準備手続の期日における手続を行うこと
ができる。ただし、当事者の一方がその期日
に出頭した場合に限る。

4 前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与
した当事者は、その期日に出頭したものとみな
す。

5 第三項の期日においては、前項の当事者は、
訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾
をすることができる。ただし、請求の放棄又は
認諾については、請求の放棄又は認諾をする
旨の書面を提出しているときは、この限りでな
い。

6 第四百八十八條から第五百一十一條まで、第百五
十二條第一項、第五百十三條から第五百十九條
まで、第五百六十二條、第五百六十五條及び第百六
十六條の規定は、弁論準備手続について準用す
る。

(受命裁判官による弁論準備手続)

第七十一條 裁判所は、受命裁判官に弁論準備
手続を行わせることができる。

2 弁論準備手続を受命裁判官が行う場合には、
前二條(前二條第二項を除く。)の規定による裁判
所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。た
だし、同条第六項において準用する第五百五十條
の規定による異議についての裁判は、受命裁判
所がする。

3 弁論準備手続を行う受命裁判官は、第百八十
六條の規定による調査の嘱託、鑑定嘱託及び
文書(第二百二十九條第二項及び第二百三十一
條に規定する物件を含む)の送付の嘱託につい
ての裁判をすることができる。

(弁論準備手続に付する裁判の取消し)

第七十二條 裁判所は、相当と認めるときは、
申立てにより又は職権で、弁論準備手続に付す
る裁判を取り消すことができる。ただし、当事
者双方の申立てがあるときは、これを取り消さ
なければならぬ。

(弁論準備手続の結果の陳述)

第七十三條 当事者は、口頭弁論において、弁
論準備手続の結果を陳述しなければならない。
(弁論準備手続終結後の攻撃防御方法の提出)
第七十四條 第百六十七條の規定は、弁論準備
手続の終結後に攻撃又は防御の方法を提出した
当事者について準用する。

第三款 書面による準備手続

(書面による準備手続の開始)

第七十五條 裁判所は、当事者が遠隔の地に居
住しているときその他相当と認めるときは、当
事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手
続(当事者の出頭なしに準備書面の提出等によ
り争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下
同じ。)に付することができる。

(書面による準備手続の方法等)

第七十六條 書面による準備手続は、裁判長が
行う。ただし、高等裁判所においては、受命裁

判官にこれを行わせることができる。

2 裁判長又は高等裁判所における受命裁判官
(次項において「裁判長等」という。)は、第百
六十二條に規定する期間を定めなければならない。

3 裁判長等は、必要があると認めるときは、最
高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及
び当事者双方が音声の送受信により同時に通話
をすることができる方法によつて、争点及び証
拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備の
ため必要な事項について、当事者双方と協議を
することができる。この場合においては、協議
の結果を裁判所書記官に記録させることができ
る。

4 第四百九十九條(第二項を除く。)、第百五十條
及び第百六十五條第二項の規定は、書面による
準備手続について準用する。

(証明すべき事実の確認)

第七十七條 裁判所は、書面による準備手続の
終結後の口頭弁論の期日において、その後の証
拠調べによつて証明すべき事実を当事者との間
で確認するものとする。
(書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の
提出)
第七十八條 書面による準備手続を終結した事
件について、口頭弁論の期日において、第百七
十六條第四項において準用する第百六十五條第
二項の書面に記載した事項の陳述がされ、又は
前条の規定による確認がされた後に攻撃又は防
御の方法を提出した当事者は、相手方の求めが
あるときは、相手方に対し、その陳述又は確認
前にこれを提出することができなかった理由を
説明しなければならない。

第三章 証拠

第一節 総則

(証明することを要しない事実)
第七十九條 裁判所において当事者が自白した
事実及び顕著な事実は、証明することを要しな
い。

(証拠の申出)
第八十條 証拠の申出は、証明すべき事実を特
定してしなければならない。

2 証拠の申出は、期日前においてもすることが
できる。

(証拠調べを要しない場合)

第八十一條 裁判所は、当事者が申し出た証拠
で必要でないとして認めるものは、取り調べるこ
とを要しない。
2 証拠調べについて不定期間の障害があるとき
は、裁判所は、証拠調べをしないことができる。
(集中証拠調べ)
第八十二條 証人及び当事者本人の尋問は、で
きる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に
集中して行われなければならない。
(当事者の不出頭の場合の取扱い)
第八十三條 証拠調べは、当事者が期日に出頭
しない場合においても、することができる。
(外国における証拠調べ)
第八十四條 外国においてすべき証拠調べは、
その国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の
大使、公使若しくは領事に囑託してしなければ
ならない。

2 外国においてした証拠調べは、その国の法律
に違反する場合であっても、この法律に違反し
ないときは、その効力を有する。
(裁判所外における証拠調べ)
第八十五條 裁判所は、相当と認めるときは、
裁判所外において証拠調べをすることができる。
この場合においては、合議体の構成員に命
じ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所に囑託
して証拠調べをさせることができる。
2 前項に規定する囑託により職務を行う受託裁
判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所におい
て証拠調べをすることを相当と認めるときは、
更に証拠調べの囑託をすることができる。
(調査の囑託)
第八十六條 裁判所は、必要な調査を官庁若し

くは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができ。

(参考人等の審尋)

第百八十七條 裁判所は、決定で完結すべき事件について、参考人又は当事者本人を審尋することができる。ただし、参考人については、当事者が申し出た者に限る。

2 前項の規定による審尋は、相手方がある事件については、当事者双方が立ち会うことができる。審尋の期日においてしななければならない。

(疎明)

第百八十八條 疎明は、即時に取り調べることでできる証拠によつてしななければならない。

(過料の裁判の執行)

第百八十九條 この章の規定による過料の裁判は、檢察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 過料の裁判の執行は、民事執行法昭和五十四年法律第四号その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。

第二節 証人尋問

(証人義務)

第百九十條 裁判所は、特別の定めがある場合を除き、何人でも証人として尋問することができる。

(公務員の尋問)

第百九十一條 公務員又は公務員であつた者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁(衆議院若しくは参議院の議員又はその職にあつた者についてはその院、内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職にあつた者については内閣)の承認を得なければならない。

2 前項の承認は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、拒むことができない。
(不出頭に対する過料等)

第百九十二條 証人が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、決定で、これによつて生じた訴訟費用の負担を命じ、かつ、十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(不出頭に対する罰金等)

第百九十三條 証人が正当な理由なく出頭しないときは、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

(勾引)

第百九十四條 裁判所は、正当な理由なく出頭しない証人の勾引を命ずることができる。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)中勾引に関する規定は、前項の勾引について準用する。

(受命裁判官等による証人尋問)

第百九十五條 裁判所は、次に掲げる場合に限り、受命裁判官又は受託裁判官に裁判所外で証人の尋問をさせることができる。

一 証人が受託裁判所に出席する義務がないとき、又は正当な理由により出席することができないとき。

二 証人が受託裁判所に出席するについて不当な費用又は時間を要するとき。

三 現場において証人を尋問することが事実を発見するために必要であるとき。

四 当事者に異議がないとき。

(証言拒絶権)

第百九十六條 証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関するときも、同様とする。

一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあつたこと。
二 後見人と被後見人の關係にあること。

第百九十七條 次に掲げる場合には、証人は、証言を拒むことができる。

一 第百九十一條第一項の場合

二 医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む)、弁理士、弁護士、公証人、宗教、折衝若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合

三 技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合

2 前項の規定は、証人が黙秘の義務を免除された場合には、適用しない。

(証言拒絶の理由の疎明)

第百九十八條 証言拒絶の理由は、疎明しななければならない。

(証言拒絶についての裁判)

第百九十九條 第百九十七條第一項第一号の場合を除き、証言拒絶の可否については、受託裁判所が、当事者を審尋して、決定で、裁判をする。

2 前項の裁判に対しては、当事者及び証人は、即時抗告をすることができる。

(証言拒絶に対する制裁)

第二百條 第百九十二條及び第百九十三條の規定は、証言拒絶の理由がないとする裁判が確定した後には証人が正当な理由なく証言を拒む場合について準用する。

(宣誓)

第二百一條 証人には、特別の定めがある場合を除き、宣誓をさせなければならない。

2 十六歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。

3 第百九十六條の規定に該当する証人で証言拒絶の権利を行使しないものを尋問する場合に、宣誓をさせないことができる。

4 証人は、自己又は自己と第百九十六條各号に掲げる関係を有する者に著しい利害關係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができる。

5 第百九十八條及び第百九十九條の規定は証人が宣誓を拒む場合について、第百九十二條及び第百九十三條の規定は宣誓拒絶の理由がないとする裁判が確定した後には証人が正当な理由なく宣誓を拒む場合について準用する。

(尋問の順序)

第二百一條 証人の尋問は、その尋問の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序とする。

2 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の順序を変更することができる。

3 当事者が前項の規定による変更について異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。

(書類に基づく陳述の禁止)

第二百三條 証人は、書類に基づいて陳述することができない。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでない。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第二百四條 裁判所は、遠隔の地に居住する証人の尋問をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によつて、尋問をすることができる。

(尋問に代わる書面の提出)

第二百五條 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。

(受命裁判官等の権限)

第二百六條 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第二百二條第三項の規定による異議についての裁判は、受託裁判所がする。

第三節 当事者尋問

(当事者本人の尋問)

う申し出なければならぬ。

2 前項の規定による申出があつたときは、裁判所は、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかなる場合を除き、文書の所持者に対し、同項について準用する。

後述の事項を明らかにすることを求めることができる。

(文書提出命令等)

2 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認められる部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならぬ。

3 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イ、ハ又はニに掲げる文書に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合において、何人も、その提示された文書の開示を求めることができる。

4 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告することができる。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果)

2 第二百二十四条 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

2 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、前項と同様とする。

3 前二項に規定する場合において、相手方が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証

拠により証明することが著しく困難であるときは、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

(第三者が文書提出命令に従わない場合の過料)

2 第二百二十五条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(文書送付の嘱託)

2 第二百二十六条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者による文書の送付を嘱託することを申し立てることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

(文書の留置)

2 第二百二十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、提出又は送付に係る文書を留置することができる。

(文書の成立)

2 第二百二十八条 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならぬ。

2 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものとして認めるときは、真正に成立した公文書と推定する。

3 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

4 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。

5 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

(筆跡等の対照による証明)

2 第二百二十九条 文書の成立の真否は、筆跡又は印影の対照によっても、証明することができる。

2 第二百二十九条、第二百三十三條、第二百三十四條第一項及び第二項、第二百三十六条並びに第二百三十七條の規定は、対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出又は送付について準用する。

3 対照をするのに適當な相手方の筆跡がないときは、裁判所は、対照の用に供すべき文字の筆記を相手方に命ずることができる。

4 相手方の正当な理由なく前項の規定による決定に従わないときは、裁判所は、文書の成立の真否に関する筆証者の主張を真実と認めることができる。書体を変えて筆記したときも、同様とする。

5 第三者が正当な理由なく第二項において準用する第二百三十三條第一項の規定による提出の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、十

万円以下の過料に処する。

6 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(文書の成立の真正を争つた者に対する過料)

2 第二百三十条 当事者又はその代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争つたときは、裁判所は、決定で、十

万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

3 第一項の場合において、文書の成立の真正を争つた当事者又は代理人が訴訟の係属中その文書の成立が真正であることを認めたときは、裁判所は、事情により、同項の決定を取り消すことができる。

(文書に準ずる物件への準用)

2 第二百三十一条 この節の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

第六節 検証

(検証の目的の提示等)

2 第二百三十二条 第二百二十九条、第二百三十三

条、第二百三十四條、第二百三十六条及び第二百三十七條の規定は、検証の目的の提示又は送付について準用する。

2 第三者が正当な理由なく前項において準用する第二百三十三條第一項の規定による提示の命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十

万円以下の過料に処する。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(検証の際の鑑定)

2 第二百三十三條 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、検証をするに当たり、必要があると認めるときは、鑑定を命ずることができる。

第七節 証拠保全

(証拠保全)

2 第二百三十四條 裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることが

ことができる。

(管轄裁判所等)

2 第二百三十五條 訴えの提起後における証拠保全の申立ては、その証拠を使用すべき審級の裁判所にしなければならない。ただし、最初の口頭弁論の期日が指定され、又は事件が弁論準備手続若しくは書面による準備手続に付された後口頭弁論の終結に至るまでの間は、受訴裁判所に

しなければならない。

2 訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

3 急迫の事情がある場合には、訴えの提起後であっても、前項の地方裁判所又は簡易裁判所に証拠保全の申立てをすることができる。

(相手方の指定ができない場合の取扱い)

2 第二百三十六條 証拠保全の申立ては、相手方を指定することができない場合においても、する

ことができる。この場合においては、裁判所は、相手方となるべき者のために特別代理人を選任することができる。

(職権による証拠保全)

第二百三十七条 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。

(不服申立ての不許)

第二百三十八条 証拠保全の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(受命裁判官による証拠調べ)

第二百三十九条 第二百三十五条第一項ただし書の場合には、裁判所は、受命裁判官に証拠調べをさせることができる。

(期日の呼出し)

第二百四十条 証拠調べの期日には、申立人及び相手方を呼び出さなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(証拠保全の費用)

第二百四十一条 証拠保全に関する費用は、訴訟費用の一部とする。

(口頭弁論における再尋問)

第二百四十二条 証拠保全の手続において尋問をした証人について、当事者が口頭弁論における尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

第四章 判決

(終局判決)

第二百四十三条 裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときは、終局判決をする。

2 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。

3 前項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個の訴訟中その一が裁判をするのに熟した場合及び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合について準用する。

第二百四十四条 裁判所は、当事者の双方又は一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をし

ないで退廷した場合において、審理の現状及び当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。ただし、当事者の一方が口頭弁論の期日に出頭せず、又は弁論をしないで退廷をした場合には、出頭した相手方の申出があるときに限る。

(中間判決)

第二百四十五条 裁判所は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間判決をすることができる。請求の原因及び数額について争いがある場合におけるその原因についても、同様とする。

(判決事項)

第二百四十六条 裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない。

(自由心証主義)

第二百四十七条 裁判所は、判決をするのに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を主観的に、自由心証により、事実についての主張を真実と認めべきか否かを判断する。

(損害額の認定)

第二百四十八条 損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(直接主義)

第二百四十九条 判決は、その基本となる口頭弁論に関する裁判官がする。

2 裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

3 単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。

(判決の効力)

第二百五十条 判決は、言渡しによってその効力を生ずる。

(言渡り期日)

第二百五十一条 判決の言渡しは、口頭弁論の終結の日から二月以内にしなければならない。ただし、事件が複雑であるときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

2 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

(言渡りの方式)

第二百五十二条 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてする。

(判決書)

第二百五十三条 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 事実

三 理由

四 口頭弁論の終結の日

五 当事者及び法定代理人

六 裁判所

2 事実の記載においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない。

(言渡りの方式の特則)

第二百五十四条 次に掲げる場合において、原告の請求を認容するときは、判決の言渡しは、第二百五十二条の規定にかかわらず、判決書の原本に基づかないことができる。

一 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合

二 被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合
(被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。)

2 前項の規定により判決の言渡しをしたときは、裁判所は、判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求

並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の調査に記載させなければならない。

(判決書等の送達)

第二百五十五条 判決書又は前条第二項の調査は、当事者に送達しなければならない。

2 前項に規定する送達は、判決書の正本又は前条第二項の調査の謄本によつてする。

(変更の判決)

第二百五十六条 裁判所は、判決に法令の違反があることを発見したときは、その言渡し後一週間以内に限り、変更の判決をすることができる。ただし、判決が確定したとき、又は判決を変更するため事件につき更に弁論をする必要があるときは、この限りでない。

2 変更の判決は、口頭弁論を経ないでする。

3 前項の判決の言渡り期日の呼出しにおいては、公示送達による場合を除き、送達すべき場所にあてて呼出状を発した時に、送達があったものとみなす。

(更正決定)

第二百五十七条 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(裁判の脱漏)

第二百五十八条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。

2 訴訟費用の負担の裁判を脱漏したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、その訴訟費用の負担について、決定で、裁判をする。この場合においては、第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

3 前項の規定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第二項の規定による訴訟費用の負担の裁判

は、本案判決に対し適法な控訴があつたときは、その効力を失う。この場合においては、控訴裁判所は、訴訟の総費用について、その負担の裁判をする。

(仮執行の宣言)

第二百五十九条 財産権上の請求に関する判決については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができ、これを宣言することができる。

2 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求に関する判決については、裁判所は、職権で、担保を立てないで仮執行をすることができ、これを宣言しなければならぬ。ただし、裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることに保らしめることができる。

3 裁判所は、申立てにより又は職権で、担保を立てて仮執行を免れることができることを宣言することができる。

4 仮執行の宣言は、判決の主文に掲げなければならぬ。前項の規定による宣言についても、同様とする。

5 仮執行の宣言の申立てについて裁判をしなかつたとき、又は職権で仮執行の宣言をすべき場合においてこれをしなかつたときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、補充の決定をする。第三項の申立てについて裁判をしなかつたときも、同様とする。

6 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項から第三項までの担保について準用する。

(仮執行の宣言の失効及び原状回復等)

第二百六十条 仮執行の宣言は、その宣言又は本案判決を変更する判決の言渡しにより、変更の限度においてその効力を失う。

2 本案判決を変更する場合に、裁判所は、被告の申立てにより、その判決において、仮執行の宣言に基づき被告が給付したものの返還及び

仮執行により又はこれを免れるために被告が受けた損害の賠償を原告に命じなければならぬ。

3 仮執行の宣言のみを変更したときは、後に本案判決を変更する判決について、前項の規定を適用する。

第五章 裁判によらない訴訟の完結

(訴えの取下げ)

第二百六十一条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあつた場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

3 訴えの取下げは、書面で行わなければならない。ただし、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日(以下この章において「口頭弁論等の期日」という。)においては、口頭で行ふことを妨げない。

4 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面で行はれたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭で行はれたときは(相手方がその期日に出頭したときを除く)はその期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。

5 訴えの取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭で行はれた場合には、相手方がその期日に出頭したときは訴えの取下げがあつた日から、相手方がその期日に出頭しなかつたときは前項の謄本の送達があつた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

(訴えの取下げの効果)

第二百六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあつた部分については、初めから係属していなかつた

ものとみなす。

2 本案について終局判決があつた後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

(訴えの取下げの擬制)

第二百六十三条 当事者双方が、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしない退廷若しくは退席をした場合において、一月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。当事者双方が、連続して二回、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続における申述をしない退廷若しくは退席をしたときも、同様とする。

(和解条項案の書面による受諾)

第二百六十四条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。

(裁判所等が定める和解条項)

第二百六十五条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2 前項の申立ては、書面で行なければならぬ。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。

3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によつてする。

4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、

当事者間に和解が調つたものとみなす。

(請求の放棄又は認諾)

第二百六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

(和解調書等の効力)

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

第六章 大規模訴訟に関する特別

(受命裁判官による証人等の尋問)

第二百六十八条 裁判所は、大規模訴訟(当事者が著しく多数で、かつ尋問すべき証人又は当事者本人が著しく多数である訴訟をいう)に係る事件について、当事者に異議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

(合議体の構成)

第二百六十九条 地方裁判所においては、前条に規定する事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

2 前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができる。

第七章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

(手続的特色)

第二百七十条 簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする。

(口頭による訴えの提起)

第二百七十一条 訴えは、口頭で提起することができる。

(訴えの提起において明らかにすべき事項)
第二百七十二条 訴えの提起においては、請求の

原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

(任意の出頭による訴えの提起等)

第二百七十三条 当事者双方は、任意に裁判所に
出頭し、訴訟について口頭弁論をすることがで
きる。この場合においては、訴えの提起は、口
頭の陳述によつてする。

(反訴の提起に基づく移送)

第二百七十四条 被告が反訴で地方裁判所の管轄
に属する請求をした場合において、相手方の申
立てがあるときは、簡易裁判所は、決定で、本
訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければなら
ない。この場合においては、第二百二条の規定
を準用する。

2 前項の決定に対しては、不服を申し立てるこ
とができない。

(訴え提起前の和解)

第二百七十五条 民事上の争いについては、当事
者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を
表示して、相手方の普通裁判所の所在地を管轄
する簡易裁判所に和解の申立てをすることがで
きる。

2 前項の和解が調われない場合において、和解の
期日に出頭した当事者双方の申立てがあるとき
は、裁判所は、直ちに訴訟の弁論を命ずる。こ
の場合においては、和解の申立てをした者は、
その申立てをした時に、訴えを提起したもの
とみなし、和解の費用は、訴訟費用の一部とす
る。

3 申立人又は相手方が第一項の和解の期日に出
頭しないときは、裁判所は、和解が調われない
ものとみなすことができる。

4 第一項の和解については、第二百六十四条及
び第二百六十五条の規定は、適用しない。
(準備書面の省略等)

第二百七十六条 口頭弁論は、書面で準備するこ
とを要しない。

2 相手方が準備をしなければ陳述をすることが
できないと認めるべき事項は、前項の規定にか

かわらず、書面で準備し、又は口頭弁論前直接
に相手方に通知しなければならない。

3 前項に規定する事項は、相手方が在廷してい
ない口頭弁論においては、準備書面(相手方に
送達されたもの又は相手方からその準備書面を
受領した旨を記載した書面が提出されたものに
限る。)に記載し、又は同項の規定による通知を
したものでなければ、主張することができな
い。

(続行期日における陳述の擬制)

第二百七十七条 第五百八条の規定は、原告又
は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭せず、又
は出頭したが本案の弁論をしない場合について
準用する。

(尋問に代わる書面の提出)

第二百七十八条 裁判所は、相当と認めるとき
は、証人、当事者本人又は鑑定人の尋問に代
え、書面の提出をさせることができる。

(司法委員)

第二百七十九条 裁判所は、必要があると認める
ときは、和解を試みるについて司法委員に補助
をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事
件につきその意見を聴くことができる。

2 司法委員の員数は、各事件について一人以上
とする。

3 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所の選
任した者の中から、事件ごとに裁判所が指定す
る。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数
その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁
判所規則で定める。

5 司法委員には、最高裁判所規則で定める額の
旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(判決書の記載事項)

第二百八十条 判決書に事実及び理由を記載する
には、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の
有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要
旨を表示すれば足りる。

第三編 上訴

第一章 控訴

(控訴をすることができる判決等)

第二百八十一条 控訴は、地方裁判所が第一審と
してした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に
対してすることができる。ただし、終局判決
後、当事者双方が共に上告をする権利を留保し
て控訴をしない旨の合意をしたときは、この限
りでない。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の合意につい
て準用する。

(訴訟費用の負担の裁判に対する控訴の制限)

第二百八十二条 訴訟費用の負担の裁判に対して
は、独立して控訴をすることができない。

(控訴裁判所の判断を受ける裁判)

第二百八十三条 終局判決前の裁判は、控訴裁判
所の判断を受ける。ただし、不服を申し立てる
ことができない裁判及び抗告により不服を申し
立てることができる裁判は、この限りでない。

(控訴権の放棄)

第二百八十四条 控訴をする権利は、放棄するこ
とができる。

(控訴期間)

第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五
四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間
の不変期間内に提起しなければならない。ただ
し、その期間前に提起した控訴の効力を妨げな
い。

(控訴提起の方式)

第二百八十六条 控訴の提起は、控訴状を第一審
裁判所に提出しなければならない。

2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなけれ
ばならない。

一 当事者及び法定代理人
二 第一審判決の表示及びその判決に対して控
訴をする旨
(第一審裁判所による控訴の却下)
第二百八十七条 控訴が不法でその不備を補正
することができないことが明らかであるときは
は、第一審裁判所は、決定で、控訴を却下しな

ければならない。
2 前項の決定に対しては、即時抗告をすること
ができる。

(裁判長の控訴状審査権)

第二百八十八条 第三百七条の規定は、控訴状
が第二百八十六条第二項の規定に違反する場合
及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い
控訴の提起の手数料を納付しない場合について
準用する。

(控訴状の送達)

第二百八十九条 控訴状は、被控訴人に送達しな
ければならない。

2 第三百七条の規定は、控訴状の送達をする
ことができない場合(控訴状の送達に必要な費
用を予納しない場合を含む。)について準用す
る。

(口頭弁論を経ない控訴の却下)

第二百九十条 控訴が不法でその不備を補正す
ることができないときは、控訴裁判所は、口頭
弁論を経ないで、判決で、控訴を却下すること
ができる。

(呼出費用の予納がない場合の控訴の却下)

第二百九十一条 控訴裁判所は、民事訴訟費用等
に関する法律の規定に従い当事者に対する期日
の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定
めて控訴人に命じた場合において、その予納が
ないときは、決定で、控訴を却下することがで
きる。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすること
ができる。

(控訴の取下げ)

第二百九十二条 控訴は、控訴審の終局判決があ
るまで、取り下げることができる。

2 第二百六十一条第三項、第二百六十二条第一
項及び第二百六十三条の規定は、控訴の取下げ
について準用する。

(附帯控訴)

第二百九十三条 被控訴人は、控訴権が消滅した
後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附

審判をすることが出来る。

2 附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不適法として控訴の取下げがあったときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。

3 附帯控訴については、控訴に関する規定による。ただし、附帯控訴の提起は、附帯控訴状を控訴裁判所に提出してすることが出来る。

(第一審判決についての仮執行の宣言)

第二百九十四条 控訴裁判所は、第一審判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることが出来る。

(仮執行に関する裁判に対する不服申立て)

第二百九十五条 仮執行に関する控訴審の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。ただし、前条の申立てを却下する決定に對しては、即時抗告をすることが出来る。

(口頭弁論の範囲等)

第二百九十六条 口頭弁論は、当事者が第一審判決の変更を求める限度においてのみ、これをする。

2 当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(第一審の訴訟手続の規定の準用)

第二百九十七条 前編第一章から第六章までの規定は、特別の定めがある場合を除き、控訴審の訴訟手続について準用する。ただし、第二百六十九條の規定は、この限りでない。

(第一審の訴訟行為の効力等)

第二百九十八条 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。

2 第六十七條の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論準備手続を終結した事件につき控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について、第六十八條の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出

した当事者について準用する。

(第一審の管轄違ひの主張の制限)

第二百九十九条 控訴審においては、当事者は、第一審裁判所が管轄権を有しないことを主張することができない。ただし、專屬管轄(当事者が第十一條の規定により合意で定めたものを除く。)については、この限りでない。

(反訴の提起等)

第三百条 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することが出来る。

2 相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなす。

3 前二項の規定は、選定者に係る請求の追加について準用する。

(攻撃防御方法の提出等の期間)

第三百一条 裁判長は、当事者の意見を聴いて、攻撃若しくは防御の方法の提出、請求若しくは請求の原因の変更、反訴の提起又は選定者に係る請求の追加をすべき期間を定めることができる。

2 前項の規定により定められた期間の経過後に同項に規定する訴訟行為をする当事者は、裁判所に對し、その期間内にこれをする事ができなかった理由を説明しなければならない。

(控訴棄却)

第三百二条 控訴裁判所は、第一審判決を相当とするとときは、控訴を棄却しなければならない。

2 第一審判決がその理由によれば不当である場合には、控訴を棄却しなければならない。

(控訴権の濫用に対する制裁)

第三百三条 控訴裁判所は、前条第一項の規定により控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることを目的として控訴を提起したものとするときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることが出来る。

る。

2 前項の規定による裁判は、判決の主文に掲げなければならない。

3 第一項の規定による裁判は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、その効力を失う。

4 上告裁判所は、上告を棄却する場合においても、第一項の規定による裁判を変更することが出来る。

5 第八十九條の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。

(第一審判決の取消し及び変更の範囲)

第三百四条 第一審判決の取消し及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これをする事が出来る。

(第一審判決が不当な場合の取消し)

第三百五条 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするとときは、これを取り消さなければならない。

(第一審の判決の手続が違法な場合の取消し)

第三百六条 第一審の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

(事件の差戻し)

第三百七条 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。ただし、事件につき更に弁論をする必要がないときは、この限りでない。

第三百八条 前条本文に規定する場合のほか、控訴裁判所が第一審判決を取り消す場合において、事件につき更に弁論をする必要があるときは、これを第一審裁判所に差し戻すことができる。

2 第一審裁判所における訴訟手続が法律に違反したことを理由として事件を差し戻したときは、その訴訟手続は、これによって取り消されたものとみなす。

(第一審の管轄違ひを理由とする移送)

第三百九条 控訴裁判所は、事件が管轄違ひである

ることを理由として第一審判決を取り消すときは、判決で、事件を管轄裁判所に移送しなければならない。

(控訴審の判決における仮執行の宣言)

第三百十條 控訴裁判所は、金銭の支払の請求(第二百五十九條第二項の請求を除く。)に関する判決については、申立てがあるときは、必要と認める場合を除き、担保を立てないで仮執行をすることが出来ることを宣言しなければならない。ただし、控訴裁判所が相当と認めるときは、仮執行を担保を立てることに係らしめる事が出来る。

第二章 上告

(上告裁判所)

第三百十一條 上告は、高等裁判所が第二審又は第一審としてした終局判決に對しては最高裁判所に、地方裁判所が第二審としてした終局判決に對しては高等裁判所にすることが出来る。

2 第二百八十一條第一項ただし書の場合には、地方裁判所の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所の判決に對しては高等裁判所に、直ちに上告をすることが出来る。

(上告の理由)

第三百十二條 上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することが出来る。

2 上告は、次に掲げる事由があることを理由とするときも、することが出来る。ただし、第四号に掲げる事由については、第三十四條第二項(第五十九條において準用する場合を含む。)の規定による追認があったときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 專屬管轄に関する規定に違反したこと。

四 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

五 口頭弁論の公開の規定に違反したこと。
六 判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること。

3 高等裁判所にする上告は、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときも、することができ。

(控訴の規定の準用)

第三百十三条 前章の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

(上告提起の方式等)

第三百十四条 上告の提起は、上告状を原裁判所に提出してしなければならない。

2 前条において準用する第二百八十八条及び第二百八十九条第二項の規定による裁判長の職権は、原裁判所の裁判長が行う。

(上告の理由の記載)

第三百十五条 上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は、最高裁判所規則で定める期間内に、上告理由書を原裁判所に提出しなければならない。

2 上告の理由は、最高裁判所規則で定める方式により記載しなければならない。

(原裁判所による上告の却下)

第三百十六条 次の各号に該当することが明らかであるときは、原裁判所は、決定で、上告を却下しなければならない。

一 上告が不法でその不備を補正することができないとき。

二 前条第一項の規定に違反して上告理由書を提出せず、又は上告の理由の記載が同条第二項の規定に違反しているとき。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

(上告裁判所による上告の却下等)

第三百十七条 前条第一項各号に掲げる場合には、上告裁判所は、決定で、上告を却下することができる。

2 上告裁判所である最高裁判所は、上告の理由

が明らかに第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由に該当しない場合には、決定で、上告を棄却することができる。

(上告受理の申立て)

第三百十八条 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

2 前項の申立て（以下「上告受理の申立て」という。）においては、第三百十二条第一項及び第二項に規定する事由を理由とすることができない。

3 第一項の場合において、最高裁判所は、上告受理の申立ての理由中に重要でない認めざるものがあるときは、これを排除することができる。

4 第一項の決定があつた場合には、上告があつたものとみなす。この場合においては、第三百二十条の規定の適用については、上告受理の申立ての理由中前項の規定により排除されたもの以外のものを上告の理由とみなす。

5 第三百十三条から第三百十五条まで及び第三百十六条第一項の規定は、上告受理の申立てについて準用する。

(口頭弁論を経ない上告の棄却)

第三百十九条 上告裁判所は、上告状、上告理由書、答弁書その他の書類により、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で、上告を棄却することができる。

(調査の範囲)

第三百二十条 上告裁判所は、上告の理由に基づき、不服の申立てがあつた限度においてのみ調査をする。

(原判決の確定した事実の拘束)

第三百二十一条 原判決において適法に確定した事実は、上告裁判所を拘束する。

2 第三百十一条第二項の規定による上告があつた場合には、上告裁判所は、原判決における事実の確定が法律に違反したことを理由として、その判決を破棄することができる。

(職権調査事項についての適用除外)

第三百二十二条 前二条の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

(仮執行の宣言)

第三百二十三条 上告裁判所は、原判決について不服の申立てがない部分に限り、申立てにより、決定で、仮執行の宣言をすることができ。

(最高裁判所への移送)

第三百二十四条 上告裁判所である高等裁判所は、最高裁判所規則で定める事由があるときは、決定で、事件を最高裁判所に移送しなければならない。

(破棄差戻し等)

第三百二十五条 第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由があるときは、上告裁判所は、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送しなければならない。高等裁判所が上告裁判所である場合において、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときも、同様とする。

2 上告裁判所である最高裁判所は、第三百十二条第一項又は第二項に規定する事由がない場合であつても、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原判決を破棄し、次条の場合を除き、事件を原裁判所に差し戻し、又はこれと同等の他の裁判所に移送することができる。

3 前二項の規定により差戻し又は移送を受けた裁判所は、新たな口頭弁論に基づき裁判をしなければならない。この場合において、上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断

は、差戻し又は移送を受けた裁判所を拘束する。

4 原判決に関与した裁判官は、前項の裁判に関与することができない。

(破棄自判)

第三百二十六条 次に掲げる場合には、上告裁判所は、事件について裁判をしなければならない。

一 確定した事実について憲法その他の法令の適用を誤つたことを理由として判決を破棄する場合において、事件がその事実に基づき裁判をするのに熟するとき。

二 事件が裁判所の権限に属しないことを理由として判決を破棄するとき。

(特別上告)

第三百二十七条 高等裁判所が上告審としてした終局判決に対しては、その判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに限り、最高裁判所に更に上告をすることができ。

2 前項の上告及びその上告審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。この場合において、第三百二十一条第一項中「原判決」とあるのは、「地方裁判所が第二審としてした終局判決（第三百十一条第二項の規定による上告があつた場合にあつては、簡易裁判所の終局判決）」と読み替へるものとする。

第三章 抗告

第三百二十八条 口頭弁論を経ないで訴訟手続に関する申立てを却下した決定又は命令に対しては、抗告をすることができ。

2 決定又は命令により裁判をすることができない事項について決定又は命令がされたときは、これに対して抗告をすることができ。

(受命裁判官等の裁判に対する不服申立て)

第三百二十九条 受命裁判官又は受託裁判官の裁

判に対して不服がある当事者は、受訴裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、その裁判が受訴裁判所に裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるときに限る。

2 抗告は、前項の申立てについての裁判に対してすることができる。

3 最高裁判所又は高等裁判所が受訴裁判所である場合における第一項の規定の適用については、同項ただし書中「受訴裁判所」とあるのは、「地方裁判所」とする。

(再抗告)

第三百三十条 抗告裁判所の決定に対しては、その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること、又は決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とするときに限り、更に抗告をすることができる。

(控訴又は上告の規定の準用)

第三百三十一条 抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第一章の規定を準用する。ただし、前条の抗告及びこれに関する訴訟手続には、前章の規定中第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

(即時抗告期間)

第三百三十二条 即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

(原裁判所等による更正)

第三百三十三条 原裁判をした裁判所又は裁判長は、抗告を理由があると認めるときは、その裁判を更正しなければならない。

(原裁判の執行停止)

第三百三十四条 抗告は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有する。

2 抗告裁判所又は原裁判をした裁判所若しくは裁判官は、抗告について決定があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずること

ができる。

(口頭弁論に代わる審尋)

第三百三十五条 抗告裁判所は、抗告について口頭弁論をしない場合には、抗告人その他の利害関係人を審尋することができる。

(特別抗告)

第三百三十六条 地方裁判所及び簡易裁判所の決定及び命令で不服を申し立てることができるもの並びに高等裁判所の決定及び命令に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

2 前項の抗告は、裁判の告知を受けた日から五日の不変期間内にしなければならない。

3 第一項の抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、第三百二十七条第一項の上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定並びに第三百三十四条第二項の規定を準用する。

(許可抗告)

第三百三十七条 高等裁判所の決定及び命令(第三百三十条の抗告及び次項の申立てについての決定及び命令を除く。)に対しては、前条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるときに限る。

2 前項の高等裁判所は、同項の裁判について、最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、決定で、抗告を許可しなければならない。

3 前項の申立てにおいては、前条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

4 第二項の規定による許可があつた場合には、第一項の抗告があつたものとみなす。

5 最高裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原裁判を破棄することができる。

6 第三百十三條、第三百十五條及び前条第二項の規定は第二項の申立てについて、第三百十八條第三項の規定は第二項の規定による許可をする場合について、同条第四項後段及び前条第三項の規定は第二項の規定による許可があつた場合について準用する。

(再審の事由)

第三百三十八條 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

(再審の事由)

一 法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。

三 法定代理人、訴訟代理人又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。

四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。

五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至つたこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。

六 判決の証拠となつた文書その他の物件が偽造又は変造されたものであつたこと。

七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となつたこと。

八 判決の基礎となつた民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があつたこと。

十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。

2 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。

3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができる。

第三百三十九條 判決の基本となる裁判については、前条第一項に規定する事由がある場合(同項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合にあっては、同条第二項に規定する場合に限る。)には、その裁判に対し独立した不服申立ての方法を定めているときにおいても、その事由を判決に対する再審の理由とすることができる。

(管轄裁判所)

第三百四十條 再審の訴えは、不服の申立てに係る判決をした裁判所の管轄に専属する。

2 審級を異にする裁判所が同一の事件についてした判決に対する再審の訴えは、上級の裁判所が併せて管轄する。

(再審の訴訟手続)

第三百四十一條 再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

(再審期間)

第三百四十二條 再審の訴えは、当事者が判決の確定した後再審の事由を知つた日から三十日の不変期間内に提起しなければならない。

2 判決が確定した日(再審の事由が判決の確定した後に生じた場合にあっては、その事由が発生した日)から五年を経過したときは、再審の訴えを提起することができない。

3 前二項の規定は、第三百三十八条第一項第三号に掲げる事由のうち代理権を欠いたこと及び同項第十号に掲げる事由を理由とする再審の訴えには、適用しない。

(再審の訴状の記載事項)

第三百四十三条 再審の訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 不服の申立てに係る判決の表示及びその判決に対して再審を求める旨

三 不服の理由

(不服の理由の変更)

第三百四十四条 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。

(再審の訴えの却下等)

第三百四十五条 裁判所は、再審の訴えが不適法である場合には、決定で、これを却下しなければならない。

2 裁判所は、再審の事由がない場合には、決定で、再審の請求を棄却しなければならない。

3 前項の決定が確定したときは、同一の事由を不服の理由として、更に再審の訴えを提起することができない。

(再審開始の決定)

第三百四十六条 裁判所は、再審の事由がある場合には、再審開始の決定をしなければならない。

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

(即時抗告)

第三百四十七条 第三百四十五条第一項及び第二項並びに前条第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(本案の審理及び裁判)

第三百四十八条 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

2 裁判所は、前項の場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を棄却しなければならない。

3 裁判所は、前項の場合を除き、判決を取り消した上、更に裁判をしなければならない。

(決定又は命令に対する再審)
第三百四十九条 即時抗告をもって不服を申し立てることができる決定又は命令で確定したものに對しては、再審の申立てをすることができる。

2 第三百三十八条から前条までの規定は、前項の申立てについて準用する。

第五編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特別

則

(手形訴訟の要件)

第三百五十条 手形による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、手形訴訟による審理及び裁判を求めることができる。

2 手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴状に記載しなければならない。

(反訴の禁止)

第三百五十一条 手形訴訟においては、反訴を提起することができない。

(証拠調べの制限)

第三百五十二条 手形訴訟においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。

2 文書の提出の命令又は送付の嘱託は、することができない。対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える物件の提出の命令又は送付の嘱託についても、同様とする。

3 文書の成立の真否又は手形の提示に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋問することができる。

4 証拠調べの嘱託は、することができない。第百八十六条の規定による調査の嘱託についても、同様とする。

5 前各項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

(通常の手続への移行)
第三百五十三条 原告は、口頭弁論の終結に至る

まで、被告の承諾を要しないで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

2 訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手続に移行する。

3 前項の場合には、裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移行した旨を記載した書面を被告に送付しなければならない。ただし、第一項の申述が被告の出頭した期日において口頭でされたものであるときは、その送付をすることを要しない。

4 第二項の場合には、手形訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(口頭弁論の終結)

第三百五十四条 裁判所は、被告が口頭弁論において原告が主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合には、前条第三項の規定による書面の送付前であっても、口頭弁論を終結することができる。

(口頭弁論を経ない訴えの却下)

第三百五十五条 請求の全部又は一部が手形訴訟による審理及び裁判をすることができないものであるときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えの全部又は一部を却下することができる。

2 前項の場合において、原告が判決書の送達を受けた日から二週間以内に同項の請求について通常の手続により訴えを提起したときは、第百四十七条の規定の適用については、その訴えの提起は、前の訴えの提起の時にしたものとみなす。

(控訴の禁止)

第三百五十六条 手形訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、前条第一項の判決を除き、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。

(異議の申立て)
第三百五十七条 手形訴訟の終局判決に対して

は、訴えを却下した判決を除き、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

(異議申立権の放棄)

第三百五十八条 異議を申し立てる権利は、その申立て前に限り、放棄することができる。

(口頭弁論を経ない異議の却下)

第三百五十九条 異議が不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、異議を却下することができる。

(異議の取下げ)

第三百六十条 異議は、通常の手続による第一審の終局判決があるまで、取り下げることができる。

2 異議の取下げは、相手方の同意を得なければならない。その効力を生じない。

3 第二百六十一条第三項から第五項まで、第二百六十二条第一項及び第二百六十三条の規定は、異議の取下げについて準用する。

(異議後の手続)

第三百六十一条 適法な異議があつたときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

(異議後の判決)

第三百六十二条 前条の規定によつてすべき判決が手形訴訟の判決と符合するときは、裁判所は、手形訴訟の判決を認可しなければならない。ただし、手形訴訟の判決の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により手形訴訟の判決を認可する場合を除き、前条の規定によつてすべき判決においては、手形訴訟の判決を取り消さなければならない。

(異議後の判決における訴訟費用)

第三百六十三條 異議を却下し、又は手形訴訟に

おいては訴訟費用の負担の裁判を認可する場合
合には、裁判所は、異議の申立てがあつた後の
訴訟費用の負担について裁判をしなければなら
ない。

2 第二百五十八條第四項の規定は、手形訴訟の
判決に対し適法な異議の申立てがあつた場合に
ついて準用する。

(事件の差戻し)

第三百六十四條 控訴裁判所は、異議を不適法と
して却下した第一審判決を取り消す場合には、
事件を第一審裁判所に差し戻さなければならな
い。ただし、事件につき更に弁論をする必要が
ないときは、この限りでない。

(訴え提起前の和解の手続から手形訴訟への移
行)

第三百六十五條 第二百七十五條第二項後段の規
定により提起があつたものとみなされる訴えに
ついては、手形訴訟による審理及び裁判を求め
る旨の申述は、同項前段の申立ての際にしまし
なければならない。

(督促手続から手形訴訟への移行)

第三百六十六條 第三百九十五條又は第三百九十
七條第三項の規定により提起があつたものとみ
なされる訴えについては、手形訴訟による審理
及び裁判を求める旨の申述は、支払督促の申立
ての際にしなければならない。

2 第三百九十一條第一項の規定による仮執行の
宣言があつたときは、前項の申述は、なかつた
ものとみなす。

(小切手訴訟)

第三百六十七條 小切手による金銭の支払の請求
及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の
請求を目的とする訴えについては、小切手訴訟
による審理及び裁判を求めることができる。

2 第三百五十條第二項及び第三百五十一條から
前条までの規定は、小切手訴訟に関して準用す
る。

第六編 小額訴訟に関する特則

(少額訴訟の要件等)

第三百六十八條 簡易裁判所においては、訴訟の
目的の価額が三十万円以下の金銭の支払の請求
を目的とする訴えについて、少額訴訟による審
理及び裁判を求めることができる。ただし、同
一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所
規則で定める回数を超えてこれを求めることが
できない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申
述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する
簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審
理及び裁判を求めた回数を届け出なければなら
ない。

(反訴の禁止)

第三百六十九條 少額訴訟においては、反訴を提
起することができない。

(二期日審理の原則)

第三百七十條 少額訴訟においては、特別の事情
がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期
日において、審理を完了しなければならない。

2 当事者は、前項の期日前又はその期日におい
て、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなけ
ればならない。ただし、口頭弁論が続行された
ときは、この限りでない。

(証拠調べの制限)

第三百七十一條 証拠調べは、即時に取り調べる
ことができる証拠に限りすることができる。

(証人等の尋問)

第三百七十二條 証人の尋問は、宣誓をさせない
ことができる。

2 証人又は当事者本人の尋問は、裁判官が相当
と認める順序とする。

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所
規則で定めるところにより、裁判所及び当事者
双方と証人とが音声の送受信により同時に通話
をすることができ、方法によって、証人を尋問
することができる。

(通常の手続への移行)

第三百七十三條 被告は、訴訟を通常の手続に移
行させる旨の申述をすることができる。ただし、
被告が最初にすべき口頭弁論の期日において
弁論をし、又はその期日が終了した後は、こ
の限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があつた時に、通常の手
続に移行する。

3 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常
の手続により審理及び裁判をする旨の決定をし
なければならない。

一 第三百六十八條第一項の規定に違反して少
額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。

二 第三百六十八條第三項の規定によつてすべ
き届出を相当の期間を定めて命じた場合にお
いて、その届出がないとき。

三 公示送達によらなければ被告に対する最初
にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることが
できないとき。

四 少額訴訟により審理及び裁判をするのを相
当でないと認めるとき。

4 前項の決定に対しては、不服を申し立てるこ
とができない。

5 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴
訟のため既に指定した期日は、通常の手続のた
めに指定したものとみなす。

(判決の言渡し)

第三百七十四條 判決の言渡しは、相当でないと
認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにす
る。

2 前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の
原本に基づかないことができる。この場合
においては、第二百五十四條第二項及び第二
百五十五條の規定を準用する。

(判決による支払の猶予)

第三百七十五條 裁判所は、請求を認容する判決
をする場合において、被告の資力その他の事情
を考慮して特に必要があると認めるときは、判
決の言渡しの日から三年を超えない範囲内にお
いて、認容する請求に係る金銭の支払につい

て、その時期の定め若しくは分割払の定めを
し、又はこれと併せて、その時期の定めに従い
支払をしたとき、若しくはその分割払の定め
による期限の利益を次項の規定による定めにより
失ふことなく支払をしたときは訴え提起後の遅
延損害金の支払義務を免除する旨の定めをする
ことができる。

2 前項の分割払の定めをするときは、被告が支
払を怠った場合における期限の利益の喪失につ
いての定めをしなければならない。

3 前二項の規定による定めに関する裁判に対し
ては、不服を申し立てることができない。

(仮執行の宣言)

第三百七十六條 請求を認容する判決について
は、裁判所は、職権で、担保を立てて、又は立
てないで仮執行をすることができることを宣言
しなければならない。

2 第七十六條、第七十七條、第七十九條及び第
八十條の規定は、前項の担保について準用す
る。

(控訴の禁止)

第三百七十七條 少額訴訟の終局判決に対して
は、控訴をすることができない。

(異議)

第三百七十八條 少額訴訟の終局判決に対して
は、判決書又は第二百五十四條第二項第三百
七十四條第二項において準用する場合を含む
の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間
内に、その判決をした裁判所に異議を申し立て
ることができる。ただし、その期間前に申し立
てた異議の効力を妨げない。

2 第三百五十八條から第三百六十條までの規定
は、前項の異議について準用する。

(異議後の審理及び裁判)

第三百七十九條 適法な異議があつたときは、訴
訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この
場合においては、通常の手続によりその審理及
び裁判をする。

2 第三百六十二條、第三百六十三條、第三百六

十九条、第三百七十二條第二項及び第三百七十五條の規定は、前項の審理及び裁判について準用する。

(異議後の判決に対する不服申立て)

第三百八十条 第三百七十八條第二項において準用する第三百五十九條又は前条第一項の規定によつてした終局判決に対しては、控訴をすることができない。

2 第三百二十七條の規定は、前項の終局判決について準用する。

(過料)

第三百八十一条 少額訴訟による審理及び裁判を求めた者が第三百六十八條第三項の回数について虚偽の届出をしたときは、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができない。

3 第三百八十九條の規定は、第一項の規定による過料の裁判について準用する。

第七編 督促手続

(支払督促の要件)

第三百八十二条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができ。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限り。

(支払督促の申立て)

第三百八十三条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができ。

一 事務所又は営業所 当該事務所又は営業所を有する者に対するの所在地
請求でその事務所又

は営業所における業務に関するもの
二 手形又は小切手に
よる金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求

(訴えに関する規定の準用)
第三百八十四条 支払督促の申立てには、その性質に反しない限り、訴えに関する規定を準用する。

(申立ての却下)
第三百八十五条 支払督促の申立てが第三百八十二条若しくは第三百八十三条の規定に違反するときは、又は申立ての趣旨から請求に理由がないことが明らかとなるときは、その申立てを却下しなければならない。請求の一部につき支払督促を発することができない場合におけるその一部についても、同様とする。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

3 前項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

4 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(支払督促の発付等)

第三百八十六条 支払督促は、債務者を審尋しないて発する。

2 債務者は、支払督促に対し、これを発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所に督促異議の申立てをすることができ。

(支払督促の記載事項)

第三百八十七条 支払督促には、次に掲げる事項を記載し、かつ、債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を付記しなければならない。

一 第三百八十二条の給付を命ずる旨

二 請求の趣旨及び原因
三 当事者及び法定代理人
(支払督促の送達)
第三百八十八条 支払督促は、債務者に送達しなければならない。

2 支払督促の効力は、債務者に送達された時に生ずる。

3 債権者が申し出た場所に債務者の住所、居所、営業所若しくは事務所又は就業場所がないため、支払督促を送達することができないときは、裁判所書記官は、その旨を債権者に通知しなければならない。この場合において、債権者が通知を受けた日から二月の不変期間内にその申出に係る場所以外の送達をすべき場所の申出をしないときは、支払督促の申立てを取り下げたものとみなす。

(支払督促の更正)
第三百八十九条 第七十四条第一項及び第二項の規定は、支払督促について準用する。

2 仮執行の宣言後に適法な督促異議の申立てがあったときは、前項において準用する第七十四条第一項の規定による更正の処分に対する異議の申立ては、することができない。

(仮執行の宣言前の督促異議)
第三百九十条 仮執行の宣言前に適法な督促異議の申立てがあったときは、支払督促は、その督促異議の限度で効力を失う。

(仮執行の宣言)

第三百九十一条 債務者が支払督促の送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促に手続の費用額を付記して仮執行の宣言をしなければならない。ただし、その宣言前に督促異議の申立てがあったときは、この限りでない。

2 仮執行の宣言は、支払督促に記載し、これを当事者に送達しなければならない。

3 第三百八十五条第二項及び第三項の規定は、

第一項の申立てを却下する処分及びこれに対する異議の申立てについて準用する。

4 前項の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができない。

5 第二百六十條及び第三百八十八條第二項の規定は、第一項の仮執行の宣言について準用する。

(期間の経過による支払督促の失効)

第三百九十二条 債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から三十日以内にその申立てをしないときは、支払督促は、その効力を失う。

(仮執行の宣言後の督促異議)

第三百九十三条 仮執行の宣言を付した支払督促の送達を受けた日から二週間の不変期間を経過したときは、債務者は、その支払督促に対し、督促異議の申立てをすることができない。

(督促異議の却下)
第三百九十四条 簡易裁判所は、督促異議を不適法であると認めるときは、督促異議に係る請求が地方裁判所の管轄に属する場合においても、決定で、その督促異議を却下しなければならない。

2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができない。

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第三百九十五条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従ひ、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

(支払督促の効力)

第三百九十六条 仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、又は督促異議の申立てを却下する決定が確定したとき

は、支払督促は、確定判決と同一の効力を有する。

(電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続の特則)

第三百九十七条 電子情報処理組織を用いて督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所の裁判所書記官に対しては、第三百八十三条の規定による場合のほか、同条に規定する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続における支払督促の申立てをすることができ。

2 前項の申立ては、最高裁判所規則で定める方式に適合するものでなければならない。

3 第一項に規定する督促手続における支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、第三百八十三条に規定する簡易裁判所で支払督促を発した裁判所書記官の所属するもの若しくは同項の別に最高裁判所規則で定めるもの又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

4 前項の場合において、同項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所が二以上あるときは、督促異議に係る請求については、これらの裁判所中に第三百八十三条第一項に規定する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所がある場合にはその裁判所に、その裁判所がない場合には同条第二項第一号に定める地を管轄する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。ただし、債権者が、最高裁判所規則で定めるところにより、前項に規定する簡易裁判所又は地方裁判所中その一を指定したときは、その裁判所に訴えの提起があったものとみなす。

第八編 執行停止 (執行停止の裁判)

第三百九十八条 次に掲げる場合には、裁判所

は、申立てにより、決定で、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又はこれとともに、担保を立てて強制執行の開始若しくは続行をすべき旨を命じ、若しくは担保を立てさせて既に執行処分取消しを命ずることができ。ただし、強制執行の開始又は続行をすべき旨の命令は、第三号から第六号までに掲げる場合に限り、することができ。

一 第三百二十七条第一項(第三百八十条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の上告又は再審の訴えの提起があった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があると認め、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。

二 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起又は上告受理の申立てがあった場合において、原判決の破棄の原因となるべき事情及び執行により償うことができない損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。

三 仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立て(次号の控訴の提起及び督促異議の申立てを除く。)があった場合において、原判決若しくは支払督促の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと又は執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明があったとき。

四 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する法定利率による損害賠償の請求について、仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起又は仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあった場合において、原判決又は支払督促の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明が

あったとき。

五 仮執行の宣言を付した手形訴訟若しくは小切手訴訟の判決に対する異議の申立て又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決に対する異議の申立てがあった場合において、原判決の取消し又は変更の原因となるべき事情につき疎明があったとき。

六 第六百七条第一項の訴えの提起があった場合において、変更のため主張した事情が法律上理由があると認め、事実上の点につき疎明があったとき。

2 前項に規定する申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(原裁判所による裁判)

第三百九十九条 第三百二十七条第一項の上告の提起 仮執行の宣言を付した判決に対する上告の提起若しくは上告受理の申立て又は仮執行の宣言を付した判決に対する控訴の提起があった場合には、その裁判所が、前条第一項に規定する申立てについての裁判をする。

2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払督促に対する督促異議の申立てがあった場合について準用する。

(担保の提供)

第四百条 この編の規定により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

2 第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律(以下「新法」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(旧民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
民事訴訟法目録を削り、題名を次のように改める。

公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律
第一編第一章の章名及び同章第一節の節名を削り、第一章を次のように改める。

第一条 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外公示催告手続及び仲裁手続ニ関シテハ其性質ニ反セザル限り民事訴訟ニ関スル法令ノ規定ヲ準用ス
第一編第一章第二節の節名、第二章の章名、同章第一節から第四節までの節名、第三章の章名、同章第一節から第三節までの節名、第四章の章名及び同章第一節から第五節までの節名を削り、第二章から第二十二節までを次のように改める。

第二章乃至第二十二節 削除
第二編から第六編までを次のように改める。
第二編乃至第六編 削除
第二百二十三條乃至第七百六十三條 削除
第七百七十四條第二項第六号中「第四百二十條第四号乃至第八号」を「民事訴訟法平成八年法律第 号」第二百三十八條第一項第四号乃至第八号」に改める。

第八百一一条第一項第六号中「第四百二十條第四号乃至第八号」を「民事訴訟法第三百三十八條第一項第四号乃至第八号」に改める。
(経過措置の原則)
第三条 新法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新法の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の民事訴訟法(以下「旧法」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

(管轄等に関する経過措置)
第四条 新法の施行の際現に係属している訴訟の管轄及び移送に關しては、管轄裁判所を定める合意及び送達に關する事項並びに附則第二十一

条に定める事項を除き、なお従前の例による。

2 新法の施行前にした管轄裁判所を定める合意に關しては、新法第十六条第二項ただし書、第二十條、第四百四十五條第一項ただし書、新法において準用する場合を含む。、第四百四十六條第一項ただし書、新法において準用する場合を含む。、及び第二百九十九條ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(訴訟費用に關する経過措置)

第五條 新法の施行前にした申立てに係る訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続に關しては、新法第七十一條から第七十三條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法の施行前に当事者が供託した金銭又は有価証券についての相手方の権利については、新法第七十七條(新法において準用する場合を含む。)(期日の呼出しに關する経過措置)

第六條 新法第九十四條第二項ただし書の規定は、新法の施行前に旧法第五百四十四條第一項に定める方法以外の相当と認める方法による期日の呼出しをした場合には、適用しない。

(送達に關する経過措置)

第七條 新法の施行前に裁判所書記官が書類の送達のために郵便を差し出し、又は執行官にその送達の事務を取り扱わせることとした場合には、当該送達については、なお従前の例による。

2 新法第四百四條第三項の規定は、新法の施行後最初に送達については、適用しない。

3 新法の施行前にした申立てに係る公示送達については、新法第一百十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新法第一百三條の規定は、新法の施行前に掲示を始めた公示送達については、適用しない。

(定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴えに關する経過措置)

第九條 新法第四百一十一條の規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

2 新法第四百四十六條第一項ただし書(新法において準用する場合を含む。)(規定は、管轄裁判所を定める合意に關する事項を除き、新法の施行前に提起された本訴に係る反訴の提起については、適用しない。

(当事者を異にする事件の併合に關する経過措置)

第十條 新法第五百二十二條第二項(新法において準用する場合を含む。)(規定は、新法の施行前に口頭弁論の併合が命じられた事件については、適用しない。

(攻撃防禦方法の提出時期に關する経過措置)

第十一條 新法の施行の際現に係属している訴訟における攻撃又は防禦の方法の提出時期については、新法第五百六十六條(新法において準用する場合を含む。)(規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備書面に關する経過措置)

第十二條 新法の施行前に提出された準備書面に記載した事実についての相手方が在廷していない口頭弁論における主張については、新法第六十一條第三項(新法において準用する場合を含む。)(規定にかかわらず、なお従前の例による。

(準備手続に關する経過措置)

第十三條 新法の施行前に付された準備手続に關しては、期日の呼出し及び送達に關する事項を除き、なお従前の例による。

(疎明に代わる保証金の供託等に關する経過措置)

第十四條 新法の施行前に当事者又は法定代理人に保証金を供託させ、又はその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用に關しては、附則第二十一條に定める事項を除き、なお従前の例による。

(当事者が文書提出命令に従わない場合等の効果に關する経過措置)

第十五條 新法第二百一十四條第三項(新法において準用する場合を含む。)(規定は、当事者が、新法の施行前にした文書、新法第二百三十一條に規定する物件を含む。以下この条において同じ。)(提出の命令又は検証の目的の提示の命令に従わない場合及び提出又は提示の義務がある文書又は検証の目的を新法の施行前に使用することができないようにした場合には、適用しない。

(損害額の認定に關する経過措置)

第十六條 新法第二百四十八條(新法において準用する場合を含む。)(規定は、新法の施行前に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終了した事件、第二審である地方裁判所における口頭弁論が終了した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

(訴えの取下げ等につき相手方の同意を擬制するための期間に關する経過措置)

第十七條 次に掲げる場合には、訴えの取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げ(以下この条において「訴えの取下げ等」という。)(に相手方が同意したものとみなすための期間については、新法第二百六十六條第五項(新法において準用する場合を含む。)(規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 訴えの取下げ等が書面であつた場合において、新法の施行前にその書面が相手方に送達されたとき。

二 新法の施行前の相手方が出頭した口頭弁論の期日において訴えの取下げ等が口頭でされたとき。

三 訴えの取下げ等が口頭弁論の期日において口頭でされた場合(その期日に相手方が出頭した場合を除く。)(において、新法の施行前にその期日の調書の謄本が相手方に送達されたと

き。

(訴えの取下げ等の擬制に關する経過措置)

第十八條 新法の施行前の口頭弁論の期日に当事者双方が出頭せず、又は弁論をしないで退廷した場合には、訴え、控訴若しくは上告の取下げ又は手形訴訟若しくは小切手訴訟の終局判決に対する異議の取下げがあつたものとみなすための期間については、新法第二百六十三條前段(新法において準用する場合を含む。)(規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第二百六十三條後段(新法において準用する場合を含む。)(規定は、新法の施行前の口頭弁論の期日における当事者の不出頭又は弁論をしないで退廷については、適用しない。

(控訴に關する経過措置)

第十九條 新法の施行前に言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴の提起の方式については、新法第二百八十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第二百八十七條の規定は、新法の施行前に言渡しがあつた第一審の判決に対する控訴については、適用しない。

3 新法第二百九十一條(新法において準用する場合を含む。)(規定は、新法の施行前に期日の呼出しに必要な費用の予納を命じた場合には、適用しない。

4 新法第三百十條(新法において準用する場合を含む。)(規定は、新法の施行前に控訴審の口頭弁論を終結した事件については、適用しない。

(最高裁判所に上告に關する経過措置)

第二十條 新法の施行前に、第二審又は第一審である高等裁判所における口頭弁論が終了した事件及び地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件についての最高裁判所に対する上告及びその上告審の訴訟手続については、新法第三百二十二條及び第三百二十五條の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、新法第三百十七條第二項及び第三百十八條の規定は、

適用しない。

(抗告に関する経過措置)

第二十一条 新法の施行前に告知があった決定又は命令に対する抗告の提起の方法については、新法第三百三十一条本文において準用する新法第二百八十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第三百三十一条本文において準用する新法第二百八十七条の規定は、新法の施行前に告知があった決定及び命令に対する抗告については、適用しない。

3 新法の施行の日前五日以内に告知があった決定及び命令については、新法第三百三十七條第二項の規定にかかわらず、新法の施行の日から五日の不変期間内は、新法第三百三十七條第二項の規定による抗告の許可の申立てをすることが出来る。

(再審に関する経過措置)

第二十二條 新法の施行前に再審の訴えの提起又は再審の申立てがあった事件については、新法第三百四十五條から第三百四十八條までの規定（これらの規定を新法において準用する場合を含む）にかかわらず、なお従前の例による。

(督促手続に関する経過措置)

第二十三條 新法の施行前にした支払命令の申立てに係る督促手続に関しては、送達に関する事項及び附則第二十一条に定める事項を除き、なお従前の例による。

(執行停止に関する経過措置)

第二十四條 新法の施行前にした執行停止の申立て（仮執行の宣言を付した支払命令に関する執行停止の申立てを除く）に係る裁判については、新法第三百九十八條及び第三百九十九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十五條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六條 附則第三条から前条までに規定するもののほか、新法の施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(検討)

第二十七條 新法第二百二十條第四号に規定する公務員又は公務員であつた者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を対象とする文書提出命令の制度については、行政機関の保有する情報を公開するための制度に関して行われている検討と並行して、総合的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、新法の公布後二年を目途として、講ずるものとする。

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民事訴訟法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五百十條中「支払命令」を「支払督促」に改め、「仮執行ノ」の下に「宣言ノ」を加える。

（民法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条の規定の施行前にした申立てに係る支払命令については、なお従前の例による。

(人事訴訟手続法の一部改正)

第三条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条ノ二中「著シキ損害又ハ遅滞ヲ避クル」を「当事者及ビ尋問ヲ受クベキ証人ノ住所其他ノ事情ヲ考慮シテ著シキ遅滞ヲ避ケ又ハ当事者間ノ衡平ヲ図ル」に改める。

第十條第一項中「民事訴訟法第三百二十九條、第四百十條第一項、第二百五十五條、第三百十六條及ビ第三百十七條」を「民事訴訟法平成八年法律第 号（第五百五十七條、第五百五十九條第一項、第二百二十四條及ビ第二百四十四條）」に、「第二百三十三條」を「第二百六十六條及

ビ第二百六十七條」に改める。

第十二條第二項を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 雑則

第三十三條 裁判所ハ父ガ死亡シタル後ニ子ノ認知ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於ケル其相続人タル子其他ノ訴訟ノ結果ニ因リテ相続權ヲ害セラルベキ者ニシテ相当ト認メラルモノトシテ最高裁判所規則ノ定ムルモノニ訴訟ガ係属シタルコトヲ通知スルモノトス但訴訟記録上其者ノ氏名及ビ住所又ハ居所ガ判明シタル場合ニ限ル

（人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定の施行の際現に係属している訴訟の移送の要件については、同条の規定による改正後の人事訴訟手続法第一条ノ二（同法第二十六條において準用する場合を含む）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に付された準備手続の効力については、同条の規定による改正後の人事訴訟手続法第十條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(非訟事件手続法の一部改正)

第五条 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中裁判所職員ノ除外ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第七条及ビ第八條を次のように改める。

第七条 前条第一項ノ規定ニ依リテ選任シタル代理人ノ権限ハ書面ヲ以テ之ヲ証スルコトヲ要ス

前項ノ書面ガ私文書ナルトキハ裁判所ハ当該公務員ノ認証ヲ受クベキ旨ヲ代理人ニ命ズルコトヲ得此命令ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ事件ノ關係人ガ口頭ヲ以テ代理人ヲ選任シ裁判所書記官ガ調書ニ其陳述ヲ

記載シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第八條 申立及ビ陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベシ

前項ノ場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

第十條を次のように改める。

第十條 民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中期中日、期間、陳明ノ方法、人証及ビ鑑定ニ関スル規定ハ非訟事件ニ之ヲ準用ス

第二十五條中「民事訴訟法ノ」を「民事訴訟ニ関スル法令ノ規定中」に改める。

第二十九條中「民事訴訟法第九十三條」を「民事訴訟法平成八年法律第 号」第六十五條に改める。

第三十一條第三項中「第四百十八條第二項」を「第三百三十四條第二項」に改める。

第七十八條中「第八十九條」を「第六十一條」に改める。

第三百三十五條ノ五中「第一百十條第一項及ビ第一百十一條乃至第一百十六條」を「第七十五條第五項及ビ第七十七條並ニ第七十六條乃至第八十條」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 前条の規定の施行前に供託された金銭又は有価証券についての会社の権利については、同条の規定による改正後の非訟事件手続法第三百三十五條ノ五において準用する民事訴訟法（平成八年法律第 号）以下「新民訴法」という。

第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(不動産登記法の一部改正)

第七條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九十三條ノ四ノ二第五項中「及び」を「及ビ」に改める。

第四百二十二條第一項中「民事訴訟法」を「公

示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)に改める。

(工場抵当法の一部改正)

第八条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「民事訴訟法第二十四条」を「民事訴訟法(平成八年法律第七号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第七号)」に改める。

第十条第二項及第三項に改める。

(公証人法の一部改正)

第九条 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「原本及其ノ附属書類」の下に「第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書及其ノ附属書類」を加える。

第五十七条ノ二第三項を次のように改める。

民事訴訟法(平成八年法律第七号)第九十九条第二項、第一百条乃至第一百三、第一百五、第一百六条、第一百七条第一項及第三項並第九十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条ノ二 公証人私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ面前ニ於テ証書ノ記載ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上証書ニ署名若ハ捺印シ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス。

前項ノ認証ノ嘱託ハ証書ニ通テ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス。

第一項ノ認証ノ嘱託ハ代理人ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得ズ。

公証人ハ第一項ノ規定ニ依リ記載ヲ為シタル証書ノ中一通ヲ自ラ保存シ他ノ一通ヲ嘱託人ニ還付スルコトヲ要ス。

第六十条の次に次の四條を加える。

第六十条ノ二 官公署ノ証明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ証スベキ証書其ノ他ノ附属書類ハ第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書ニ之ヲ連綴スベシ。

第四十一条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第六十条ノ三 第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リテ保存スル証書滅失シタルトキハ公証人ハ嘱託人ニ還付シタル証書ニ依リテ謄本ヲ作成シ又ハ既ニ交付シタル証書ノ謄本ヲ徴シ其ノ所属スル法務局又ハ地方法務局ノ長ノ認可ヲ受ケ滅失シタル証書ニ代ヘテ之ヲ保存スルコトヲ要ス。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第六十条ノ四 第四十四条及第五十一条乃至第五十六条ノ規定ハ第五十八条ノ二第四項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル証書及其ノ附属書類ニ之ヲ準用ス。

第六十条ノ五 証書ノ記載ガ虚偽ナルコトヲ知リテ第五十八条ノ二第一項ノ規定スル宣誓ヲ為シタル者ハ十萬円以下ノ過料ニ処ス。

第六十二条ノ三 第四項中「及第五十九条乃至」を「第五十九条、第六十条、第六十一条及」に改める。

第六十二条ノ五を次のように改める。

第六十二条ノ五 第六十条ノ三及第六十条ノ四ノ規定ハ第六十二条ノ三第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附属書類ニ之ヲ準用ス。

第六十二条ノ六を削る。

第八十条第二号中「五万円」を「十万円」に改める。

(破産法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟法」を「民事訴訟ニ関スル法令ノ規定」に改める。

一 破産法(大正十一年法律第七十一号)第百八条

二 和議法(大正十一年法律第七十二号)第十一

条第二項

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に

関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九條の二中「民事訴訟法第百六十二条、第百六十九條、第百七十一条及び第百七十七條」を「民事訴訟法(平成八年法律第七号)第九十九條、第百三條、第百五條、第百六條及び第百九條」に、「執行官」とあり、及び「裁判所書記官」を「同法第九十九條第一項中「執行官」に改め、「職員」と、」の下に「同法第百九條中」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 前條の規定の施行前に公正取引委員会の職員が書類の送達のために郵便を差し出した場合には、当該送達については、なお従前の例による。

(家事審判法の一部改正)

第十三條 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「忌避及び回避」を「及び忌避」に改め「民事訴訟法」の下に「平成八年法律第七号」を加える。

(郵便法の一部改正)

第十四條 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中「取扱」を「取扱い」に、「民事訴訟法第百六十九條、第百七十一条及び第百七十七條」を「民事訴訟法(平成八年法律第七号)第九十九條、第百三條から第百六條まで及び第百九條」に改める。

第十五條 前條の規定の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

(国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正)

第十六條 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第八條中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八十一条第二項」を「民事訴訟法(平成八年法律第七号)第五十五條第二項」に改める。

(建設業法の一部改正)

第十七條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の十六第四項中「別段の定」を「別段の定め」に、「民事訴訟法」を「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第十八條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二條第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟に関する法令の規定」に、「訊問」を「尋問」に、「但し」を「ただし」に、「勾引」を「勾引」に改める。

第二百五十三條第一項中「民事訴訟法」を「民事訴訟に関する法令」に改める。

第二百五十四條の二第二項中「民事訴訟法第一編第四章第三節(送達)」を「民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する」に改める。

(地方税法等の一部改正)

第十九條 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百三十九條第一項」を「民事訴訟法(平成八年法律第七号)第百五十七條第一項」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九條の十四第二項

二 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百十六條第二項

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第二十條 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に

関する法律昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第四項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第五十五条まで、第五十七条及び第五十八条を」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第三十六條並びに第三十七條」に改める。

第三十四條第一項中「第二百五十八條、第二百五十九條」を「第百八十条、第百八十一条第一項に、及び第百八十五条から第百八十九條まで」を「並びに第百一条第一項及び第二項に、行なう」を「行う」に、「条中」を「項において」に、「第二百七十一條から第二百七十四條まで(証人となる義務、第二百八十条から第二百八十二條まで)」を「第百九十条、第百九十一条(証人義務、第百九十六條から第百九十八條まで)」に、「第二百八十五条から第二百九十一条まで」を「第二百八十一条第一項から第四項まで」に、「第三百二條鑑定人となる義務、第三百七條(鑑定人の宣誓書、第二百三十三條及び第三百三十四條)」を「第二百二條(鑑定義務、第二百二一條第一項、第二百二條第三項及び第二百三十一條第一項、第二百三十二條並びに第二百三十三條第一項前段及び第二項)に改め、同条第二項中「裁定委員会」を、「裁定委員会(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三條第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。)」に改め、「裁判長」とあるのは「裁定委員会の会務を総理する裁定委員」と、それぞれ」を削る。

(会社更生法の一部改正)
第二十一条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
第二十一条 第八條の見出し中「民事訴訟法」を「民事訴訟に関する法令」に改め、同条中「民事訴訟法」を「民事訴訟に関する法令の規定」に改める。
第二百二十七條第一項中「責」を「責め」に、「第百五十八條第一項」を「第九十六條第一項」に改める。
第二百三十七條第四項中「第四百九十九條ノ二」を「第三百三十六條」に、「抗告に」を「抗告及び同法第三百三十七條許可抗告の規定による抗告の許可の申立てに」に改める。
第二百四十八條第三項中「第百二十二條」を「第七十六條」に、「第百三十三條」を「第七十七條」に、「第百五十五條(担保の取消)」を「第七十九條(担保の取消し)」に、「第百六十六條(担保物の交換)」を「第八十條(担保物の交換)」に改める。
第二百八十一條第一項中「第四百九十九條ノ二」を「第三百三十六條」に、「抗告に」を「抗告及び同法第三百三十七條の規定による抗告の許可の申立てに」に改める。
(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 前条の規定の施行前に供託された金銭又は有価証券についての相手方の権利については、同条の規定による改正後の会社更生法第二百四十八條第三項において準用する新民訴法第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(道路交通事業抵当法の一部改正)
第二十三条 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
法律第二百四号の「一部を次のように改正する。」第十六條第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二十四條」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第十條第二項及び第三項」に改める。
(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正)
第二十四条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次の

律第 (号)に改める。

第四條第三項中「証拠調べ」を「証拠調べ」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第二十五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第十七條を次のように改める。
(決定の変更等)
第十七條 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第 号)第二百五十六條第一項変更の判決及び第二百五十七條第一項更正決定の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六條第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。
(接取不動産に関する借地借家臨時処理法等の一部改正)
第二十八條 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
一 接取不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)第十條第三項
二 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第百三十三條の四第五項
三 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)第一条第一号
(企業担保法の一部改正)
第二十九條 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
(特許法の一部改正)
第三十條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。
第十條 削除
第十五條中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八條」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第五條第四号」に改める。
第二十四條を次のように改める。

ように改正する。

第四條第三項中「証拠調べ」を「証拠調べ」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第二十五条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第十七條を次のように改める。
(決定の変更等)
第十七條 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第 号)第二百五十六條第一項変更の判決及び第二百五十七條第一項更正決定の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六條第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。
(接取不動産に関する借地借家臨時処理法等の一部改正)
第二十八條 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
一 接取不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)第十條第三項
二 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第百三十三條の四第五項
三 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)第一条第一号
(企業担保法の一部改正)
第二十九條 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
(特許法の一部改正)
第三十條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。
第十條 削除
第十五條中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八條」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第五條第四号」に改める。
第二十四條を次のように改める。

第二十二條 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第 号)第二百五十六條第一項(変更の判決)及び第二百五十七條第一項更正決定の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六條第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。
(接取不動産に関する借地借家臨時処理法等の一部改正)
第二十八條 次に掲げる法律の規定中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
一 接取不動産に関する借地借家臨時処理法(昭和三十一年法律第三十八号)第十條第三項
二 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第百三十三條の四第五項
三 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)第一条第一号
(企業担保法の一部改正)
第二十九條 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第十七條第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。
(特許法の一部改正)
第三十條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第十條を次のように改める。
第十條 削除
第十五條中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八條」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第五條第四号」に改める。
第二十四條を次のように改める。

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条(第一項第六号を除く)、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項、第二百三十条、第二百三十一条及び第二百三十二条第二項(訴訟手続の中断及び中止の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第二百三十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百三十条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

第二百七十七條第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二百九十九條後段を削る。

第二百二十条の五第一項中「行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければ」を「行わなければ」に改める。

第二百四十五條第三項中「その旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければ」を「当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければ」に改め、ただし書を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 民事訴訟法第九十四条(期日の呼出し)の規定は、前項の期日の呼出しに準用する。

第四百四十六條中「第三百三十四條(通事)」を「第五百四十四條(通訳人の立会い等)」に改める。

第四百四十七條第二項を削り、同条第三項中「第四百四十五條から第四百四十七條まで(調書)」を「第六百六十條第二項及び第三項(口頭弁論調書)」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

「行わなければ」に改める。

第五百五十一條を次のように改める。
第五百五十一條 第四百四十七條並びに民事訴訟法第九十三条第一項(期日の指定、第九十四条(期日の呼出し)、第七十九條から第八十八條(第一項まで、第八十三條から第八十六條まで、第八十八條、第九十條、第九十一條、第九十五條から第九十八條まで、第九十九條第一項、第二百一十條から第二百四十九條第一項、第二百七十七條、第二百八十二條から第二百八十三條まで、第二百八十四條第一項から第三項まで、第二百八十五條から第二百八十八條まで、第二百八十九條第一項から第三項まで、第二百九十條第一項から第三項まで、第二百九十一條、第二百九十二條第一項、第二百九十三條第一項から第三項まで、第二百九十四條第一項から第三項まで、第二百九十五條第一項から第三項まで、第二百九十六條第一項から第三項まで、第二百九十七條第一項から第三項まで、第二百九十八條第一項から第三項まで、第二百九十九條第一項から第三項まで、第三百一十條第一項から第三項まで、第三百一十一條、第三百一十二條第一項、第三百一十三條、第三百一十四條、第三百一十六條から第三百一十八條まで、第三百二十條から第三百四十二條まで(証拠及び第二百七十八條(尋問に代わる書面の提出)の規定は、前条の規定による証拠調べ又は証拠保全に準用する。この場合において、同法第七十九條中「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実」とあるのは「顕著な事実」と、同法第二百四十四條中「最高裁判所規則」とあるのは「通商産業省令」と読み替えるものとする。

第五百五十七條第二項中「行い、審決をした審判官がこれに記名し、印を押さなければ」を「行わなければ」に改める。
第六百六十九條第二項中「第八十九條から第九十四條まで、第九十八條第一項及び第二項、第九十九條、第一百零一條並びに第二百一十條、第六十一條から第六十六條まで、第六十九條第一項及び第二項、第七十條並びに第七十一條第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十一條第二項中「最高裁判所規則」とあるのは、「通商産業省令」と読み替えるものとする。

第六百六十九條第四項中「第九十三條(共同訴訟の費用)」を「第六十五條(共同訴訟の場合の負担)」に改める。
第七百七十一條第一項中「その当事者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一条(再審の理由)」を「第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條(再審の事由)」に改める。
第七百七十四條第五項中「第四百二十七條第一項」を「第三百四十八條第一項」に改める。
第七百九十條を次のように改める。
第七百九十條 民事訴訟法第九十八條第二項、第九十九條から第三十條まで、第二百五條、第六六條、第七十七條第一項(第二号及び第三号を除く)及び第三項並びに第九十九條(送達)の規定は、この法律又は前条の通商産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八條第二項及び第九十條中「裁判所書記官」とあるのは「特許庁長官の指定する職員」と、同法第九十九條第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第七十七條第一項中「場合」は「裁判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許庁長官の指定する職員」と読み替えるものとする。
第九百九十一條第一項中「第七十二條」を「第七十七條第一項(第二号及び第三号を除く)」に改める。
第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

第二百二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

「旧特許法」という。の規定(旧特許法、実用新案法、意匠法又は商標法において準用する場合を含む。)により生じた効力を妨げない。
2 前条の規定の施行前に旧特許法第五十一條(旧特許法、実用新案法、意匠法又は商標法において準用する場合を含む。)において準用する新民訴法による改正前の民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号。以下「旧民訴法」という。第二百六十七條第二項の規定により当事者又は法定代理人にその主張の真実であることを宣誓させた場合における疎明の代用については、なお従前の例による。)

3 前条の規定の施行前に旧特許法第六十九條第五項(旧特許法、実用新案法、意匠法又は商標法において準用する場合を含む。)の規定によつてした請求に係る審判に関する費用の額を決定する手続に關しては、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行前に旧特許法第九十條(実用新案法、意匠法又は商標法において準用する場合を含む。)の規定により特許庁長官の指定する職員が書類の送達のために郵便を差出した場合には、当該送達については、なお従前の例による。

(実用新案法の一部改正)
第三十二條 実用新案法(昭和三十四年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
第二條の五第二項中「第七條」の下に「から第九條まで、第十一條」を加える。
第四十二條第一項中「その当事者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第四百二十條第一項及び第二項並びに第四百二十一条(再審の理由)」を「民事訴訟法(平成八年法律第号)第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條(再審の事由)」に改める。
第六十二條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

「行わなければ」に改める。

「行わなければ」に改める。

「行わなければ」に改める。

「行わなければ」に改める。

(意匠法の一部改正)

第三十三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「その当事者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「民事訴訟法明治二十三年法律第二十九号」第四百二十一条第一項及び第二項並びに第四百二十一条再審の理由」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条(再審の事由)」に改める。

第六十八条第二項中「第六条」の下に「から第九条まで、第十一條」を加える。

第七十五条中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

(商標法の一部改正)

第三十四条 商標法(昭和三十四年法律第二百七号)の一部を次のように改める。

第四十三条の六第二項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四十三條の八後段を削る。

第四十三條の十三第一項中「行い、決定をした審判官がこれに記名し、印を押さなければ」を「行わなければ」に改める。

第五十七條第一項中「その当事者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「民事訴訟法明治二十三年法律第二十九号」第四百二十一条第一項及び第二項並びに第四百二十一条再審の理由」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)第三百三十八條第一項及び第二項並びに第三百三十九條(再審の事由)」に改める。

第七十七條第二項中「第六條」の下に「から第九條まで、第十一條」を加える。

第八十三條中「第二百六十七條第二項又は第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

附則第二十七條第二項中「第六條」の下に「から第九條まで、第十一條」を加える。

附則第三十條中「第二百六十七條第二項又は同法第三百三十六條」を「第二百七十七條第一項」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第三十五條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「準備手続」を「弁論準備手続」に改める。

第十九條第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百三十二條」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)第四百三十三條」に改める。

第二十二條第四項中「第六十二條」を「第四十條第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「第六十八條」を「第四十五條第三項及び第四項」に改める。

第二十三條第三項及び第四十五條第二項中「第六十九條」を「第四十五條第一項及び第二項」に改める。

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六條 新民訴訟法附則第十三條の規定により前条の規定の施行後も従前の例によることとされる準備手続において、被告が異議を述べないで申述をした場合における関連請求については、なお従前の例による。

(公害紛争処理法の一部改正)

第三十七條 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出し中「民事訴訟法」を「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「民事訴訟法」を「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」に改める。

第四十五條の二中「民事訴訟法第百六十二條、第百六十九條、第百七十一條から第百七十三條まで及び第百七十七條」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)第九十九條、第百三條、第百五條、第百六條、第百七條第一項及び第三項並びに第百九條」に、「第百六十二條第

一項」を「第九十九條第一項」に、「第百七十一條第四項及び第百七十二條」を「第百七條第一項」に改め、「同法第百七十三條中「第百七十七條第二項又ハ前条」とあるのは「前条」とを削り、「第百七十七條中」を「第百九條中」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八條 前条の規定の施行前に書類の送達のために郵便を差し出した場合には、当該送達については、なお従前の例による。

(民事訴訟手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三十九條 民事訴訟手続に関する法律の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第一編第四章第三節」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)第一編第五章第三節」に改める。

第十條中「第百七十七條第一項」を「第七十五條第一項」に改める。

第十二條第二項中「第八條」を「第五條第四項」に改める。

第二十八條中「満たされた」を「満たされ」に、「第百七十八條」を「第百十條」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四十條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三條」を「第十三條の二」に改める。

第二條中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)」に改め、同条第一号中「第九條第二項」を「第九條第三項又は第五項」に改める。

二項又は第三百九十五條若しくは第三百九十七條第三項」に、「支払命令」を「支払督促」に改め、同条に次の一項を加える。

3 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六條第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七條第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

第四條第一項中「第二十二條第一項及び第二十三條」を「第八條第一項及び第九條」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

第四條第五項中「第二十三條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条第七項中「できない」の下に「か又は極めて困難である」を加える。

第五條第一項中「第四百四十九條第二項(第四百六十三條第二項)」を「第三百五十五條第二項(第三百六十七條第二項)」に改める。

第九條第六項中「又は第二項の申立て及びその」を「から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分並びに第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「又は第二項」を「若しくは第三項の申立て又は前項の規定による異議」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで及び第五項」に改め、同項を同条第七項

とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第二項又は第五項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

第九條第三項中「前二項」を「第一項から第三項まで及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項本文中「第二十三條第一項」を「第九條第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「第七十一條若しくは第七十五條」を「第四十七條第一項若しくは第五十二條第一項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「上告の提起」の下に「若しくは上告受理の申立て」を加え、「第四百十三條若しくは第四百十九條ノ二第一項の規定による抗告の提起」を「第三百三十條若しくは第三百三十六條第一項の規定による抗告の提起若しくは第三百三十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て」に、「原裁判所に」を「原裁判所抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第四号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

5 支払督促の申立てについて、却下の処分が確定又は支払督促の送達前における取下げが

あつた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、第三項の規定に準じて算出した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、前項前段に規定する場合には、その限度においては、この限りでない。

第九條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、支払督促の申立ての手数料又は別表第二の上欄に掲げる事項の手数料が過大に納められた場合の還付は、申立てにより、裁判所書記官が行う。

第十條第一項中「又は第二項」を「から第三項まで及び第五項」に改め、同条第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第九項及び第十項」に改める。

第二章第二節第十三條の次に次の一条を加える。

(裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例)

第十三條の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一條第二項及び前二條の規定の適用については、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「裁判所書記官」とする。

一 督促手続

二 訴訟費用又は和解の費用の負担の額を定める手続

三 民事執行法第四十二條第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

第十五條第二項中「第九條第五項及び第六項」を「第九條第九項及び第十項」に改める。

第十六條第一項中「第二百一十一條第二項又は第二百二十二條」を「第八十三條第三項又は第八十四條」に改め、同条第二項中「第二百二十三條第一項前段」を「第八十五條前段」に改める。

第十八條中「通事」を「通訳人」に改める。

第十九條中「第三百三十條第二項」を「第二百十八條第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)」に、「民事保全法(平成元年法

律第九十一條)第三十條(同法第四十條第一項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)」を「民事訴訟法第八十七條第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)」に改める。

別表第一の三の項中「上告の提起」の下に「又は上告受理の申立て」を加え、同表の四の項中「又は上告の提起」を「の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て」に改め、同表の七の項中「第七十一條又は第七十五條」を「第四十七條第一項又は第五十二條第一項」に改め、同表の一〇の項中「支払命令」を「支払督促」に改め、同表の一の二の項口中「民事保全法」の下に「(平成元年法律第九十一條)」を加え、同表の一六の項中「民事訴訟法」を「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律明治二十三年法律第二十九號」に、「若しくは第二項」を「若しくは第三項」に改め、同表の一七の項口中「訴訟引受けの申立て」の下に「秘密記載部分の閲覧等の請求をすることが出来る者を当事者に限る決定を求める申立て、その決定の取消しの申立て」を加え、「又は」を「少数額訴訟の終局判決に対する異議の申立て又は」に、「強制処分」を「執行処分」に改め、同表の一八の項中「抗告の提起」の下に「又は民事訴訟法第三百三十七條第二項の規定による抗告の許可の申立て」を加え、同表の一九の項中「第四百二十九條」を「第三百四十九條第一項」に改める。

別表第二の一の項中「又は謄写」を「謄写又は複製」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十一條 前条の規定の施行前にされた申立てに係る手数料については、なお従前の例による。ただし、旧民法第四百十九條ノ二第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)(規定による抗告(以下この項において「旧民訴法による抗告」という。))の提起があつ

た決定又は命令に対し、新民訴法附則第二十一條第三項の規定に基づいて新民訴法第三百三十七條第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。))の規定による抗告の許可の申立てがあつたときは、旧民訴法による抗告の提起を新民訴法第三百三十六條第一項の規定による抗告の提起とみなして、前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律第三條第三項後段並びに第九條第三項第四号及び第四項後段の規定を適用する。

2 前条の規定の施行前に告知があつた費用の取立てに係る裁判の効力については、なお従前の例による。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第四十二條 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四號)の一部を次のように改正する。

第十一條中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九號)」を「民事訴訟法(平成八年法律第

号)」に改める。

第六十三條第四項中「第六十二條」を「第四十條第一項から第三項まで」に改める。

(油濁損害賠償保障法の一部改正)

第四十三條 油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五號)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「第二百各号」を「第一百八條各号」に、「条件」を「要件」に改める。

第二十四條第二項中「第七十一條後段」を「第四十七條第二項から第四項まで」に改める。

第二十五條第二項中「第七十七條」を「第五十三條第三項」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第四十四條 民事執行法(昭和五十四年法律第四號)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三條」を「第八十條」に、「第三章 仮差押え及び仮処分の執行(第百四章 担保権の実行としての競売等(第百五章 罰則(第百九十六條―第百九十八

七十四条―第八十条」を「第三章 担
百八十一条―第九十五条」を「第四章 罰
保権の実行としての競売等(第百八十一条―第
百九十五条)」に改める。

第十條第十項中「民事訴訟法(明治二十三年
法律第二十九号)第四百二十九条」を「民事訴
訟法平成八年法律第 号」第三百四十九
条」に改める。

第十三条第一項中「第七十九條第一項」を
「第五十四條第一項」に改める。
第十五条第二項中「第百十三條、第百十五條
及び第百十六條」を「第七十七條、第七十九條
及び第八十條」に改める。

第十六條第一項中「その住所、居所、営業所
又は事務所を變更したときは、その旨」を「送
達を受けるべき場所(日本国内に限る。)」に改
め、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、送達受取人をも届け
出ることができる。

第十六條第二項及び第三項を次のように改め
る。
2 民事訴訟法第百四條第二項及び第三項並び
に第百七條の規定は、前項前段の場合につい
て準用する。

3 第一項前段の規定による届出をしない者
(前項において準用する民事訴訟法第百四條
第三項に規定する者を除く。)に対する送達
は、事件の記録に表れたその者の住所、居
所、営業所又は事務所においてする。
第十六條に次の一項を加える。

4 前項の規定による送達をすべき場合におい
て、第二十條において準用する民事訴訟法第
百六條の規定により送達をすることができな
いときは、裁判所書記官は、同項の住所、居
所、営業所又は事務所にあてて、書類を書留
郵便に付して発送することができる。この場
合においては、同法第百七條第二項及び第三
項の規定を準用する。
第十七條ただし書を削る。
第二十二條第四号中「支払命令」を「支払督
促」に改め、同号の次に次の一号を加える。
四の二 訴訟費用若しくは和解の費用の負担
の額を定める裁判所書記官の処分又は第四
十二條第四項に規定する執行費用及び返還
すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処
分(後者の処分にあつては、確定したもの
に限る。)

第二十四條第三項中「第二百條各号」を「第
百十八條各号」に、「条件」を「要件」に改め
る。
第二十五條、第二十八條第二項及び第三十二
條第五項中「仮執行の宣言を付した支払命令」
を「少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣
言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促」
に改める。
第三十三條第二項第一号中「次号」を「第六
号」に改め、同項第二号中「及び同條第七号に
掲げる債務名義のうち和解又は調停(上級裁判
所において成立した和解及び調停を除く。)に係
るもの」を「のうち次号に掲げるもの以外のもの」
に、「支払命令を発した」を「支払督促を
発した裁判所書記官の所屬する」に改め、「又
は和解若しくは調停が成立した簡易裁判所、地
方裁判所若しくは家庭裁判所」を削り、「支払
命令又は簡易裁判所において成立した和解若し
くは調停」を「支払督促」に改め、同項第三号
を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号
を加える。
三 第二十二條第四 同條第三項及び第四項
号に掲げる債務名
義のうち民事訴訟
法第百九十七條
第一項の申立てに
よるもの
四 第二十二條第四 同号の処分をした裁判

号の二に掲げる債
務名義
第三十三條第二項に次の一号を加える。
第三十二條第七
号に掲げる債務名
義のうち和解又は
調停(上級裁判所
において成立した
和解及び調停を除
く。)に係るもの
の管轄に属しないも
のであるときは、その
簡易裁判所の所在地を
管轄する地方裁判所
に改め、「限り、仮執行の宣言を付した
支払命令についての異議の事由はその送達後に
生じたものに」を削る。
第三十九條第一項第三号中「第四号」を「第
四号の二」に改める。
第四十一條第三項中「第五十六條第二項から
第四項まで」を「第三十五條第二項及び第三
項」に改める。
第四十二條第四項中「執行裁判所」の下に
「の裁判所書記官」を加え、同條第五項から第
七項までを次のように改める。
5 前項の申立てについての裁判所書記官の処
分に対しては、その告知を受けた日から一週
間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し
立てることができる。
6 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所
書記官の処分に対する異議の申立てを理由が
あると認める場合において、同項に規定する
執行費用及び返還すべき金銭の額を定めるべ
きときは、自らその額を定めなければならない
7 第五項の規定による異議の申立てについて
の決定に対しては、執行抗告をすることがで
きる。
第四十二條に次の二項を加える。

8 第四項の規定による裁判所書記官の処分
は、確定しなければその効力を生じない。
9 民事訴訟法第七十四條第一項の規定は、第
四項の規定による裁判所書記官の処分につい
て準用する。
この場合においては、第五項、第七項及び前
項並びに同法第七十四條第三項の規定を準用す
る。
第七十四條第三項中「第四百二十條第一項各
号」を「第三百三十八條第一項各号」に改め
る。
第九十條第五項中「訴え」の下に「又は民事
訴訟法第百七十七條第一項の訴え」を加える。
第百四十條中「第百七十七條第三項」を「民
事保全法第四十九條第三項」に改める。
第百七十一條第二項中「第二号」を「第六
号」に改める。
(民事執行法の一部改正に伴う経過措置)
第四十五條 前條の規定の施行前に再審の申立て
があつた事件については、同條の規定による改
正後の民事執行法(以下この条において「新執
行法」という。)第十條第十項において準用する
新民訴法第百四十九條の規定にかかわらず、
なお従前の例による。
2 前條の規定の施行前に供託された金銭又は有
価証券についての相手方の権利については、新
執行法第十五條第二項において準用する新民訴
法第七十七條の規定にかかわらず、なお従前の
例による。
3 前條の規定の施行前に申し立てられた民事執
行、保全執行及び企業担保権の実行の事件につ
いては、同條の規定の施行の日から起算して一
月を経過する日までの間は、新執行法第十六條
第二項から第四項まで(同條第二項については、
新民訴法第百四條第三項の準用に関する部分に
限る。)の規定(これらの規定を民事保全法平成
元年法律第九十一号)第四十六條及び企業担保
法第十七條第二項において準用する場合を含む。
は、適用しない。この場合においては、新

第三部 法務委員会會議録第八号 平成八年六月十三日 【参議院】

執行法第十六条第一項に規定する者に対する送達は、その者が同項前段の届出をしている場合を除き、なお従前の例による。

4 前条の規定の施行前にした支払命令の申立てに係る仮執行の宣言を付した支払命令については、なお従前の例による。

5 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の民事執行法第四十二条第四項(企業担保法第十七条第二項において準用する場合を含む。)の申立てがあつた場合には、当該申立てに係る執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続については、なお従前の例による。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第四十六条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八号」を「民事訴訟法平成八年法律第 号(第五号第四号)」に改める。

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三十一号」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第十七号」に改める。

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 前条の規定の施行前に告知があつた下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律附則第五条第二項において準用する同法附則第三条第一項の規定による移送の裁判又は同項の移送の申立てを却下する裁判については、なお従前の例による。ただし、新民訴法附則第三条の規定により新民訴法の規定が適用される事項については、この限りでない。

(民事保全法の一部改正)

第四十九条 民事保全法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百三十三号、第百三十五号及び第百三十六号」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第七十七号、第七十九号及び第八十号」に改める。

第五条第二項を削る。

第十条及び第十一号を次のように改める。

第十三条第三項を削る。

第二十七号第五項中「第十三条第三項の規定は第一項の疎明について、」を削り、「第一項の規定」を「第一項の規定」に改める。

第二十八号中「保全異議事件につき著しい損害又は遅滞を避ける」を「当事者、尋問を受けるべき証人及び審問を受けるべき参考人の住所その他の事情を考慮して、保全異議事件につき著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図る」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十八号第三項及び第三十九号第三項中「第十三条第三項の規定は前項の規定による疎明について、」を削り、「第一項」を「第一項」に改める。

第四十条第一項中「第三十一号まで」を「第二十九号まで、第三十一号」に改める。

第四十一条第四項中「から第三十一号まで」を「第三十一号」に、「第四百二十九号」を「第三百四十九号」に改める。

第四十二条第二項中「第十三条第三項の規定は疎明について、」を削り、「前項の規定」を「前項の規定」に改める。

(民事保全法の一部改正に伴う経過措置)

又は有価証券についての相手方の権利については、同条の規定による改正後の民事保全法(以下この条において「新保全法」という。)第四条第二項において準用する新民訴法第七十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行の際に係属している保全異議事件の移送の要件については、新保全法第二十八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前に再審の申立てがあつた事件については、新保全法第四十一条第四項において準用する新民訴法第三百四十九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第五十一条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五号第五項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百七十七号」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第百九号」に改める。

第四十一条第二項中「第十条」を「第十一条」に改める。

(借地借家法の一部改正)

第五十二条 借地借家法平成三年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第四十三条中「忌避及び回避」を「及び忌避」に、「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)」に改める。

第五十二条中「第百三十六号及び第二百三十三号」を「第八十九号、第二百六十四号、第二百六十五号及び第二百六十七号」に改める。

第五十三条第一項ただし書を削り、同条第二項中「第百五十一条第四項」を「第九十一条第四項及び第五項」に改める。

第五十四条中「第百四号」を「第七十三号」に、「第八十九号から第九十四号まで」を「第一

六十一条から第六十六号まで」に改め、「除く。」の下に、「第七十四号及び第百二十一号」を加える。

(借地借家法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の借地借家法第五十四条において準用する旧民訴法第百四号第一項の申立てがあつた場合には、当該申立てに係る費用の額を定める手続については、なお従前の例による。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第五十四条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百七十八号第三項」を「民事訴訟法(平成八年法律第 号)第百十号第三項」に、「第百八十条第一項本文及び第二項」を「第百十二号第一項本文及び第二項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(最高裁判所規則への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行の際現に裁判所に係属し、又は執行官が取り扱っている事件の処理に必要事項は、最高裁判所規則で定める。

附則

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十四条中商標法第四十三号の六第二項、第四十三号の八及び第四十三号の十三第一項の

改正規定平成九年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

二 第三十条中特許法第十條の改正規定、第三十二條中実用新案法第二條の五第二項の改正規定、第三十三條中意匠法第六十八條第二項の改正規定、第三十四條中商標法第七十七條第二項、附則第二十七條第二項及び附則第三十條の改正規定並びに第五十一條中工業所有權に関する手続等の特例に関する法律第四十一條第二項の改正規定、平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日

六月十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、民事執行法の一部を改正する法律案(衆)

民事執行法の一部を改正する法律案

民事執行法の一部を改正する法律

民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項中「債務者が」を「債務者又は不動産の占有者が」に改め、「をするとき」を削り、「おそれがある行為」の下に「(以下この項及び次項において「価格減少行為等」という。)」を加え、「次条において同じ。」を削り、「債務者に」を「その行為をする者に」に、「これらの行為」を「価格減少行為等」に改め、同条第二項中「債務者が」を「不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九條第一項の規定により消滅する權利を有する者に対抗することができないものが、」に改め、「違反した」の下に「とき、又は価格減少行為等をする場合において同項の規定による命令によつては不動産の価格の著しい減少を防止することができないと認めるべき特別の事情がある」を加え、「同項の命令を申し立てた者」を「差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次条において同じ。)」に、「債務者に」

を「その命令に違反した者又はその行為をする者に」に改め、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 執行裁判所は、債務者以外の占有者に対し前二項の規定による決定をする場合において必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならぬ。

第五十六條第二項中「前条第八項」を「前条第九項」に改める。

第七十七條第一項中「債務者が」を「債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九條第一項の規定により消滅する權利を有する者に対抗することができないものが、」に、「債務者に」を「その行為をし、又はその行為をするおそれがある者に」に改め、同条第二項中「及び第五項から第七項」を「第四項及び第六項から第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五十五條第三項の」を「第五十五條第四項の」に改める。

第八十三條第一項中「事件の記録上差押えの効力発生前から権原により占有している者でない」と認められる」及び「差押えの効力発生後に占有した者で」を削り、「ものに」を「者に」に改め、同条第三項中「ただし、」の下に「事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は」を加える。

第八十五條第七項中「第五十五條第六項から第八項」を「第五十五條第七項から第九項」に改める。

第二百一十一條中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改める。

第二百二十七條第四項中「第五十五條第六項から第八項」に改める。

第八項」を「第五十五條第七項から第九項」に改める。

第八十二條中「その權利者」の下に「以下第百八十七條の次に次の一條を加える。

第百八十七條の次に次の一條を加える。

(不動産競売の開始決定前の保全処分)

第百八十七條の二 不動産競売の開始決定がされる前に、債務者又は担保權の目的である不動産の所有者若しくは占有者が不動産の価格を著しく減少する行為又はそのおそれがある行為(以下この項及び次項において「価格減少行為等」という。)をする場合において、特に必要があるときは、執行裁判所は、その不動産につき担保權を実行しようとする者(次項において「担保權実行者」という。)の申立てにより、担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をする者に對し、その不動産についての民事執行の売却の手続において買受人が代金を納付するまでの間、価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為を命ずることができる。

2 不動産競売の開始決定がされる前に、担保權の目的である不動産を占有する債務者若しくは所有者又はその不動産の占有者でその占有の権原を担保權実行者に対抗することができないものが、前項の規定による命令に違反したとき、又は価格減少行為等をする場合において同項の規定による命令によつては不動産の価格の著しい減少を防止することができないと認めるべき特別の事情があるときは、執行裁判所は、担保權実行者の申立てにより、担保を立てさせて、その命令に違反した者又はその行為をする者に對し、その不動産についての民事執行の売却の手続において買受人が代金を納付するまでの間、不動産に対する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

3 前二項の申立てをするには、第百八十一條第一項から第三項までに規定する文書を提示しなければならぬ。

4 申立人が、第一項又は第二項の規定による決定の告知を受けた日から三月以内に、当該担保權の実行としての不動産競売の申立てをしたことを証する文書を提出しないときは、執行裁判所は、相手方又は当該担保權の目的である不動産の所有者の申立てにより、その決定を取り消さなければならぬ。

5 第五十五條第三項、第四項及び第六項の規定は第一項又は第二項の規定による決定について、同条第五項の規定は第一項若しくは第二項の申立て又はこの項において準用する第五十五條第四項の申立てについての裁判について、同条第七項及び第八項の規定は第二項の規定による決定について、同条第九項の規定は第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について準用する。この場合において、同条第三項中「債務者以外の占有者」とあるのは、「債務者及び当該担保權の目的である不動産の所有者以外の占有者」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件については、なお従前の例による。

3 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第十七号中「又は第七十七條第一項」を「第七十七條第一項又は第百八十七條の二第二項」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

4 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一七の項口中「同条第三項」を「同条第四項」に、「又は同法第百七十二條第二項の規定による」を「同法第百七十二條第二

項の規定による申立て又は同法第百八十七条の二第一項若しくは第二項の規定による不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの」に改める。

(検討)

5 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の民事執行法第五十五条、第七十七条、第八十三条及び第百八十七条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。